

放送分野における協力のあり方

平成 21 年 9 月
(2009 年)

独立行政法人国際協力機構
経済基盤開発部

基盤

JR

09-121

目 次

序 文

目 次

第1章 放送に関する概況.....	1
1-1 放送分野に関する現状－その重要性－	1
1-2 放送の定義と種類.....	2
1-2-1 放送の定義.....	2
1-2-2 放送の種類.....	3
1-3 国際的援助動向.....	6
1-4 我が国の援助動向.....	7

コラム：ミクロネシア連邦国 ヤップ島におけるラジオ放送の役割9

第2章 放送分野協力における課題とアプローチ	10
2-1 放送分野協力の目的と開発課題体系図	10
2-2 放送分野協力におけるこれまでの課題とアプローチ	11
2-2-1 開発戦略目標1：放送政策策定支援	11
2-2-2 開発戦略目標2：放送施設・機材の整備	13
2-2-3 開発戦略目標3：放送組織・人材の育成	16
2-2-4 ケーススタディ－これまでの協力案件から得られる教訓－	18
ケーススタディ1：インドネシア－放送政策策定能力の向上－	18
ケーススタディ2：インドネシア－放送施設・機材の整備－	21
ケーススタディ3：ブータン－放送組織・人材の育成－	24
2-3 放送分野における新たな課題とアプローチ	26
2-3-1 開発戦略目標4：各分野への放送活用	26
2-3-2 ケーススタディ－関連案件における課題と教訓－	28
ケーススタディ4：パプアニューギニア－教育分野への貢献－	28
ケーススタディ5：コソヴォーガバナンス向上に資する利活用－	30

コラム：ザンビア ラジオ放送を利用した農業情報の普及32

第3章 放送分野における協力のあり方.....	33
3-1 JICAの協力の方向性	33
・ 放送分野協力とキャパシティ・ディベロップメント.....	35
3-2 放送分野における協力のポイントと留意点.....	38
3-3 今後の検討課題.....	40

付録

付録1 主な協力事例	付録-1
1-1 技術協力	付録-1
1-1-1 技術協力プロジェクト（技プロ）	付録-1
1-1-2 専門家派遣	付録-2
1-1-3 研修員受入	付録-2
1-2 資金協力	付録-2
1-3 ボランティア	付録-4
1-3-1 青年海外協力隊（JOCV）	付録-4
1-3-2 シニア海外ボランティア（SV）	付録-4
別表 放送分野課題関連案件リスト	付録-5
付録2 国際的援助動向	付録-14
2-1 主要な国際会議	付録-14
2-2 主要なタスクフォース	付録-16
付録3 主要ドナーの取り組み	付録-19
3-1 ユネスコ （UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）	付録-19
3-1-1 支援方針	付録-19
3-1-2 主な協力	付録-19
3-2 国連開発計画（UNDP: United Nations Development Programme）	付録-20
3-2-1 支援方針	付録-21
3-2-2 主な協力	付録-21
3-3 世界銀行	付録-21
3-3-1 支援方針	付録-22
3-3-2 主な協力	付録-22
3-4 国際電気通信連合（ITU: International Telecommunication Union）	付録-23
3-4-1 支援方針	付録-23
3-4-2 主な協力	付録-23
3-5 米国国際開発庁 （USAID: United States Agency for International Development）	付録-24
3-5-1 支援方針	付録-24
3-5-2 主な協力	付録-25
3-6 カナダ国際開発庁（CIDA: Canadian International Development Agency）	付録-25
3-6-1 支援方針	付録-26
3-6-2 主な協力	付録-26

3-7	英国国際開発庁（DFID: Department for International Development）	付録-26
3-7-1	支援方針	付録-27
3-7-2	主な協力	付録-27
3-8	スウェーデン国際開発協力庁 （Sida: Swedish International Development Cooperation Agency）	付録-28
3-8-1	支援方針	付録-29
3-8-2	主な協力	付録-29
付録4	基本チェック項目	付録-31
4-1	放送全般に関するチェック項目	付録-31
4-2	放送局に関するチェック項目	付録-32
4-3	参考となる資料、ウェブサイト	付録-33
付録5	地域別の放送分野の現状と優先課題	付録-35
5-1	南・南西・東アジア	付録-35
5-1-1	インドネシア	付録-35
5-1-2	スリランカ	付録-38
5-1-3	ネパール	付録-41
5-1-4	ブータン	付録-44
5-2	中央アジア	付録-48
5-2-1	キルギス共和国	付録-48
5-3	大洋州	付録-51
5-3-1	パプアニューギニア	付録-51
5-4	中南米	付録-54
5-5	アフリカ	付録-54
5-5-1	ウガンダ	付録-55
5-5-2	カメルーン	付録-57
5-5-3	セネガル	付録-60
5-5-4	ナイジェリア	付録-62
5-6	中近東	付録-65
5-6-1	アフガニスタン	付録-66
5-7	東ヨーロッパ	付録-69

序 文

これまで放送分野におけるJICAの協力としては、特に1980年代以降の東南アジア地域における経済成長に伴う、インドネシアやフィリピン等アジア地域を中心としたマスタープラン策定、テレビやラジオの放送施設建設、機材供与に代表される支援内容がメインとなっていたが、アフリカ地域や大洋州地域、中南米地域等、アジア圏以外への協力も件数は少ないながら行われてきた。また、これら施設及び機材の整備に合わせて、専門家やボランティアの活動を通じた番組制作や放送技術の能力向上といった全般的な放送人材の育成も同時に行われてきた。

2000年代に入ってから、放送分野においてもデジタル化の波が押し寄せ、開発途上国においては老朽化した既存のアナログ施設及び機材の更新のタイミングも相まって、デジタル化に対応した施設及び機材の整備のための協力が要請されるようになった。加えて、施設及び機材などのインフラ整備のみならず、デジタル化にあわせたチャンネルプランや放送人材の育成といったソフト面での協力も求められるようになった。デジタル化以外にも、免許制度の拡充を中心とした民営化や個人情報保護制度の構築、さらには放送技術を活用した民主化支援といった様々な分野での支援が必要とされている。

そして、2008年の新生JICA発足により技術協力・有償資金協力・無償資金協力という3つの援助手法を有機的に連携させることが可能となり、質と規模の両面においてより開発効果の高い国際協力を追及することが求められている。

本報告書は、JICAの情報通信技術課題タスクフォースのメンバーが中心となり、関係資料や情報の収集・分析を行い、開発のための効果的なアプローチとJICAのとるべき協力方針について検討を重ねた結果を取りまとめたものである。本報告書では、全般的なアプローチとJICAの協力のあり方を検討すると共に、放送分野における4つの開発戦略目標を設定し、それらについて留意点や協力のポイントを検討した。

JICAの情報通信技術タスクフォースでは、より良い案件の企画・運営管理のために常に最新情報の入手・分析に努める所存であり、同分野に関しご質問・ご意見があれば、同タスクフォースにご相談、ご連絡を頂きたい。

終わりに、本報告書の策定にご協力、ご助言を頂いたJICA内外の関係者の方々、また、本報告書の策定に特に尽力頂いた課題タスクフォースのメンバーに対し心より感謝を申し上げます。

平成21年9月

独立行政法人国際協力機構
経済基盤開発部長 黒柳 俊之

第1章 放送に関する概況

1-1 放送分野に関する現状—その重要性—

1920年代に放送が開始されたラジオ放送、1930年代に放送が開始されたテレビ放送は、その後、急速な技術の進歩を遂げて、重要な情報伝達媒体へと進化した。その重要性は世界共通であるが、特に開発途上国において放送分野がもたらすインパクトは3つに分類することができる。1つ目は、視聴者へ情報を伝達し、それにより人々の活動機会が多様化・広義化されることである。2つ目は、ラジオやテレビ放送が途上国や人々が抱える他の開発課題の解決のためのツールとして活用され、他課題の解決に間接的に貢献することである。3つ目は、公共のメディア¹（媒体）として人々に敏速かつ正確な情報を伝えることで、政治・社会的安定に貢献することである。前者2点は、運輸交通、都市開発といった他の社会基盤整備（インフラ整備）事業全体が持つインパクトと同じであるが²、マスメディアとしての公共的役割を担う点が放送分野の特色である。

(1) 直接的インパクト—情報伝達媒体としての重要性—

ラジオやテレビ放送の最大の特徴は、不特定多数へ同時に情報を発信できる点である。特に識字率の低い地域では、音声で情報が伝達できるラジオ放送は有効な情報伝達の手段であり、また映像・音声・文字情報が同時に伝達できるテレビ放送は、活字媒体など他の媒体に比べ一度に伝えられる情報量が格段に多い。近年では送信機材の簡素化と価格の低下にとともに、その地域の言語を使用し、生活に密着したローカル情報（市場情報、気象情報、地方自治体からのお知らせ等）を主に伝達するコミュニティ放送（ラジオ）が出現するなど、情報の受け手に合わせ、放送の手段と手法が多様化しつつある。

(2) 間接的インパクト—ツールとしての重要性—

ラジオやテレビ放送は、ツールとして活用することで、貧困削減など、他の開発課題における取り組みに対し情報活動を促進する有効な手段として利用することができる。特にラジオやテレビ放送は、広義の意味での「教育」に関する課題解決に有効なツールであり、保健医療の正しい知識や基礎教育の普及といった取り組みでの活用が可能である。例えば、学校教育の質の向上に取り組む場合、ルーラルと都市との教育の質の格差、教育へのアクセスの悪さ、就学生のジェンダー格差といった問題に対し、ラジオやテレビ放送を活用することでルーラル地域や自宅での学習を可能にするといった活用法が挙げられる。

(3) マスメディアとしての社会的インパクト

マスメディアは、多くの人々に必要な情報を敏速かつ正確に伝える役割を担う。その情報とは単に事実の伝達や知識の普及にとどまらず、社会における監視役的役割として問題提起

1 ラジオ、テレビ、新聞といった情報伝達手段と、それを発信するラジオ局、テレビ局、新聞社を総称しメディアと呼称する事もあるが、本資料では、情報伝達手段を「メディア（媒体）」とし、その発信者を「マスメディア」と呼ぶ。

2 JICA（2004）「人々の希望を叶えるインフラへ」
<http://www.jica.go.jp/branch/ific/jigyo/report/etc/200403.html>

を行うことも重要な役割の一つである。マスメディアがその役割を十分に果たすことで、社会秩序の安定、民主化支援、政治的安定などへの貢献が期待される一方で、その影響力の強さから、過去・現在において煽動やプロパガンダのツールに利用されてきたことも周知の通りである。

途上国ではメディア数が少ないことが多く、情報を提供できるルートも限られることから、情報の独占性が高く、マスメディアにはより高い公共性が要求される。公共性確保のためには、「表現の自由」が確保され、人々の間で情報の自由な市場が形成・発展できる環境が必要である。また人々がマスメディアから裨益するためには、情報発信者が複数確保され（情報の多元性の確保）、情報受信者が複数から情報を選択できること（情報の多様性の確保）も重要である。しかしこれらについては、政治体制やメディアに対する文化といった複雑なファクターが絡んでおり、マスメディア自身の努力や放送分野における協力のみでの環境整備は困難であると言わざるを得ない。

1-2 放送の定義と種類

1-2-1 放送の定義

放送とは、我が国においては放送法第二条第一号にて「公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信」と定義されており³、本資料においても同様に定義することとする。

放送は技術的には通信の一形態であることから、主要ドナーや国際機関では、一般的に「情報通信技術」分野のコンポーネントのひとつと位置づけており、放送分野を独立した分野として取り扱い、指針を定める機関はほとんどない。我が国においても同様に、外務省では情報通信技術分野の政策に放送分野を含めているほか、総務省では「情報通信白書」⁴にて放送分野の動向などを毎年公表している。

また、多くの途上国では、国家開発計画を受けて情報通信技術分野の行動計画を作成しており、放送分野についてもその中で触れられていることが多い。特に、公共情報の伝達、文化振興、経済活動の活性化、教育・医療分野など他の開発課題での活用、といった点で重要な社会基盤として認識されており、放送局や送信設備の整備、利用者の普及に重点が置かれていることが多い。

しかしながら、放送は通信と異なり、不特定多数への送信という側面から規制が必要な場面も多く、1-1で述べたマスメディアとしての社会的インパクトの大きさも加味した上で、本資料においては独立した分野として取り扱うこととした。なお、放送のデジタル化とインターネット網のブロードバンド化により、放送と情報通信の境界が曖昧になってきている。そこで、将来的に放送分野に関係すると考えられる内容（デジタル放送やインターネット放送等）については、情報通信技術分野に関する情報であっても極力記載することとした。

本資料において、放送分野の協力とは、放送の利活用を促進するための諸施策または技術を習得するための諸施策を目的とした案件とする。また、目的に含まずとも、他分野の協力にて放送

3 日本の場合、放送は「放送法」「有線テレビジョン放送法」「電気通信役務利用放送法」など関係する法律により分類されている。一般的に「放送」という場合、「放送法」に基づく放送を指す。

4 総務省 情報通信統計データベース「情報通信白書」
(<http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/cover/index.htm>)

が成果の一部や活動の一部に含む案件についても、本資料における分析の対象としている（ケーススタディ5参照）。なお、放送にはテレビ放送やラジオ放送以外にも、車内放送や駅構内の自動放送等、PA（パブリック・アドレス）と呼ばれる構内放送も含まれるが、本資料では放送のうち大部分を占めるテレビ放送とラジオ放送に絞り記載する。

1-2-2 放送の種類

(1) テレビ放送とラジオ放送

- ・ テレビ放送

テレビの放送システムには、音声や映像の情報処理、信号処理、送受信など幅広い技術が利用されているが、近年の情報通信技術の進歩により、その発展にはめざましいものがある。例えば、伝送方式は従来の地上電波による放送方式や有線（ケーブル）テレビ方式から、放送衛星や通信衛星を介する方式へ広がり、さらにインターネットやIPなど通信の範疇に入る方式を利用するまでに発展した（表1-1参照）。

これらの技術的変化は先進国に限らず、途上国のテレビ放送へも影響を及ぼしている。途上国では、先進国の放送局が辿ったアナログからデジタルへの段階的発展の経路の追従ではなく、新技術の動向を見据え、国情や目的に合ったテレビ放送を実現するための技術選択が必要となる。

表1-1 放送方式によるテレビ放送の種類

	方式
地上放送	地上の送信所から放送する放送方式。アナログ放送、デジタル放送がある。
衛星放送	人工衛星から放送する放送方式。用いられる人工衛星によって、BS 放送（放送衛星）、CS 放送（通信衛星）に分けられる。
ケーブルテレビ	ケーブル（同軸ケーブルや光ケーブルなど）を用いて放送する放送方式。
新たな放送	通信インフラを利用し放送するテレビ放送。 <ul style="list-style-type: none"> - インターネットテレビ : インターネット接続を介してインターネット上で提供される映像番組を視聴するもの。 - IP 放送 : 専用の IP 網を介して管理されたネットワーク上で映像番組を視聴するもの。

- ・ ラジオ放送

地上ラジオ放送は、受信機の設置や操作の簡便性、携帯性、受信機が安価、広い受信エリアといった特性を生かし、生活に最も密着した音声メディアといえる。また、非常災害時の情報伝達ツールとして利用されることも多い。一般的なラジオ放送の種類は、表1-2の通りである。

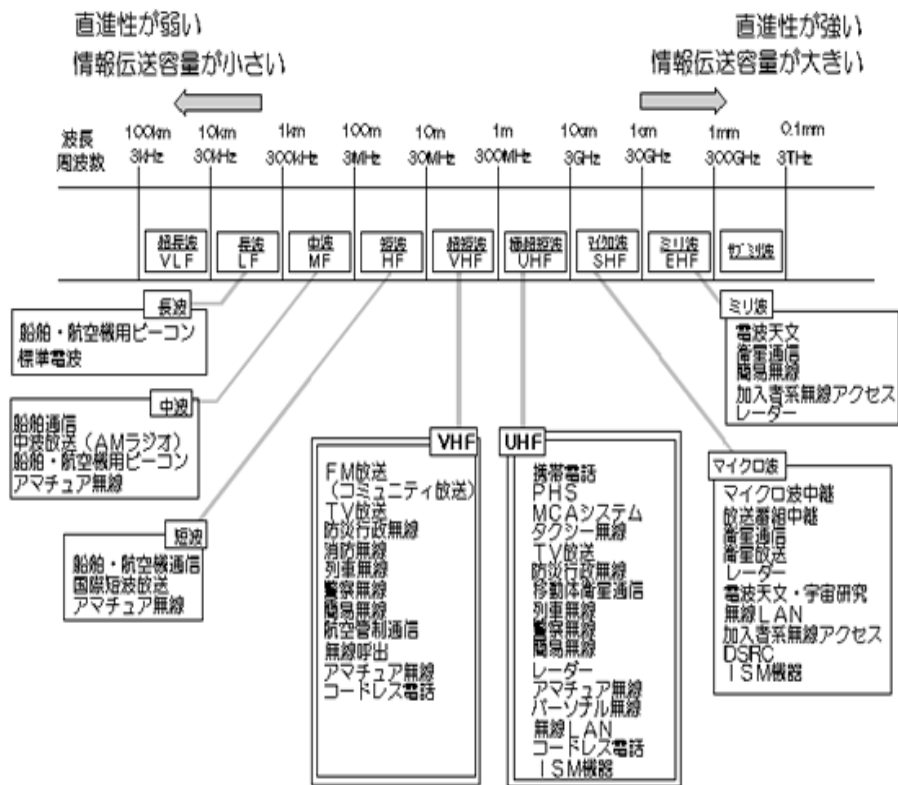
表1-2 放送方式によるラジオ放送の種類

長波放送	長波を利用したラジオ放送。主にヨーロッパ、アフリカ、高緯度地域で利用されるが、事例は多くない。
AM（振幅変調）放送	中波、短波を利用したラジオ放送。ノイズ等の耐性に弱く（中波）、季節や時間帯によっては放送が聞こえる周波数の変化が大きい（短波）が、遠距離への伝送が可能。
FM（周波数変調）放送	超短波を利用したラジオ放送。範囲は狭いが、より多くの情報を高音質で伝達できる。コミュニティラジオ放送は超短波を利用している例が多い。
新たな放送	通信インフラを利用し放送するラジオ放送。 - インターネットラジオ：インターネット上で音声コンテンツを配信するサービスを利用したラジオ放送。

近年増加しているコミュニティ放送には様々な呼び名と定義があるが、一般的に、特定地域・コミュニティ・住民を対象とし、運営自体が非商業目的のラジオ・テレビ放送を指す。国によっては法や規制によってコミュニティ放送を定義している場合もあるが、多くは民間の地域放送との線引きが曖昧な状況にある。財源は国際機関・各国ドナー・NGOによる資金援助、政府補助金、寄付、広告収入などであるが、国によってはコミュニティ放送の財源を制限している場合もある。対象となる住民自身が設立または参加していることが重要要素の一つとされ、放送の実施自体が目的ではなく、番組制作や運営に係る全てのプロセスが重要とされる。

BOX1-1 ラジオ・テレビに使用される周波数の種類とその特性⁵

周波数	特性
長波 (LF: Low Frequency)	波長は 1~10km。非常に遠くまで伝わるが、大規模なアンテナと送信設備が必要。
中波 (MF: Medium Frequency)	波長は 100~1000m。遠距離まで届くことから一般的なラジオ放送用として利用される。送信機や送信アンテナは大規模なものが必要だが、受信機は簡単なもので済む。
短波 (HF: High Frequency)	波長は 10~100m。長距離の通信が簡単に行えることから、国際放送や遠隔地向けの国内放送に利用される。
超短波 (VHF: Very High Frequency)	波長は 1~100m。直進性が強いが、山や建物の陰にもある程度回り込んで伝わるができる。短波に比べ多くの情報を伝えることができるが、放送局(送信所)から到達できる距離が短い。
極超短波 (UHF: Ultra High Frequency)	波長は 10cm~1m。超短波より直進性が強いが、多少の山や建物の陰には回り込んで伝わることもできる。伝送できる情報量が大きい。



[出典] 総務省 電波利用ホームページ

5 総務省 電波利用ホームページ(<http://www.tele.soumu.go.jp/search/myuse/summary.htm>)

(2) 通信と放送の違い

通信については、電気通信事業法で「有線、無線、その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること」であり、特定間の情報交換（1対1）と定義されている。一方、放送については放送法で「公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信」であり、不特定多数への送信（1対n）と定義されている。通信においては特定される者同士の情報伝達であるため、憲法上も通信の秘密が保証されている一方、放送においては電波という公共資源を用いることから、情報のコンテンツに規制が課されることとなる。

しかしながら、昨今の技術の進歩に伴い、通信と放送の境界線が曖昧になりつつある。例えば、インターネットのホームページは通信サービスを用いて提供されているにも関わらず、不特定多数の人に見てもらうために情報が発信されており、旧来は閉じたサービスであった通信が、「公然性を有する通信」となっているのである。

あるサービスが通信と扱われるか放送と扱われるかで、受ける規制は大きく異なる。通信と放送の区分をどのように制度的に扱うのか、我が国においても議論は続いている。

(3) 放送のデジタル化

アナログは連続した信号で情報を表すのに対し、デジタルは0と1の組み合わせで情報を表す信号である。その特性から、デジタル放送はアナログ放送に比べて様々な雑音に強く、影響をほとんど受けないため、情報を安定して送受信できる（映像が乱れないなど）という特徴がある。

一般的に「デジタル放送」と表現する場合は、放送の送信・受信のプロセスがデジタル化されることを指しているが、番組制作・送出のプロセスについては、放送局が単独でデジタル化していくことで、制作・コンテンツ管理等に係るコストを削減していくこと等が可能である。

デジタル放送はアナログ放送と比べ、①品質が良く安定している、②多種類の情報を送るのが容易、③保守が容易、といった特長がある。また、情報の記録・保存がしやすいというメリットがある一方で、デジタル化によってデータが複製され易くなること、および複製されたデータが流通し易くなることから、著作権保護などの対策が必要になる。

世界的に見てデジタル放送は、日本方式（ISDB-T）、欧州方式（DVB-T）、米国方式（ATSC）の3種類がある。途上国を含め、既に多くの国で欧州方式が採用されており、日本方式は、2006年にブラジルが日本方式を元にした独自方式（SBTV-D-T）の採用を決定した他、2008年にアルゼンチンが採用する見通しであることを表明している。

1-3 国際的援助動向

2000年の九州・沖縄サミット以降、情報通信技術分野に対する国際的意識と期待感が特に高まり、以下のような国際会議が開催され、またタスクフォースが設置されている。（それぞれの詳細は「付録2 国際的援助動向」を参照のこと）。これらの国際会議やタスクフォースにおいて、放送分野についても検討がされている。主な国際会議及びタスクフォースは表1-3の通り。

表1-3 放送分野に関連する主要な国際会議及びタスクフォース

主要な国際会議	
2000年	九州・沖縄サミット ・「グローバルな情報社会に関する沖縄憲章」採択
2000年9月	国連ミレニアム・サミット ・「国連ミレニアム宣言」採択
2003年12月	世界情報社会サミット（WSIS）第1フェーズ ・「ジュネーブ原則宣言」及び「行動計画」策定
2005年11月	WSIS 第2フェーズ ・「チュニスサミット文書」「情報社会のためのチュニスアジェンダ」採択
主要なタスクフォース	
2000年～2002年	デジタル・オポチュニティー作業部会（通称：ドット・フォース） ・2001年のジェノバサミットにて「ジェノヴァ行動計画」を提出
2000年～	国連ICTタスクフォース
2006年～	世界情報技術開発同盟（GAID）

1-4 我が国の援助動向

我が国は世界最先端のIT国家として、これに見合った役割を国際社会において担うことが求められている。21世紀の世界の国々が共通に抱える大きな社会的課題に対して、情報通信技術を活用した課題の解決を世界に先駆けて実現し、その成果を世界に提供していくことが重要である。

2000年7月、日本政府は九州・沖縄サミットに先立ち、「国際的な情報格差問題に対するわが国の包括的協力策」⁶を発表した。この協力策の基本的理念は、情報通信技術分野は民間主導で発展する分野であり、公的部門の役割は民間の積極的な取り組みに対して政策及び人材育成等を中心に補完的に協力すること、また、協力実施にあたっては世界銀行、UNDP、ITU等の国際機関との連携を重視するとともに他ドナーとも連携すること、としている。また、国際的なデジタル・デバインド解消のために、2000年から5年間で総額150億米ドル程度を目途に公的資金（ODA及び非ODA）による包括的な協力策を用意することを表明した。協力の具体的内容の柱は、①「ITはチャンス」との認識の向上と政策・制度作りへの知的貢献、②人作り（研修、人材育成）、③情報通信基盤の整備・ネットワーク化支援、④援助におけるIT利用の促進、の4項目である。

また、我が国は放送を含む情報通信技術分野において、人材育成支援、開発途上国の情報通信主管庁との政策対話を通じた政策・制度策定支援、国際共同実験の実施等による情報通信基盤整備への支援、及び国際的なデジタル・デバインドの解消のために、グローバルな協力を推進する国際機関・地域機関への支援等を実施している。

情報通信技術分野における具体的な戦略は、サミットなどで採択された国際的合意内容や最新の技術動向も踏まえたうえで、内閣に設置された「IT戦略本部」が決定、発表している⁷。平成21

6 外務省「国際的な情報格差問題に対するわが国の包括的協力策について」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko_2000/it.html)

7 「情報通新技術戦略本部」が「IT 基本法」を2000年に発表。その後「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）」が「e-Japan 戦略」（2001年）、「e-Japan 重点計画」（2001年）、「e-Japan 2002 プログラム」（2001年）「e-Japan 重点計画 2002」（2002年）、「e-Japan 重点計画 2003」（2003年）、「e-Japan 重点計画 2004」（2004年）、「IT 政策パッケージ 2005」（2005年）、「IT

年6月15日に策定された「i-japan戦略2015」では、(1) 三大重点分野 (①電子政府・地方自治体分野②医療・健康分野③教育・人財分野の強化) (2) 産業・地域の活性化及び新産業の育成 (3) デジタル基盤の整備、の3つの柱を中心に、2015年に実現されるべき「将来ビジョン」とその方策を打ち立てている。

また、2006年に発表された「IT新改革戦略」⁸では、国際的施策として「課題解決モデルの提供による国際貢献」が示された。これは、情報通信技術の持つ社会構造を改革する力に着目し、世界の国々が共通して抱える社会的課題を情報通信技術の活用によって解決し、その解決モデル、構造改革力を世界に提供することで、国際貢献を果たすことを目指すものである。そのための目標として以下の3点が掲げられている。

- ① IT分野の戦略的・包括的な協力を推進
- ② アジアにおけるIT活用モデル (ITによる人・物・金・サービス・情報の円滑化等) を構築
- ③ アジア域内の言語・文化の多様性によるデジタル・デバイドを解消

「IT新改革戦略」やその目標達成に向けた施策である「重点計画-2006」⁹における放送分野に関連する内容としては、テレビ放送も活用した「防災通信システムの整備支援 (総務省)」や、「アジア・ブロードバンド計画の推進 (総務省及び関係府省)」が挙げられる。

特に2003年に策定されたアジア・ブロードバンド計画¹⁰は、その後2度の計画見直しが行われ、通信基盤の整備といったハード面に加え、ソフト面 (人材の育成、アプリケーションの充実、コンテンツの流通促進) の重要性に一層着目し、これらに関する内容について新規重点項目が多く加えられた。また、アジアにおける共通基盤の整備として、通信と放送の融合の流れをふまえ、デジタルテレビ放送、ブロードバンドを活用したIP放送等の先端技術・ノウハウのアジア各国への普及推進についても明記されている。

新改革戦略」(2006年)、「重点計画-2006」(2006年)、「IT新改革戦略 政策パッケージ」(2007年)、「重点計画-2007」(2007年)、「IT政策ロードマップ」(2008年)、「重点計画-2008」(2008年)、「i-Japan 戦略2015」(2009年)を発表。

8 首相官邸 IT戦略本部「IT新改革戦略」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>)

9 首相官邸 IT戦略本部「重点計画-2006」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060726honbun.pdf>)

10 総務省 DOSite「アジア・ブロードバンド計画」(<http://www.dosite.jp/asia-bb/jp/index.html>)

コラム：ミクロネシア連邦国 ヤップ島におけるラジオ放送の役割

ミクロネシア連邦国は、フィリピンの東、約 3,000Km にわたって位置する島嶼国家である。ここでは、最も西に位置するヤップ州でのラジオ放送について紹介したい。

ヤップ州においては、ラジオの重要性が非常に高い。州が運営する公共ラジオ局が FM ラジオを提供しており、ヤップ本島全域に唯一の放送を提供している（ただし数百 Km 離れたヤップ州離島群には FM 波は届かない）。ヤップ本島においては、ラジオの普及率が非常に高く、正確な統計は調査されていないが、1 世帯に必ず 1 台はあり、またカーラジオも含めるとそれ以上の普及率となる。

ほとんどの時間帯において、ローカル音楽、アメリカ音楽を流しているが、数時間に一度ニュースが放送され、自局で構成したローカルニュースと数時間遅れの録音された米 VOA ニュースが流される。ヤップ州で発行されるローカル新聞が存在するが、不定期発行でローカルニュースのみを記事にしているため、ほとんどの島民にとって、ラジオが国外で起きている出来事を知る最も身近で限られた情報源となっている（隣国パラオやグアムの新聞が販売されることもあるが、航空便にて運ばれてくるため約 1 週間遅れとなる）。また、州政府から島民に対しての行政情報の伝達手段としても活用され、適宜州政府より島民が必要な手続きなどをラジオ放送で伝えている。行政情報だけではなく、フリーマーケット開催などの島内イベント情報、立法府における討議のライブ中継、また祭りの際のライブ中継なども放送される。

しかし、ラジオが最も活用されるのは、台風の来襲時である。年に何度も来襲する台風の際は、島民にとって最も信頼される情報源であり、だいたい 30 分に 1 度の間隔で、台風の現在位置や強さ、速度がアップデートされ、注意すべき事項（「暴風域に入ったので外に出るな」とか、「コンクリート家屋などの避難場所に移動せよ」など）が放送される。台風来襲時にはほぼすべての島民がラジオを聴いていると思われる。放送局には、発電機が設置しており、また島民が所有するラジオのほとんどが乾電池で動作するため、台風直撃の停電時でも放送と聴取が可能である。

ヤップ州は、公用語が英語であり、ヤップ本島ではヤップ語、離島ではそれぞれの離島語が使用されている。これらのラジオ放送は、通常はヤップ語および英語で放送されているが、本島に住む離島民も多いため、行政情報や台風情報は、英語＋ヤップ語＋離島語で連続して放送される。

ではテレビの普及率はどうなのかということ、実はテレビ自体の普及率も案外高めである（3～4 世帯に 1 台くらい）。長い間、テレビ放送はヤップの伝統文化に悪影響を与えるという州の判断で導入されていなかった。90 年代に入り、テレビ放送が始まった（1 チャンネルのみ）ものの、島中には電波は届かず、州都周辺のみ受信が可能であった。アメリカから輸入した番組をそのまま流す編成が多かったが、協力隊員が何代か支援した経緯もあり、自局制作番組も放映されていた。アンテナと放送機器の老朽化が進み、後に台風でアンテナが故障したため、テレビ放送は中断されたが、島民からの不平不満はほとんど出なかった。反面、レンタルビデオが急速に普及し、島民の娯楽の中心となった。テレビ放送が停止しているにもかかわらず、テレビ＋ビデオ/DVD の普及率が高めなのはこの理由による。2005 年後半からデジタル放送が開始されたが、既存のアナログテレビにセットトップボックス（コンバータ）の設置が必要なため、チャンネル数は多いが、費用負担が高くなり、一般家庭への普及は遅々としているようである。

－教訓－

- ① 自然災害時のラジオへの期待と信頼性は高い
- ② テレビおよびインターネットへのアクセスができない多くの島民にとって、ニュースを早く得るほぼ唯一の手段である
- ③ 行政情報の重要な入手手段／情報提供手段の一つである
- ④ 異なる言語を使う島民への配慮がされている（基本英語＋各言語での放送）
- ⑤ 中心地（都会）だけではなく、広範囲に放送を伝播できる方法の検討が必要

寄稿：H14-2 ヤップ JOCV（コンピュータ技術）

第2章 放送分野協力における課題とアプローチ

2-1 放送分野協力の目的と開発課題体系図

2003年に刊行された“課題別指針 情報通信技術”にて設定された「情報通信技術 開発課題体系全体図」を受け、放送分野においても同様の体系図の設定の必要性を認識し、これまでの放送分野への協力とこれからの協力のあり方を踏まえ、「放送分野 開発課題体系全体図」を作成した。

開発戦略目標として、従来からの支援を引き続き継承し、かつデジタル技術導入の進展を踏まえた、「放送政策策定支援」、「放送施設・機材の整備」、「放送組織・人材の育成」の3つを設定した。そしてこれら放送技術及び放送コンテンツの他の開発課題への利活用について、「各分野への放送活用」を設定した。さらにこれら4つの開発戦略目標に対し、それらの中間目標を設定した。

4つの開発戦略目標における、「1.放送政策策定支援」、「2.放送施設・機材の整備」、「3.放送組織・人材の育成」の3目標については、放送そのものを直接課題としたアプローチであり、これまでもそれぞれの課題に対し、主に有償資金協力・無償資金協力・技術協力プロジェクトの3スキームにおいて、支援を実施してきた。

これに対し、「4.各分野への放送活用」においては、放送の利活用を目標にしたアプローチであり、今後新たに支援対象として考えていくべき目標となっている。

放送技術は、情報通信技術と同様、急速に発展しており、途上国においてもデジタル化が進んでいる。放送は情報通信技術と異なり、基本的に1対nの不特定多数への同時情報伝達手段であり、また受信においてリテラシーの垣根が低く、利用の裾野が広いという特徴を有している。このような放送のもつ特有の性格のため、必然的に公共的役割を担うことになり、社会秩序の安定、民主化支援、政治的安定などに大きな役割を果たしてきた一方、プロパガンダのツールとして利用されることもある。それゆえ、社会への影響力が大きい公共放送においては、真実、公正かつ民主主義の発達並びに公共の福祉を促進する手段としての役割が求められる。

以下に、「放送分野 開発課題体系全体図」を示す。

放送 開発課題体系図

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	サブ目標の達成手段の例 プロジェクト活動の例
1. 放送政策策定支援	1-1 放送政策の確立	放送マスタープラン策定	全国放送計画の策定支援
			放送エリア計画の策定支援
			放送サービス内容の検討
		周波数使用計画の策定	周波数使用計画の策定支援
		デジタル放送の導入計画	デジタル放送導入にかかるマスタープラン策定支援
			デジタル放送導入にかかる周知・広報
	1-2 放送法/制度の整備	放送法整備	放送局許認可制度の整備
		規制・監督機関の整備	
		公社/民営化にかかる技術支援	
	2. 放送施設・機材の整備	2-1 放送基盤の整備	放送局における設備・機材整備
			放送送信システム機器の整備
放送網拡充・整備			送信所・送信機
			中継局
受信設備			受信機器の普及
			電源設備
2-2 コンテンツの整備		コンテンツデータベース構築	
		放送番組の充実化	
3. 放送組織・人材の育成	3-1 放送政策担当者の育成	放送政策策定能力向上	
	3-2 放送技術者の育成	番組編成・番組制作	番組編成技術移転
			番組制作技術移転
		放送機器運用・保守管理技術	スタジオ設備
			送信・中継設備
	放送局運用管理	放送局財務・人事管理	
4. 各分野への放送活用	4-1 各セクターにおける利活用	情報提供ツールとしての放送活用促進	教育、農業、保健医療等の各分野への情報提供
			コミュニティ放送局運営支援
			防災情報システム (cf.緊急地震速報)
	4-2 ガバナンス向上に資する利活用	政治参加促進/国政プロセスの透明化	選挙放送支援
		放送のバリアフリー化	字幕放送支援
			複数言語による放送

2-2 放送分野協力におけるこれまでの課題とアプローチ

2-2-1 開発戦略目標1：放送政策策定支援

(1) 中間目標1-1：放送政策の確立

放送は、公共の福祉を増進するという目的のうえで、真実、公正に、そして地域性をもって提供されなければならない。また、放送に利用される電波は有限希少な資源であり、公平かつ効率的な利用が確保されなければならない。電波の利用においては、ITU憲章にて規定された国際周波数分配表に則り、混信を避けるために近隣諸国と協調しつつ、周波数の使用割当計画を策定する必要がある。そのため、どこにどのような放送局をどのくらい設置するか、また、どのような放送サービスを提供するのか、地域間のデバインドが生じないように配慮しつつ、放送マスタープランを策定することが求められる。外資系放送局の参入やデジタル放送への移行を見据え、放送局ごとに、具体的な周波数を割り当てる計画を策定していくことも重要となる。

さらに、先進国におけるデジタル放送への移行に伴い、途上国においても、デジタル放送の導入計画が進んでいくことが予想される。放送のデジタル化により、多チャンネル化・高品質化・高機能化が実現され、双方向サービスの提供を通して、新たな利活用方法を開発することができる。放送のデジタル化とは、番組の制作・送出・送信・受信のそれぞれの段階における設備がデジタル化されることを意味しており、デジタル放送への導入には全体的なマスタープランの策定が必要となる。

(2) 中間目標1-2：放送法/制度の整備

放送は、電波を利用して瞬時に広範囲に情報を伝播するため、社会に対して大きな影響力を有する。放送の真実、公正および表現の自由の保障を定めることにより、民主主義の発達と公共の福祉を図っていくことが求められる。放送される内容が、特定組織や個人の影響を受けることを避けるために、放送番組の制作、放送組織の運営などにおいては、表現の自由が明確化されるとともに、従うべき規律や基準の策定が重要となる。放送法を整備し、独立した監督機関の設置や放送倫理基準の策定を通して、民主主義の発達と公共の福祉を促進していくことが必要である。また、放送における地域格差については、採算性が低い地方部の電力確保を含めたインフラ整備に関し、公的に支援していく制度・枠組みの確立も重要になる。

また、世界的に「小さな政府」が推進される中で、途上国の国営放送局も、公社化や民営化の流れのなかにある。政府からの助成金に頼ることも難しくなっており、放送局は自身で資金を確保する必要に迫られている。今後は、民間企業としての経営体制の確立と、受信料徴収のシステムの整備やCM広告収入を目的とした営業マーケティング活動による、資金確保手段の確立が必要かつ重要になるであろう。

留意点

- ・ アナログ放送からデジタル放送への移行において、もっとも問題となる点は、デジタル放送受信機の普及にあると考えられる。デジタル放送の周知・広報を通じて人々の理解を促す努力に加え、受信機の価格を安価におさえる政策努力も必要となる。
- ・ デジタル放送の導入に際しては、放送された番組のコピーが容易となるため、知的所有権の問題にも対応していく必要が生じる。
- ・ 派遣される専門家は、政策面や法律面だけでなく、技術的な観点からのアドバイスが必要となるため、幅広い分野の知見が要求される。
- ・ 派遣される専門家は、特定機関・組織・個人による影響を受けてはならず、常に中立的な立場で支援を実施することが求められる。
- ・ 国により歴史・経済基盤・民主化の発達度合が異なり、放送の背景が異なるため、一律に民営化支援を目標にすることはできない。

JICAの取り組み

放送政策策定に関して、放送行政の強化に高い優先順位を置く途上国はまだ少なく、本分野での協力事例は多くはない。しかし放送分野の健全な発展には、管轄省庁による放送行政が果たす役割は重要である。例えば、放送法の制定、効率的かつ適切な周波数割当計画の策定、デジタル放送移行に向けたマスタープラン策定、放送内容の質を維持する監視団体の設置などが挙げられる。またコミュニティ放送が増加しており、地方政府との調整や地方政府自体の役割も重要性を増している。途上国の放送分野が発展するにつれ、本分野での協力事例も重要度を増すと考えられる。

これまでのJICAの取り組みとしては、インドネシアへの「放送政策策定支援」など、政策アドバイザー専門家の派遣が主となっている。また、近年はインドネシアにおける「デジタル放送の導入計画立案に係る通信情報省能力向上プロジェクト」（2007～2009）など、途上国におけるデジタル放送への移行計画支援も始まっている。対象国の放送サービス普及の段階に応じて、効果的なモデルを構築する必要があると同時に、今後デジタル放送分野において、どのような貢献が可能であるかを考えていく必要がある。

2-2-2 開発戦略目標2：放送施設・機材の整備

(1) 中間目標2-1：放送基盤の整備

ラジオ、テレビの放送局や送信設備は、通常首都や大都市に存在している。特にテレビ放送は送信・中継設備が国内全体に整備されている場合は少なく、放送電波から圏外となっているルーラル地域が多く残されている。ラジオ放送に関しても、電波の届きにくい諸島や山岳地帯などでの整備が急務となっている。

地域別のラジオとテレビの保有率は表2-1の通りで、決して一般に普及したメディアであるとは言えない状況である。特に、南アジアやサハラ以南のアフリカ諸国ではラジオ、テレビともに普及率が低い。ラジオ、テレビ放送を受信するためには、受信機（ラジオ、テレビ）に加え、電源が確保される必要がある。電化されていない地域では、手巻きラジオによる普及などが効果的であるが、テレビの普及は実質的に困難である。

表2-1 地域別ラジオ・テレビ保有率

	ラジオ保有率 (1000人当たり)	テレビ保有率 (1000人当たり)
中/低所得国		
東アジア、太平洋	287	317
ヨーロッパ、中央アジア	447	-
ラテンアメリカ、カリブ	411	289
中東、北アフリカ	277	200
南アジア	112	84
サハラ以南アフリカ	198	69
高所得国	1265	735
世界平均	419	275

[出典] 2005 World Development Indicators¹¹より抜粋

また、技術革新とともに、放送番組の提供と制作に必要な放送機材や放送送信システムも日々変貌を遂げている。たとえば、従来、映像素材はテープのダビングを利用して編集加工が行われていた（リニア編集）が、近年においては、映像をデジタルデータに変換し、コンピュータ上で編集・管理する（ノンリニア編集）ことが主流となってきている。また、CGを利用した情報番組（天気予報など）の制作も増加しているほか、デジタル放送に移行すると、番組に同期したデータ放送も可能となる。報道取材現場においても、従来は専用の設備と高価な専用回線を利用して伝送していた映像が、パソコンとIPネットワークを利用することにより、瞬時に編集スタジオを備える局に伝送が可能になるなど、放送番組制作現場においても、デジタル化とマルチメディア化が進展している¹²。こうした時代の流れに適応した機材の整備が求められている。

(2) 中間目標2-2：コンテンツの整備

途上国のテレビ放送局では、他国（主に先進国）から購入したコンテンツを流している時間帯が多く、自主制作番組の割合が非常に低い。都市の住民に比べて情報の少ない地方の住民へより裨益する情報を放送するためには、ローカル・コンテンツの質と量を向上させることが重要である。さらに、途上国の中には国家が他民族で構成されており、国内に多数の地方言語が存在する国も多く存在するため、より多くの人々へ情報を届けるためには、それらの言語へも配慮し翻訳が必要となる。しかし、途上国の放送局ではそのキャパシティの低さから、公用語や首都圏で使用されている言語でのみ放送されているコンテンツが多いのが現状である。他言語性と非識字人口を考慮し、吹き替えによる他言語放送の実現や、コミュニティ放送への支援などが望まれる。

制作された放送番組は、ライブラリとして保存され、二次利用し得る重要な財産となる。近年のデジタル技術の発達により、従来は番組タイトル・出演者・製作者などの簡単な情報がVTRと紐付けされているだけだったものが、放送をメタデータ化し、VTRに記録されてい

11 World Bank (2005) <http://devdata.worldbank.org/wdi2005/Cover.htm>

12 放送ハンドブック [改訂版] 日本民間放送連盟編, 日経 BP 社 (2007)

るメタデータを利用することで瞬時に大量の放送ライブラリの中から、必要な素材のみを抜き出し、利用することができるようになる¹³。このように、デジタルコンテンツライブラリデータベースを構築することにより、保有するコンテンツの価値を高めることが可能となる。

留意点

- ・ 2008年10月以降、有償資金協力のスキームが加わったことなどにより、JICAとしての放送基盤整備支援は今後増えていく可能性があるが、経営改善なくして機材導入のみを支援することはありえない。また、国営放送機関のみを対象とするのではなく、ファンド設立等を通じた民間放送支援も視野に入れるべきである。
- ・ 地域間の情報格差を生じさせないように、中継局や送信所を増設することで放送網を拡大し、大都市に集中しがちな放送局の放送を、地方に伝達する配慮を怠ってはならない。
- ・ 近年、先進国では、デジタル放送への移行が急速に進んでいる。途上国においても、デジタル放送の導入を検討している国も多い。しかし、デジタル放送を受信するためには、アナログ放送受信機器（テレビ・ラジオ）の更新が必要となり、更新コストを支払えなくなる人々が多いことが予想される。デジタル放送への移行に際しては、このような点にも配慮して計画を進める必要がある。
- ・ デジタル放送以前に、まずはテレビ・ラジオ放送を受信するための電源が確保される必要がある。途上国の地方においては電化されていない地域がまだ多く、この点において放送を普及するための方法を工夫し、新たなデジタル・デバイスを発生させないような努力が重要であろう。

JICAの取り組み

本開発戦略目標に関して、JICAは1970年代より数多くの協力を実施してきた。その内容は途上国の状況の変化に応じたものとなっている。1970年代～1990年代前半は、テレビよりもラジオ放送への協力が目立ち、ラジオでは放送網のサービスエリア拡大のための送信設備の整備、テレビでは初等～中等教育向けの教育チャンネルへの協力が多く行われた。1990年代後半からは、1970～1980年代に整備された施設が老朽化し、またアナログ機材の製造中止により修理部品の調達が困難となり¹⁴、それらの更新を目的とした協力が増加している。また、途上国間で放送分野の発達度の差が顕著になり始め、放送分野の中進国へは全般的な放送人材育成もしくは報道番組の充実といった特定の能力向上を目的とした協力事例が、また、後進国へは老朽機材により縮小したサービスエリアの拡大や放送中止の危機回避のための施設・機材整備といった急を要する事例が多

13 放送ハンドブック [改訂版] 日本民間放送連盟編, 日経 BP 社 (2007)

14 一般的に、電気製品の修理用部品の供給期間は5年であるが、代理店等に在庫があるため多くは製造後10年程度は入手することができる。それ以降の調達は非常に困難か不可能となり、新規機材を購入する必要がある。

い。近年では後者への協力が目立つ。技術革新による放送機材の変化に合わせ、過去に協力をを行った放送局に対し機材更新やフォローアップも多く行われていることが特徴である。

近年の協力事例としては、無償資金協力においては、キルギス「国営放送局機材整備計画」、セネガル「国営放送局（RTS）TV放送機材リハビリ計画」、ネパール「短波・中波放送局整備計画」、インドネシア「遠隔地ラジオ送信施設整備計画」、カメルーン「ラジオ放送網整備計画」、ウガンダ「ラジオ放送網整備計画」、ナイジェリア「中波ラジオ放送網整備計画」、ブータン「国営放送局機能強化計画」などがある。また、これまで外務省が「文化無償資金協力」の調査・実施を担当し、放送番組ビデオの供与等を行ってきたが、2008年10月の統合以降は、JICAが調査・実施していくこととなった。

有償資金協力においても、インドネシア「ラジオ・テレビ放送施設改善事業」などの実績がある。

放送施設・機材における支援において、持続性および活用度を高めるには、継続的な財政確保と人材育成が重要であり、技術協カスキームと連携した支援が有効であろう。

2-2-3 開発戦略目標3：放送組織・人材の育成

(1) 中間目標3-1：放送政策担当者の育成

デジタル化とそれに伴う次世代メディアへの対応、知的所有権や放送倫理、マスメディアの独立性など、放送に関する規律・規制に関わる諸問題にくわえ、これから進展していく放送と通信の融合を理解したうえで、放送政策や具体的計画を策定し、実施できる人材の育成が求められる。

(2) 中間目標3-2：放送技術者の育成

番組の制作と放送には多くの人々が関わっている。番組編成、番組制作の担当者はもちろん、スタジオ設備や送信・中継設備を維持運用する技術者、そして番組を作成するための資金を調達するための経営財務担当者など、それぞれが専門性をもって、番組の提供に貢献しなければならない。放送現場のデジタル化に伴い、デジタル放送に対応した放送技術者およびコンテンツ制作者の育成が必要となってくる。また、放送局では、そのマスメディアとしての役割から、技術面のみならず公共性を持つコンテンツ制作者や経営陣を育成する必要がある。しかしながら、途上国では高等教育や局内研修制度が整っていないのが現状である。

留意点

- ・ デジタル技術への対応のみならず、放送による民主主義の発達および公共の福祉を促進するという面を意識し、真実、公平な番組の提供ができる人材が育成されなければならない。

JICAの取り組み

放送人材の育成支援においては、技術協力プロジェクトや専門家派遣による現地での人材育成、ボランティア（JOCV、SV）の活動、放送人材を本邦へ招いての研修実施など、様々な方法で協力が行なわれている。これらの協力は、無償資金協力実施後に行なわれる事例も多く、また専門家・ボランティア・研修間の連携も多いのが特徴と言える。

研修においては、今までに本邦集団研修「テレビ番組制作」や在外技術研修「テレビドキュメンタリー番組制作（第三国研修）」などが実施され、番組制作における企画・構成能力の向上を支援している。テレビ番組制作手法だけではなく、人権・放送倫理・著作権等の関連知識の習得も目的としている。昨今は、途上国でも放送局のデジタル化が進んでいることから、「デジタル放送技術と機器保守管理」研修も実施しており、デジタル放送の運用や機器の保守管理、デジタル機器を利用したノンリニア編集などのスキル習得を目的とした研修も実施している。また、放送技術者や番組制作者を対象にした研修だけではなく、放送政策担当者や放送局幹部を対象にした「放送政策」や「幹部セミナー」および昨今はデジタル放送の導入計画立案や移行政策・戦略に係る研修を実施している。1995年度～2009年度に実施された研修内容の内訳は図2-1のとおりであり、放送機器維持管理や放送技術などのハード系と番組制作や放送政策などのソフト系がバランスよく実施されてきたことが窺える。

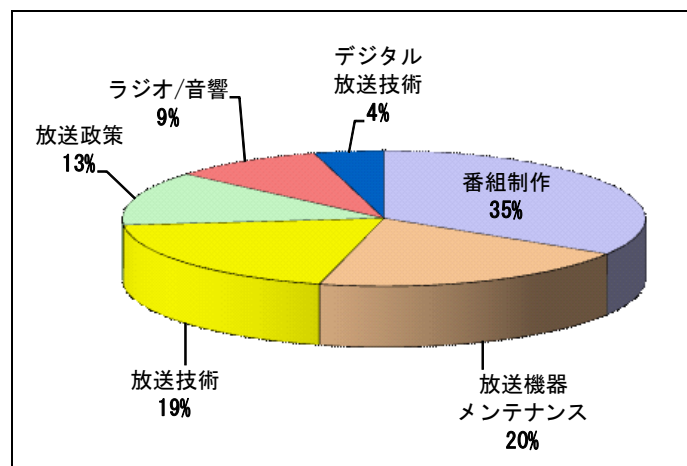


図2-1 放送分野におけるJICA研修実施内容（1995-2009）

人材育成においては、研修だけでなく、個別専門家派遣と技術協力プロジェクトが重要な役割を果たしている。無償機材供与のフォローアップとして、短期・長期の個別専門家が派遣され、供与機器のメンテナンス技術の移転や、機材を利用した番組制作のノウハウを移転し、人材育成に貢献している。近年の技術協力プロジェクトにおいては、スリランカにおける「機材維持管理改善」プロジェクトやブータンでの「国営放送支援/強化」プロジェクトが実施され、長期/短期技術専門家の派遣による日々の放送技術指導と放送局組織改善活動を通じて、人々の意識・能力の向上と組織のマネジメント力の強化に貢献している。

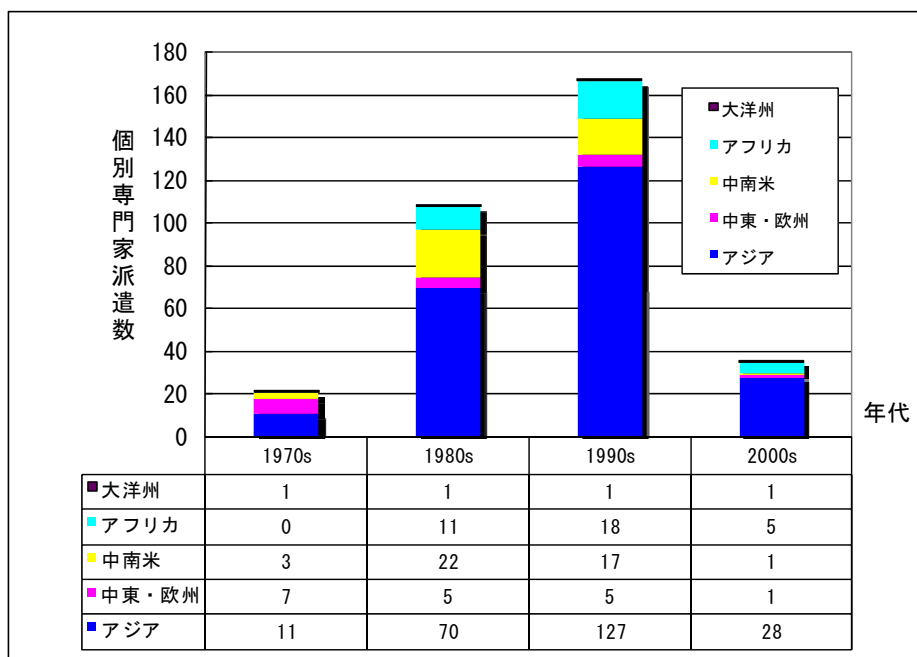


図2-2 年代別 放送分野 個別専門家派遣数（短期・長期を含む）

放送技術もIT技術と同様、技術革新が比較的速い分野のため、必要とされる技術を適切に把握し、支援内容を時代の変化にあわせ、常に検討し見直していく必要がある。また、放送の性格上、社会に対する影響が大きいいため、技術的な観点の人材育成にとどまらず、倫理的な観点からの人材育成も重要となる。

2-2-4 ケーススタディーこれまでの協力案件から得られる教訓ー

以下では、各開発目標について1案件ずつ、ケーススタディを取り上げる。各ケーススタディにおいては、案件の概要及び課題と対応、そして放送分野における教訓と提言を記載し、ケーススタディでの教訓について、今後JICAとしてどのように同分野への支援に生かしていくのか検討している。

ケーススタディ1：インドネシアー放送政策策定能力の向上ー

本ケーススタディは、政策策定能力の向上という点に関して、近年途上国でも導入の検討が進んでいるデジタル放送に対する技術支援を行った事例であり、日本側が提供できる技術内容と、支援にあたっての留意点をまとめたものである。

(1) 案件の基本情報

国名	インドネシア
案件名	デジタル放送の導入計画立案に係る通信情報省能力向上プロジェクト
案件名（英語）	The project on the Capacity Development of the Ministry of Communication and Information Technology concerning Digital Broadcasting Implementation Planning.
分野	政策策定支援
スキーム	技術協力プロジェクト
協力期間	2007.10.10-2009.3.31
協力金額	58,215 千円
先方関係機関	通信情報省
日本側協力機関	総務省

(2) 案件概要

1. 協力の背景	
	<p>インドネシア国におけるテレビ・ラジオ放送長期計画は、1969年/1970年に始まった第一次5カ年計画から1998年/1999年までの約30年間、長期計画として策定され、実施されてきた。その後、インドネシア国政府から我が国へ2001年から2010年までの長期総合開発調査（マスタープラン）策定の要請があり、1998年4月JICAによる事前調査団が派遣されたが、その直後にスハルト政権が崩壊し、また、金融・経済危機等により、開発調査は実施されなかった。</p> <p>一方、インドネシア国では、スハルト政権時代、テレビ放送は国営放送を中心とした体制であったが、スハルト政権崩壊後、民間テレビ放送局が相次いで設立され、民間放送の局数は1,100局（TV10局（全国放送）、中波放送426局、FM702局）以上となっており、更に、地域におけるTV放送局の設立が相次いでいる。これら民間放送局の放送周波数については、地方自治の名の下に、地方政府が中央政府との調整を行わずに割当てたもの、割当てられた周波数と異なる周波数で放送を行っている放送局があることなどから、現在、使用周波数は非常に乱雑な周波数割当てとなっており、電波障害が発生している。</p> <p>そのような中、ラジオ・テレビの地上波放送は、世界的にアナログ方式からデジタル方式への移行が急速に進んでいる。デジタル放送にはアナログ放送と比較して様々な優れた特長があり、周波数の有効活用も図れることから、インドネシア国においてもデジタル方式への準備を行うことが課題となる。</p> <p>以上を踏まえ、将来的な地上デジタル方式への移行を考慮した放送行政の実施体制の強化に関する技術協力の要請が日本になされ、2006年5月に事前調査を実施し、2007年10月10日にR/Dが署名された。</p>
2. 上位目標	
	インドネシア国において、適正なデジタル放送に関する計画が策定される。
3. プロジェクト目標	
	通信情報省のデジタル放送に関する計画の立案機能が強化される。
4. 成果	
	<ul style="list-style-type: none">・ 通信情報省において、他国のデジタル放送の実情が把握される。・ 通信情報省において、計画立案に関するプロセスが整備される。・ 通信情報省において、デジタル放送の計画立案がなされる。
5. 活動	
	<ul style="list-style-type: none">・ ワーキンググループとステアリングコミッティにおいて、デジタル放送及び移行計画の策定を支援する。・ 我が国のデジタル放送及び移行計画に関する政策・技術を紹介するセミナー及びワークショップを開催する。・ 我が国のデジタル放送と移行計画に関する研修を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送行政データベースの構築を支援する。 ・ デジタル化に関する意識調査を実施する。
6. 投入	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家派遣 長期専門家 1名 チーフアドバイザー／放送政策 短期専門家 2名 デジタル放送移行計画 ・ 研修員受入 受入人数 10名程度（研修分野）デジタル放送移行計画 ・ 機材等 データベース「Broadcasting Administration Database」構築のための機材供与、及び「放送許認可にかかる情報管理システム処理業務」を行うためのローカルコンサルタントの雇用

(3) プロジェクトにおける課題と対応

課題	<p>本プロジェクトは、事前評価段階においては、インドネシアにおける地上デジタル方式が欧州方式と日本方式のどちらが採択されるか決定されていなかったが、その後欧州方式が採択されることが判明した。</p> <p>インドネシアにおけるデジタル放送導入にかかる欧州方式採択の背景として、デジタル放送の導入に際しては世界的に欧州方式を採用する国が多く、また、インドネシア側の検討委員会の要請に対して、欧州のみがいち早く現地政府に対し調査団を派遣し、デモンストレーションを行ったことが一因として挙げられる。</p> <p>デジタル放送の大きな特徴であり、周波数の有効利用に繋がる「単一周波数中継方式（SFN）」に関して、日本方式と欧州方式では諸元が異なるため、全面的な協力が難しいといった制約が出てくることとなった。その結果、日本のチャンネルプランの紹介や移行計画等、基本的な考え方については協力が可能となったが、その他、ビジネスモデルの違いに伴う免許方針等についても欧州と日本では考え方が異なるため、事前評価段階において想定していた成果、活動、協力金額等、協力内容を大幅に変更した上で、PDMの見直しが必要となった。</p>
対応	<p>インドネシアにおける地上デジタル方式として欧州方式が採択されたことが判明した段階で、M/M署名後に現地に派遣していた専門家を通じ、インドネシア側の放送担当局長から今後のプロジェクトの方向性につきヒアリングを行った。その結果、方式としては欧州方式を採用したが、アナログからデジタルへの移行にあたっては、日本のデジタル化移行において得た知見を紹介し、インドネシア側の移行計画に協力してほしい旨申し出があったため、日本側の協力内容を再度見直し、移行計画を中心に組み立てていくこととなった。</p> <p>また、協力内容としては、放送免許やチャンネルプランといった放送行政にかかる指導科目が中心となるため、専門家候補を探すにあたっては、総務省からの全面的な協力を得ることとした。</p>

(4) 放送分野協力への教訓・提言

<p>上記 3.「プロジェクトにおける課題と対応」で述べたとおり、放送分野における政策策定支援の中でも、アナログ放送からデジタル放送への移行については、周波数の有効活用の観点からも世界的に急速に検討が進められている状況である。そうした中、デジタル放送導入の如何に関わるような協力については、相手国政府が導入する方式の違いで導入機材や免許制度等、多くの範囲にまたがって影響が出るため、それ以降の協力内容の見直しも迫られる恐れがある。</p> <p>本件においては、M/M締結後にインドネシアが欧州方式採択を決定し、プロジェクト実施にあたっては様々な面で問題が発生する恐れがあったため、方式決定以降の対応については、現地との綿密な情報共有体制が求められることとなった。しかしながら、プロジェクト開始前にパイプライン専門家として派遣していた専門家から、現地の状況についての詳細な報</p>

告があったため、日本側としても比較的スムーズに軌道修正を行うことが出来た。

デジタル放送の導入のみならず、政策面での協力を行う際には、プロジェクトの実施前からパイプライン専門家を派遣し、プロジェクトの周辺状況を詳細に把握することが重要であり、現地側の状況に変化があった場合は JICA 本部や現地事務所、専門家等が一体となって情報共有に努める姿勢が重要となる。

また、政策面での協力を考えた場合、専門家候補の選定にあたっては、省庁や有識者等を含めた日本側の支援体制の構築も重要となってくるため、案件の初期段階から関係者間の情報共有に努め、プロジェクトの概要が固まった段階で、すぐに支援を実施できるような体制を構築しておくことが重要である。

ケーススタディ2：インドネシア－放送施設・機材の整備－

本ケーススタディは、放送施設・機材の整備に関して、円借款スキームにより支援を行った旧JBICの事例であり、長期に亘って支援を行う際のポイントや、放送分野において資金協力をを行う場合の留意点をまとめたものである。

(1) 案件の基本情報

国名	インドネシア
案件名	ラジオ・テレビ放送施設改善事業（第1期、第2期、第3期）
案件名（英語）	Rehabilitation Project of Radio and Television Networks (I, II, III)
分野	放送施設・機材の整備
スキーム	有償資金協力
協力期間	第1期：1990.12－1996.12、第2期：1993.11－1998.12、第3期：1995.12－2001.12
協力金額	第1期：7,324百万円、第2期：708百万円、第3期：5,318百万円（貸付実行ベース）
先方関係機関	情報省ラジオ・テレビ・フィルム総局（事業実施時）
日本側協力機関	なし

(2) 案件概要

1. 協力の背景と概要	
	<p>国家開発計画における公共放送の目的は、①インドネシア全国民に対する情報、教育、文化の伝達、②インドネシア国民に対する国家理念の浸透、③国家開発計画に対する支援及び貢献であり、国土が広大かつ多民族国家の同国においては国語普及、教育への活用の観点から重要な役割を果たしている。事業実施当時、インドネシアのラジオ・テレビ放送は情報省ラジオ・テレビ・フィルム総局が所管しており、同省直営のインドネシア国営ラジオ放送局（RRI）及びインドネシア国営テレビ放送局（TVRI）がインドネシア全土で放送を行っていた。</p> <p>設備については老朽化、不適切な管理による機能低下、番組制作機能の不足が認められ、このままの状態では放置しておけば、機能低下が進み、設備が使用不能となる可能性があった。このような状況を踏まえ、1984年度に策定された放送セクター開発新15か年長期計画においては、放送の本来の姿を取り戻すための機能回復を目的に、ラジオ及びテレビ放送施設の改善計画が策定された。</p> <p>本事業は、以上の背景を踏まえて実施されたものであり、ラジオ及びテレビの番組制作設備並びに送信設備の整備、並びに関連施設の整備により、ラジオ及びテレビの受信地域及び人口の拡大、並びに放送の質の向上（ラジオの中波化及びFM化、並びにテレビのカラータン化）を図るものである。</p>
2. 上位目標	
	①インドネシア全国民に対する情報、教育、文化の伝達、②インドネシア国民に対する国家理念の浸透、③国家開発計画に対する支援及び貢献が実現される。

3. プロジェクト目標	
	ラジオ及びテレビ放送の質の向上、並びに放送施設の効率化及び信頼性の向上が実現される。
4. 成果	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存老朽設備のリハビリテーションが実現される。 ・ 中波ラジオ送信施設の新設、及び既存テレビ番組制作スタジオの番組制作設備の整備が実現される。 ・ メンテナンスセンターの新設及び機能強化が実現される。
5. 活動	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存老朽設備のリハビリテーションを実施する。 ・ 中波ラジオ送信施設を新設する。 ・ 既存テレビ番組制作スタジオの番組制作設備（映像装置、音響装置、番組編集装置）を整備する。 ・ メンテナンスセンターの新設、並びに追加設備及びスペアパーツの整備を実施する。 ・ 施工監理等のためのコンサルティングサービスを実施する。
6. 投入	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存老朽設備のリハビリテーション <ul style="list-style-type: none"> - 中波ラジオ放送送信設備：既存中波ラジオ放送送信設備のリハビリテーション及び更新 (I, III) - ラジオ番組制作設備：既存ラジオ番組制作設備の更新 (I) - テレビ番組制作設備：白黒テレビ番組制作設備の更新及びカラー化 (I) ・ 中波ラジオ送信設備の新設 (III) ・ 既存テレビ番組制作スタジオの番組制作設備（映像装置、音響装置、番組編集装置）の整備 (III) ・ メンテナンスセンター <ul style="list-style-type: none"> - ジャカルタ、メダン、ウジュンパンダンに一か所ずつ新設 (I) - 各センターにおける次の設備の整備 (II) <ul style="list-style-type: none"> * ラジオスタジオ及びテレビスタジオのバックアップ装置 * ラジオ中継局及びテレビ中継局設備のスペアパーツ * データ処理システムに係るパソコン * WAN システム及びソフトウェア * 測定機器 ・ コンサルティングサービス <ul style="list-style-type: none"> - 施工監理等のための外国人専門家及びローカル専門家の雇用 (I, II, III) - メンテナンスセンターにおける在庫管理、予防的メンテナンス、維持管理手法、データ分析、設備の管理運営に係る技術指導等を実施するための外国人専門家及びローカル専門家の雇用 (II)

* () 内は実施フェーズ

(3) プロジェクトにおける課題

1. 事業スコープ	
	<p>Fak-Fak 中波ラジオ放送局については、当初は自国予算で新設を予定していたが、土地を取得できなかったためリハビリテーションを実施できなかった。一方、Serui ラジオ局については 5kW 中波送信設備を新設した。これはアプレイザル当時 600W 短波送信機しかなく、フェージングによる電波障害によりイリアン・ジャヤ地域での FM 放送の受信が難しかったため、より広い同地域をカバーできるようになった。</p> <p>また 1970 年に新設された Medan テレビ局では、アプレイザル当時白黒の番組制作設備を運用していたが、老朽化及びスペアパーツの入手困難化により、カラーの番組制作設備を新設した。(以上第 1 期)</p>

2. スケジュール	
	<p>第1期については、事業スコープの変更に伴う工事の遅れの他、メンテナンスセンター間のデータ交換用の電話回線の確保に時間がかかったため、工事完了は計画より約1年遅延した。</p> <p>第2期については、設備の発注及び納入に係る手続きに見込み以上の時間を要したため、工事完了は計画より約半年遅延した。</p> <p>第3期については、アジア通貨危機後の社会的・政治的混乱（ジャカルタ暴動及び政権交代）、及びそれに伴う行政の停滞（情報省の廃止を含む）による入札手続きの遅れにより、工事完了は計画より約1年半遅延した。</p>
3. 整備した設備の現状	
	<p>第1期の事後評価の時点では、テレビ番組制作設備のスペアパーツが不足しており、使用不可能な設備の正常な部品と交換し使用している設備があるとともに、設備のスペックが陳腐化しつつあった。また、スペアパーツにはインドネシア国内での入手が困難なものがあり、メーカーに発注した場合、高額かつ時間を要する問題があった。</p> <p>さらに、メンテナンスセンターをネットワークで結び、在庫確認を行うシステムは、電話料金が高いため、十分に利用されていなかった。</p>
4. 管理運営に係る技術力	
	<p>RRIはラジオ訓練センターを、TVRIはテレビ訓練センターを、RRI及びTVRIでマルチメディア訓練センターを有しており、ラジオ及びテレビ放送に従事する職員の教育及び訓練を実施しており、管理運営にかかる技術力に特段の問題はないと考えられる。</p> <p>しかし第1期の事後評価の時点では、軽微な故障などには対応できるが、複雑な故障になると対応できる技術力がない問題があった。また継続的な財政措置が得られないため、教育及び訓練の頻度が低く、かつ不定期であり、持続性の観点で充分とは言いがたかった。</p>

(4) 放送分野協力への教訓・提言

1. 事業スコープ、スケジュール	
	<p>円借款事業は一般に案件形成から完成までに多くの時間を要する足の遅い事業である。一方、放送分野は一般に技術革新の速い分野であることから、時間の経過による整備予定の設備の陳腐化、スペアパーツの入手困難化、自国予算や他国予算による事業の進捗に伴うプロジェクトサイトの変化等により、事業スコープの変更がしばしば必要となる。</p> <p>また、これらの要因や円借款供与国側の社会的・政治的な事情等により、スケジュールもしばしば遅延する。特に事業スコープの変更が必要な場合、場合によってはM/Dの再締結やL/Aの再調印といった手続きが必要になり、相当の時間を要することとなる。</p> <p>従って、アプレイザルにおいては、設備の有用性及びメンテナンスの継続可能性を長期的な視点から検討すること、プロジェクトサイトの選定にあたっては、他の事業の動向を収集のうえ、その進捗を考慮した事業スコープを作成すること、また、予見される遅延を織り込んだ余裕あるスケジュールを作成するといった視点が必要である。</p>
2. 管理運営体制	
	<p>本事業の管理運営を実施しているRRI及びTVRIについては、中央省庁の再編に伴う情報省の廃止、及びラジオ・テレビ・フィルム総局の監督官庁の通信省への移管（1999年）、RRI及びTVRIの監督官庁の大蔵省への移管（2000年）等の変遷を経ている背景もあり、第1期の事後評価の時点ではメンテナンスセンターの位置付けが不明確であった。</p> <p>持続的な管理運営には管理運営責任の所在の明確化が必要であるとともに、財政面の裏づけが必要であることから、アプレイザルにおいては、長期的な組織再編の見通しや管理運営責任の所在の変更の有無を確認するとともに、財政事情に対する影響を確認すべきである。</p>
3. 統合効果の発揮	
	<p>第1期及び第2期事業については、その運営及び管理に対する支援がJICAの無償資金協力及び技術協力により実施され、そのことが効果の持続に結びついていると、第3期事業の事後評価において評価されている。</p> <p>このような連携は、完成後の円滑かつ持続的な管理運営に資するものであるとともに、JICAの基本目標「統合効果の発揮」の実現に資するものであることから、今後も案件発掘段階等において連携の可能性を考慮すべきである。</p>

ケーススタディ3：ブータン—放送組織・人材の育成—

本ケーススタディは、放送組織・人材の育成に関して、番組制作や放送網の確立といった放送技術者の育成に際しての留意事項や、長期専門家と短期専門家が協力して支援を行う場合の教訓等をまとめたものである。なお、本プロジェクトの後継案件として、「ブータン国営放送能力強化プロジェクト」（2007年9月～2010年9月）がある。

(1) 案件の基本情報

国名	ブータン
案件名	国営放送支援プロジェクト
案件名（英語）	The Project on Enhancement of the Bhutan Broadcasting Service
分野	放送基盤整備／放送組織・人材育成／メディア改善
スキーム	技術協力プロジェクト
協力期間	2005.6.16-2007.6.15（2007.9.15 まで延長）
協力金額	約 170 百万円
先方関係機関	ブータン国営放送局
日本側協力機関	総務省、日本放送協会（NHK）

(2) 案件概要

1. 協力の背景と概要	
	<p>ブータン国（以下、「ブ」国）において、経済基盤整備は、対「ブ」国の援助重点分野であり、「テレビ放送・通信整備」は主要プログラムのひとつである。「ブ」国政府は民主化推進のもと、「的確な情報提供と一般大衆の教育向上に寄与する」ことをブータン国営放送（BBS）に求めており、これを受けて 1) 全国テレビネットワーク網の確立、2) 放送時間の拡大、3) 60%以上の自主番組制作、4) 野外番組中継車による地域放送サービスの格差是正、5) 新 TV 放送センターの建設等が実現すべき目標としてあげられている。同時に「ブ」国政府は「ブータン固有の文化、伝統の継承、民意の統一」に努めており、1999 年に始まった民間 CATV 普及による外国文化の急激な流入への危機感から 2005 年に CATV に対し規制を実施すると共に、BBS を Multi Service Operator（MSO）の事業者指名し、国有の文化や言葉を中心にした「ブ」国独自の番組制作の強化も求めている。</p> <p>BBS は 1986 年のラジオ放送局に始まり、1999 年に首都圏ティンプーのみに限定した国営放送局として放送サービスを開始し、2003 年 1 月に TV スタジオが完成した。また、2003 年 6 月から派遣された個別専門家の指導のもと、エンジニアへの技術移転等が行われ、同月にランドクルーザー（4W）を改良して 3 カメラ体制の中継車（OB-VAN）（Outside Broadcasting VAN）を導入し、番組制作能力強化も図ってきた。2004 年には FPU システム導入も実現、2005 年には草の根無償資金協力により本格的な OB-VAN が導入され、生中継も首都圏ティンプーに限って可能になった。</p> <p>こうした背景のもと、2005 年 6 月に国営放送の機能強化を目的とした技術協力プロジェクト「ブータン国営放送支援プロジェクト」が、BBS をカウンターパート（C/P）として、2 年間の予定で開始され、運用管理・監視体制の確立、報道をはじめとした番組制作能力の強化による必要な情報を的確に提供できる体制の整備が期待されている。</p>
2. 上位目標	
	ブータン国民が報道・生活情報を的確および迅速に視聴できる環境が確立される。
3. プロジェクト目標	
	国営放送の番組制作能力と情報提供機能が向上する。
4. 成果	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全国 TV ネットワークの運用管理・監視体制を確立する。 2. 番組制作能力を向上させる。

	<p>3. 報道番組編成体制を強化する。</p> <p>4. 野外番組制作および中継機能を強化する。</p>
5. 活動	
	<p>1.1 運用管理・監視体制強化のためのマスターコントロールルーム/回線センターを構築する。</p> <p>1.2 西部ブータン地区光ファイバーを利用して、端末を整備し、番組素材回線網を含む双方向のTVシステムを確立する。</p> <p>1.3 東部ブータン地区マイクロ回線を利用して、端末を整備し、番組素材回線網確立のための準備を行う。</p> <p>2.1 TV番組制作スタジオを構築する。</p> <p>2.2 番組の制作体制を改善する。</p> <p>2.3 番組制作スタッフへ制作手法を指導する。</p> <p>2.4 地域参加番組制作手法の質向上の研修を実施する。</p> <p>3.1 TVニューススタジオを構築する。</p> <p>3.2 報道番組編成手法の研修を実施する。</p> <p>3.3 緊急報道体制を確立する。</p> <p>3.4 報道番組取材能力強化のための研修を実施する。</p> <p>4.1 野外中継車を活用した生中継番組を制作する。</p> <p>4.2 技術スタッフを指導し、野外中継技術の運用管理体制を改善する。</p>
6. 投入	
	<p><u>日本側投入：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家派遣 長期専門家 1名 放送技術 短期専門家 4名 番組制作／送信技術／番組運用制作技術／情報番組制作 ・ 研修員受入 受入人数 4名 (研修分野) TV 番組制作／TV 放送技術／VTR 保守運用 ・ 機材等 マスターコントロールルーム (MCR) 用機器、光端局整備機材、OB-VAN 用装置など <p><u>相手国側投入：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カウンターパート配置 6名 ・ 施設・設備等 放送局舎内スペース、番組制作費用など (運営コスト) 500,000Nu (約 1,350,000 円)

(3) プロジェクトにおける課題と対応

課題	<p>BBS は 1986 年ラジオ放送局として設立され、テレビ放送は 1999 年に、首都ティンプーをカバーする、1 日 1 時間の放送を開始したごく新しい放送局である。機材も最低限の機材を用いて、スタジオ放送のみを行っている程度であった。</p> <p>「ブ」国政府が進める民主化推進の中で、国営放送局である BBS が求められる機能を満たすためには、機材の充実と増加する職員の能力向上が不可欠であり、まずは安定的な番組送出と多様な番組作成能力向上のための技術移転が必要であった。</p> <p>また、職員の能力向上に関連して、ジャーナリストとしてのプロ意識／モラルが低いという問題があり、ミーティングを企画した場合に、定時に全員が集まらないという問題もあった。</p>
対応	<p>BBS に対しては、過去に青年海外協力隊や短期専門家、個別専門家を派遣してきたが、より包括的な協力を行うために、技術協力プロジェクトとして本プロジェクトが実施された。日本側投入として、1 名の長期専門家と複数の短期専門家を派遣することで、日々</p>

<p>の安定した番組送出を長期専門家が、多様な番組制作能力向上に資する協力を短期専門家が、長期専門家がそのフォローをするという形態がとられた。</p> <p>また、プロジェクトで供与された機材の維持管理についても長期専門家が日々の活動の中で指導することにより、技術者の能力の底上げが可能となった。</p> <p>なお、専門家に、これまで日本を始め海外での取材、撮影経験のある NHKOB の協力が得られたことにより、国営放送局職員としての意識の向上にも寄与した。</p> <p>プロ意識／モラルの改善については、本プロジェクト後に実施されているフェーズ 2 でも大きな課題となっているが、技術部門については、プロジェクト期間中に朝会の実施が始まり、効果が出始めている。ミーティングに参加すること、意志の疎通を図ることで、意識改革・チームワークの醸成につながっている。放送は、番組をチームで制作することが不可欠であり、チームワーク・協調性を育むことが、効率的な業務の遂行にあたって非常に重要だろう。</p>
--

(4) 放送分野協力への教訓・提言

<p>国営放送局しかない国においては、放送局の役割について、先方の意向を十分把握し、事前調査段階で放送局の技術レベル、保有機材、カバーエリア及び番組の内容について十分に調査し、技術中心の支援なのか、番組制作を中心とした支援なのかを、先方実施機関のレベルを明確にした上で、協力内容を精査する必要がある。</p> <p>また、地方からの素材の伝送などに、通信事業者等の協力が必要不可欠であり、協力体制を十分確認する必要がある。</p> <p>また、放送人材の育成については、特にグッド・ガバナンスに対して大きな影響を与えるという意味で、ジャーナリストとしてのプロ意識を持つことが重要と考えられる。技術移転に終始せず、意識改革をもたらすような取り組みを積極的に行っていくべきだろう。</p>
--

2-3 放送分野における新たな課題とアプローチ

2-3-1 開発戦略目標4：各分野への放送活用

本開発戦略目標は、2-2において記載の3つの開発戦略目標による協力を経ることにより、または他ドナーによる協力、相手国自身の課題対処により、放送の基盤構築が最低限整っていることを前提とした協力のアプローチである。2008年10月、JICA・JBICが統合し、新JICAとして無償資金協力・有償資金協力・技術協力の3スキームを有機的に組み合わせた支援が可能となった。また、同月より民間連携室が設置され、PPP（Public-Private Partnership）の枠組みによる新たな支援体制も整いつつある。

放送の分野特性においては、情報通信技術と同様、情報の行き来や通信の活発化を通じて、政府・民間などのセクターを問わず、他分野における開発の効率性を向上させ、総合的な効果向上に貢献できる。すなわち、放送を一つのツールとして利活用することで、相手国全体のキャパシティ・ディベロップメント（CD）に貢献し得る（CDとの関連については第3章を参照）。

放送は、瞬時に広範囲に情報を伝播できるという特性から、真に公共の福祉を増進することを目的とした場合、社会に対して、大きな正のインパクトをもたらし得る。また、基本的に、受信側のコストは比較的小さく、特別なリテラシーも必要とされないため、基礎教育分野などマスに対するコンテンツ発信などにおいては大きな比較優位性を持つ。

本開発戦略目標については、JICAとしてほとんど実績がないため、他ドナーや民間の事例等を参考にしながら、今後積極的に取り組むことが必要になるだろう。

(1) 中間目標4-1：各セクターにおける利活用

放送は、番組など各種コンテンツの配信を通じて、農業・保健医療・教育分野等、各分野への有用な情報を、瞬時に広範囲に共有できる。例えば、JICAにおいては、ザンビアにおける農業情報普及アドバイザーの活動によって、ラジオ放送を通じて遠隔地農民への農業情報普及を行ったケースがある。本案件では、専門家によるワークショップ・研修の実施や、手巻き・ソーラーバッテリー駆動式ラジオの配布などにより、ザンビア農村住民へ新たな知識や技術を提供するために重要な役割を果たした（詳細はコラム：「ザンビア ラジオ放送を利用した農業情報普及」（P.32）を参照）。

このように、放送分野は、各種コンテンツの制作、記録、発信などの活動を通じて、他分野の課題対処能力を補完的に高めることができる。放送は、インターネットや電話とは異なり、基本的には不特定多数への通信手段として、均一のコンテンツを同時に配信することとなるため、コンテンツの対象者が偏りすぎない方が望ましい。他方、近年「コミュニティ放送」として、コミュニティによるコミュニティのための放送についても重要性が認められてきており、より小規模の放送についても、JICAによる協力の可能性を検討していくべきだろう。

また、特に防災分野への貢献においては、災害発生時の貢献として、緊急時に迅速に情報を伝達するためのインフラ網・システム整備や、コミュニティとの連携等が重視される。例えば、日本のテレビ、ラジオによる「地震情報」、「津波警報」や、「緊急地震速報」に当たるような防災情報システム構築も、今後の検討事項とすべきだろう¹⁵。ただし、このような放送網の構築によるテレビ・ラジオ等の活用、予警報システムなどは、防災に関する課題対応能力を高める上で必要十分でなく、コミュニティにおける避難経路確保など、防災に対する一般的な施策が必要となることを留意すべきである。また、災害予防における放送活用の貢献としては、コンテンツ配信を通じた災害予防に係る啓発などが考えられる。

(2) 中間目標4-2：ガバナンス向上に資する利活用

放送分野に係る全体的なキャパシティ・ディベロップメント（CD）を実現することで、ガバナンス向上に資することができる。権力のwatch dogとしての透明性の高いメディア運営、それを支える法制度の整備、国政プロセスの可視化（政権放送・国会放映導入など）、国民のメディアリテラシー向上などのすべてを含めたCDの結果として、グッド・ガバナンスへの効果が緩やかに表れてくることとなる。

ただし、指導者による悪用の可能性があるなど、そもそもグッド・ガバナンスが期待できない国に対しては、（国営）放送局への支援等は危険なものとなる。また、国営放送しか存在しない、メディアの数が限られているなどの状況では、放送内容によっては過剰にナショナリズムを高揚させる危険性も孕んでいることを留意すべきである。

また、全分野への基底となる協力として、放送を多言語／多文化社会における多言語・文

15 関連した協力として、JICA 兵庫において「コミュニティラジオ放送災害時多言語音声素材集」を作成している。（<http://www.jica.go.jp/hyogo/drlc/topics/07.html>）

化共生のためのツールとして活用することも検討すべきだろう。字幕放送・多重音声放送などによりコンテンツを多言語対応とすることは、多言語／多文化社会における情報共有・伝達手段として非常に有効である。例えば選挙放送等の多言語化は、少数社会の政治／社会参加を促す。加えて、手話放送、副音声放送支援などにより、放送に係るバリアフリー化を押し進めることで、途上国開発におけるInclusiveな課題対応にも貢献し得る。また、同様の番組・コンテンツを閲覧することによって、多言語・多文化社会においても、共通意識を醸成できる。その一方で、やはり放送の発信者や対象者が偏った場合などは、コンテンツ自体が排他性を持つこと、ナショナリズム扇動の道具として用いられやすいことにも留意が必要である。

2-3-2 ケーススタディー関連案件における課題と教訓ー

以下では、開発戦略目標「4.各分野への放送活用」に関して、2件のケーススタディを取り上げた。ケーススタディ5については、ガバナンス向上に資する放送活用に関して、これまでJICAが直接的にプロジェクトとして取り組んだ事例が無かったため、国連開発計画（UNDP）の事例を取り上げている。

ケーススタディ4：パプアニューギニアー教育分野への貢献ー

本ケーススタディは、ライブ授業放送を利用して遠隔地教育に貢献した事例であり、他分野に放送技術を活用した場合の効果や留意点をまとめたものである。

(1) 案件の基本情報

国名	パプアニューギニア（PNG）
案件名	ライブ授業放送を利用した遠隔地教育
案件名（英語）	Distance Education by Utilizing Live Record of Classroom
分野	放送利活用
スキーム	開発パートナー事業
協力期間	2001.6.1-2004.12.31
協力金額	134 百万円（1 年次：43 百万円、2 年次：71 百万円、3 年次：19 百万円）
先方関係機関	教育省カリキュラム開発局（CDD）、同国立教育メディアセンター（NEMC）
日本側協力機関	ソニー株式会社

(2) 案件概要

1. 協力の背景と概要	
	<p>PNG は山岳地域および離島地域が国土の大部分を占めるため、都市から隔絶した小規模な小中学校が多数存在している。これら遠隔地では、教育施設や教員の数・質ともに絶対的に不足しているため、教育サービスの水準は低いレベルにとどまっており、中学校への進学率も著しく低い。</p> <p>1994 年から、同国では旧基礎教育制度から新システムに移行する教育改革を実施中であるが、これに伴って、教育サービスの提供における都市・地方間格差が以前にも増して拡大している。</p> <p>PNG 教育省は、これらの問題を解決するための有効な遠隔地教育手段として、日本の</p>

	<p>無償資金協力（1999年）で拡充した国立教育メディアセンター（以下、メディアセンター）を活用して、小学校向けラジオ放送用教材と中学校向けビデオ教材の制作を進めている。これを支援するため、現在長期派遣専門家「教育番組制作」を派遣中である。</p> <p>ソニー株式会社からの提案を受けて2002年度から実施されている「ライブ授業放送を利用した遠隔地教育」は、上記の視聴覚教材による遠隔地教育をさらに発展させたもので、首都のモデル校で収録した質の高い授業を地方4州の小中学校40校へテレビ放送により配信するパイロットプロジェクトである。</p> <p>具体的な計画内容は、首都ポートモレスビーのモデル校で、モデル教員に対する集中的な研修を経て実施されたモデル授業をVTRに収録したうえで、遠隔地にある対象4州（ブーゲンビル州、セントラル州、東ハイランド州、東セピック州）のパイロット校（小学校と中学校）において、学校の授業時間に合わせて放映するテレビライブ授業を導入展開することである。合意されたPDMによる協力内容は下記のとおりである。</p>
2. 上位目標	PNG国内で、より多くの学生が教育改革の新カリキュラムに基づいた授業を受けられる。
3. プロジェクト目標	7学年・11学年用モデル授業を可能にする実施体制が確立され、教育改革の新カリキュラムが継続的に実施される。
4. 成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. モデル授業の収録・送信・受信が継続して実施される。 2. 良いモデル授業制作のための実施担当者間の調整と相互コミュニケーションが実現する。 3. 受信された番組から効果的に学習するための準備作業が実施される。 4. モデル授業学習効果に関する適切な指標が開発される。 5. モデル授業方式による遠隔教育に関する管理運営および技術的実現可能性が確認される。
5. 活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. モデル授業収録過程のシステム化 2. テレビ教育番組制作用設備と受信用機材の供与 3. 制作・送信用機材と受信用機材の維持管理、保守点検、簡易修理等技術の指導 4. テレビ教育番組制作技術関連の教育訓練 5. プロジェクト進捗管理に関するモニタリング体制の確立と現地モニタリングの実施 6. 遠隔教育学術専門家によるモデル・パイロット校教員への授業運用技術教育訓練および本プロジェクト学術評価 7. 総合評価セミナーの実施
6.	<p>日本側 : JICA 委託契約分支出実績 (¥99,933,000) その他ソニー株式会社単独負担実績 (¥4,225,000) 短期専門家派遣 14名 28回 研修員受け入れ①本邦 11名 (個別研修枠) ②タイ・第三国研修 9名</p> <p>PNG側 : PNG側プロジェクトマネージャーの任命 (教育省カリキュラム開発局長) カウンターパート 33名配置 NEMC 施設・設備の提供と同職員のカウンターパートとしての参画 教育省予算の支出 (K377,308 ¥13,205,000, K1=¥35)</p>

(3) プロジェクトにおける課題と対応

<p>本プロジェクトにおいて、遠隔地の学校が継続的にテレビ授業を活用するためには、遠隔地校が機材を維持管理していくための予算措置が必要であった。また、特に教育現場における制約要因として、テレビ受信用機材の安全管理、テレビ授業継続のための維持管理費の捻出、自立発展性（人員配置、共同意思、長期的財政負担）等に関する困難性が指摘されていた。</p> <p>いくつかの地域では、学校が週末を利用して、テレビをコミュニティに開放し、視聴料を徴収することで、テレビ機材の維持管理の財源に充てていることが確認された。</p>
--

(4) 放送分野協力への教訓・提言

放送の他分野における利活用という観点において、とくに機材の維持管理やそのための予算の確保等、自立発展性をいかに確保するかが重要となるだろう。本プロジェクトの場合も、遠隔教育の受信側において、教員の教育訓練が求められるなど人的な負担は発生している。また、教育省がテレビ授業を受信するためのイニシャルコストをすべて確保することは現実的でないため、学校またはコミュニティが相応の負担をすることが必要だと考えられる。

このように、他分野で放送を効果的に利活用するためには、放送についての知識が十分でないと考えられる現場においても、コミュニティの理解を得ながら、予算を確保し、自立発展を目指していくための仕組みが求められるだろう。

ケーススタディ5：コソヴォーガバナンス向上に資する利活用ー

本ケーススタディは、グッド・ガバナンスへの貢献という点に関し、ラジオ放送技術を用いてガバナンス分野を直接支援した国連プロジェクト・サービス室（UNOPS）の事例であり、今後JICAとして同分野を支援する際の留意事項や方向性をまとめたものである。

(1) 案件の基本情報

国名	コソヴォ
案件名	独立メディア支援プロジェクト
案件名（英語）	Kosovo Independent Media Project
分野	ガバナンス向上に資する利活用
協力期間	2000.5-2002.8
協力金額	1521万7702米ドル
対象受益者	公共放送局「ラジオ・テレビジョン・コソヴォ（RTK）」 コソヴォ地上波遠距離通信ネットワーク（KTTN）
実施機関	国連プロジェクト・サービス室（UNOPS）

(2) 案件概要

1. 背景	<p>共産主義者同盟の一党独裁時代、ユーゴスラヴィアでは民族主義を抑制する手段として、言論統制が敷かれていた。1974年憲法の下、言論の自由は保証されていたものの、「自主管理の民主秩序を壊すためには使えない」という制限をつけられていた上に、出版物の事前検閲等を定めた情報統制法もあり、実質的に言論の自由はなかったに等しい。</p> <p>旧ユーゴ崩壊後も、セルビア共和国の一部であったコソヴォ自治州では、継続的にメディアは国家管理下に置かれていたが、アルバニア人の独立派と、セルビア本国との対立が深まる中で、アルバニア系メディアによる反セルビア報道が深刻化した。1999年のコソヴォ危機を経て、国連コソヴォ・ミッション（UNMIK）による暫定統治が始まって以降も、いわゆる「憎悪メディア」として、セルビア人に対する敵愾心を煽る報道・番組制作が続き、ラジオや新聞が特定のセルビア人を「戦争犯罪者」として名指しし、個人情報などを報道するなど、殺人教唆に近い状況も見られるようになった。</p> <p>このため、UNMIKは「Temporary Media Commissioner (TMC)」を置き、コソヴォのメディアが自主調整能力を持つまでの暫定措置として、TMCが策定した行動綱領に違反したメディアに制裁措置を課すなどの規制を断行した。これに対し、欧米のメディア専門家・NGOからは事実上の検閲にあたるとして強い批判を浴びている。</p> <p>こうした状況下、メディアを規制するだけでなく、報道機関の組織自体を民主化することによって、特定政治勢力の影響下に置かれないメディアを育成することが喫緊の課題となり、特にアウトリーチの大きい公営放送の支援ニーズがドナー社会で認識されることとなった。</p>
-------	---

2. プロジェクト概要	
	<p>プロジェクトの目標は以下の通り</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通信機器の供給を通じ、コソヴォによるラジオ、テレビの地上波通信システムの強化を図る。 2. スタジオ装置を供給することにより、独立メディアの運営、番組の制作・編成、公共情報サービス発信の能力強化を図る。 <p>本プロジェクトにおいては、RTK 公共放送局職員に対し、RTK・KTTN 双方に供与された機材の操作・維持に関する訓練を実施し、地元で制作されるラジオ・テレビ番組の質の向上が図られた。具体的にはニュース番組、公開討論番組、文化や教育に関する番組の制作能力が高められたほか、送信機やマイクロ波中継装置を供与することにより、コソヴォ領内の地上波通信システムのリハビリも進められた。</p>
3. プロジェクトの具体的成果	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2002 年春より 24 時間放送を開始 ・ オリンピックやワールド・カップ等主要イベントの生放送を実施 ・ コソヴォで使用されている全ての言語（アルバニア語、セルビア語、トルコ語、ボスニア語、ロマ語）による放送を実施 ・ マルチ言語によるニュース番組の割合を 26%まで拡張 ・ 同一施設内に多民族のジャーナリストが協働するというスタンダードを確立し、民族間の和解を促進 ・ RTK によるイブニング・ニュースは視聴率 74%を達成

(3) メディアの民主化支援に関する課題とJICA支援の方向性

<p>コソヴォでは国際社会の関心の高まりを背景に、UNMIK 設立から 2006 年までに、ドナー社会は技術協力に 6.1 百万ユーロ、放送の機材/インフラ整備・運営管理費助成に 45.6 百万ユーロ、メディア環境整備に 6.9 百万ユーロを供与している（南東欧安定協定メディア・タスクフォース調べ）。他ドナーの支援は概ね、1999 年に締結された南東欧安定協定の枠組みの下、メディア関連組織の民主化、ジャーナリスト/番組制作関係者の人材育成、放送関連法の整備が中心となっていた。</p> <p>上記のとおり、わが国の支援は UNOPS を通じた資金供与に留まっており、技術協力も UNOPS を通じて実施されている。同地域の特殊性に鑑みれば、当該時期において、資金供与のみの協力が妥当であったという見方も可能ではあるが、ソフト面重視に移行しつつある国際社会のスタンスに逆行しているという面は否定し難い。</p> <p>わが国でも、本プロジェクト終了の翌 2003 年に発表された『新 ODA 大綱』において、「民主化」が、「国際社会の安定と発展にとっても、益々重要な課題となりつつある」（「理念－目的」の項）と認識されるとともに、「開発途上国の民主化の促進に...十分注意を払う」（「援助実施の原則」4）ことが求められるようになるなど、民主化支援の重要性が認識されつつある。</p> <p>JICA では技術協力の専門性を活かしつつ、明示的に民主化促進を目標としたメディア支援を開拓していく必要がある。具体的には民主的な組織運営のあり方、透明性の高い意思決定プロセスの構築、効率的な番組制作、不偏不党のジャーナリズム促進等、人材育成に焦点を当てた協力が、対象国の安定に寄与するという認識の下、ソフト重視の支援を拡充することが望まれる。</p>
--

「農業情報普及アドバイザー」専門家派遣の概要

配属機関：	ザンビア共和国 農業・協同組合省 全国農業情報サービス
派遣期間：	1999年度 短期専門家 2000年～2003年度 長期専門家 2004年度・2005年度 短期専門家
業務目標：	全国農業情報サービスの業務が改善され、必要とされる有用な農業情報が、適切なタイミングで農業関係者、特に農村部の小規模農民に行き渡るシステムが整う。

① ラジオは最も普及した情報入手メディアである

ザンビアの農村部において、ラジオは、テレビ・インターネット・電話・新聞などの他の情報入手メディアと比較すると、初期コスト/リカレントコストともに安く、結果として所持率も格段に高くなる。また、たとえラジオを所持していなくても、所持している親戚や友人の家や農民グループや女性クラブなどを通じたグループ聴取の機会も多いことから、農村部においては、最も一般的な情報入手メディアであるといえる。

② ラジオは情報の伝達が容易である

放送局にとって、テレビ番組と比較すると、番組の制作が容易であり、また制作コストも安価であるため、一度に多数への情報を伝達するのに適している。コミュニティ放送局においては、低コストでローカル言語によるローカル関連情報を提供することができ、聴取者もそのような情報を求めている。

③ ラジオ放送が農民の行動に結びつく

農業技術などのノウハウ情報、政府やドナー組織が実施する農業関連事業に関する広報情報、生産物や投入材の市場情報や気象情報などの告知情報をラジオ放送することにより、農民が関心を持ち、情報に基づいて評価・試用するなど、農民の行動変容につながる。

ゆえに、ラジオ放送は、ザンビア農村住民がそれまで知らなかった知識や技術を知る機会を提供するのに重要な役割を果たしており、聴取者の具体的な行動の変容につなげることができるインパクトがある。

－ 教訓 －

A. コミュニティ放送局の設立

農民たちは身近なテーマの番組を現地語で聴取することを好む。

B. 自家発電式ラジオの普及拡大/バッテリー入手の容易化

バッテリーの入手が農民のラジオ聴取を妨げる一要因となっており、バッテリーが不要なラジオの価格を下げる政策的努力を通じて普及させることで、受信側の垣根を取り払うことが必要である。

C. 農業普及員による直接の情報提供

依然情報入手手段としてラジオからの情報以上に重要な役割を果たしており、引き続き継続していく必要がある。

D. セクショナリズムを超えた連携が必須

ラジオ放送を通じた情報サービスを、戦略的に活用していくには、農業省内部局や放送局内部局、また農業省と放送局間における組織連携が必須である。

参考資料： 情報通信技術課題タスクフォース H19年度 第2回公開勉強会
「ラジオが農業を変えた～ラジオ放送を利用した農業情報普及サービスの取り組み～」

第3章 放送分野における協力のあり方

第2章では、「課題別指針<情報通信技術>」における開発戦略目標を参考にしながら、放送分野における4つの開発戦略目標を設定した。その上で、それぞれに関するケーススタディを元に、各目標の基本的な考え方、JICAの取り組み、留意点等を概観した。JICAにおけるケーススタディから導き出された放送分野の活動内容として、総括したものを以下表3-1にまとめた。ただし、これらは、開発課題体系図をもとに、比較的少ない投入でかつ今後ニーズが増えるであろうものを抽出しており、これら以外の協力を否定するものではない。また、当該分野におけるJICAの協力事例はまだ限られているため、今後さらに事例を積み重ねていく必要があると思われる。

表3-1 ケーススタディから導き出された活動内容

開発戦略目標	ケーススタディから導き出された活動内容
1. 放送政策策定支援	① デジタル放送の導入に向けた全体的なマスタープランの策定 ②放送局の経営体制の確立支援と受信料徴収のシステムの整備やCM広告収入を目的とした営業マーケティング活動による、資金確保手段の確立支援 ③ 日本のデジタル放送移行の経験をふまえた、デジタル放送受信機の普及。デジタル放送の周知・広報を通じて人々の理解を促す努力に加え、受信機の価格を安価におさえる政策支援
2. 放送施設・機材の整備	① 既存のアナログ方式放送機材のデジタル機器への移行
3. 放送人材の育成	① ノンリニア編集やコンテンツデータベースの活用 ② 新たなデジタルメディアの活用 ③ 多言語化が容易に可能なシステムの構築
4. 各分野への放送活用	① 農業・保健医療（啓蒙活動）・教育（貧困削減）・水資源管理・災害管理（早期災害警告）といった分野における放送の活用 ② 生活の質向上に直結した情報の提供 ③ コンテンツの充実と維持管理 ④ ローカル・コンテンツの作成とローカル言語での放送 ⑤ 視聴率向上のための見てもらう・聞いてもらうための工夫 ⑥ リスナーの積極参加

第3章では、各開発戦略目標の根底となる基本的概念や留意点をまとめ、今後JICAとして放送分野協力にどのように取り組んでいくべきかを探る。

3-1 JICAの協力の方向性

放送分野における協力の基本的な考え方は、放送の「基盤整備」と「利活用」の2つに分けて考えられる。放送の基盤整備とは、放送を発信/受信するための基盤を整備し、能力を向上するプロセスであり、第2章に掲げた開発戦略目標においては、「1.放送政策策定支援」「2.放送施設・機材の整備」「3.放送組織・人材の育成」の3点に該当する。放送が相手国の国民に裨益するためには、まずはコンテンツが発信され、受信されることが必要である。そのために、持続的にコンテンツが送受信されるためのヒト・モノ・カネを整えて、以下の利活用に繋げていくことが肝要である。

放送の利活用とは、第2章に掲げた開発戦略目標においては、「4.各分野への放送活用」に該当する。放送の基盤整備によってコンテンツが送受信される環境が整ったとしても、“良い”コンテ

ンツが発信されなければ、相手国に裨益し得ない。基盤整備によって器を作ったとして、次に中身を充実させるプロセスに移っていくべきだろう。情報通信技術（ICT）と同様、放送も開発途上国におけるエンパワーメントの“ツール”であることに留意すべきである。

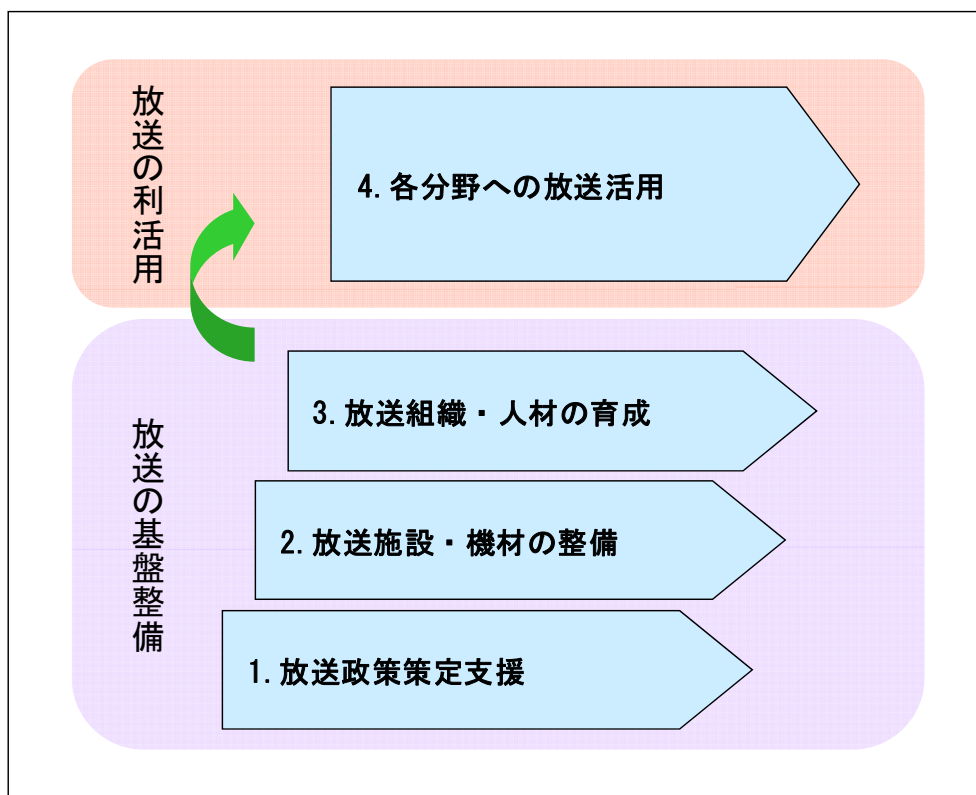


図3-1 放送分野における協力の流れ

JICAの放送分野における協力においては、上図3-1に示すように「放送の基盤整備」を土台として、その上で然るべき分野における「放送の利活用」を図っていくことを基本的な考え方とする。放送の基盤整備と利活用のいずれにおいても、国際機関や民間企業、NGO等と協調し、連携しながら、JICAの協力が大きな正のインパクトを出せる分野を考慮して協力を行っていく。

放送の基盤整備に当たっては、政策策定支援、施設・設備の整備、組織・人材育成がバランスよく整備されることが重要である。下図3-2のレーダーチャートに示されるように、相手国の現状や他ドナーの支援状況等を十分に調査し、3本柱のバランスを保ちながら、大きな三角形を作っていくことが望ましい。

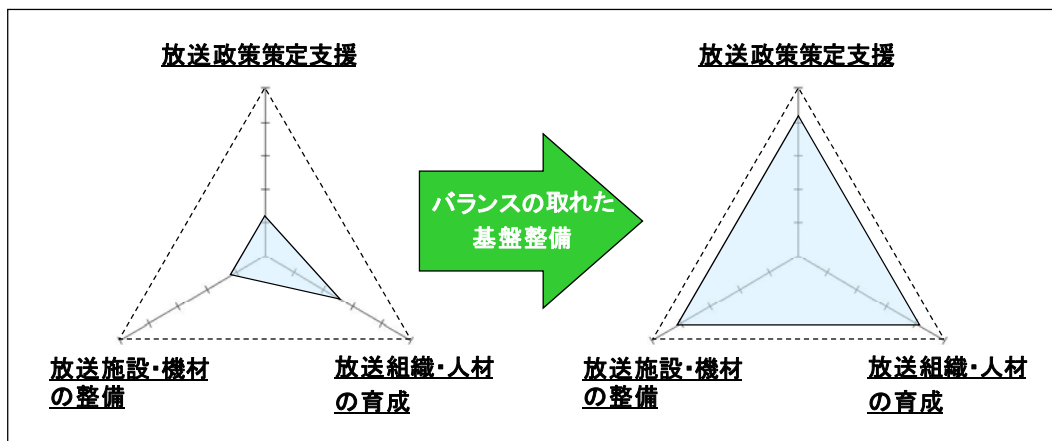


図3-2 基盤整備3点セットのバランス例（レーダーチャート）

放送の利活用に当たっては、相手国全体の開発計画などに基づきつつ、相手国の状況に応じて重点的に取り組むべき分野から取組んでいくべきである。放送は“ツール”であり、相手国にとって最終的にどの分野に裨益することが求められているかを念頭に置いておかなければならない。つまり、放送分野協力の最終目標（上位目標）は他分野の目標となることになる。ここから遡って、基盤整備に当たって必要となる機能の質・量を求めていく必要がある。また、放送は、第1章でも述べたとおり、情報通信技術（ICT）との関連が非常に深いため、“ツール”として導入するに当たっては、相手国の状況などを踏まえながら、ICTと放送の双方のどちらを導入するか（または双方の協力を行うか）を検討し、適正な技術を導入すべきである。

・ 放送分野協力とキャパシティ・ディベロップメント

全JICAとしてキャパシティ・ディベロップメント（Capacity Development : CD）を重視する方針であり、放送分野協力においても、また、これを協力の基底となる概念とする。JICAにおいては、CDとは、途上国の「課題対処能力」が「個人、組織、社会などの複数のレベルの総体として向上していくプロセス」であると捉えている¹⁶。ここで言う「課題対処能力」とは、「目標を設定し達成していく力」+「開発問題を同定し解決する力」と定義している¹⁷。すなわち、途上国自身が主体となって自ら開発問題を解決していくことが重要である。

放送分野協力においては、CDを重視する視点として、以下の2点を挙げる。第一に、相手国の放送分野の課題対処能力を向上させるという視点である。これは、上記の放送の基盤整備とも対応し、「放送政策策定支援」、「放送施設・機材の整備」、「放送人材育成」の3点の戦略目標と、これに係る協力を進めることによって、相手国の政府、放送関係省庁、放送局、放送人材等のキャパシティを高めていくプロセスである。第二に、相手国の全体的な課題対処能力を向上させるという視点である。これは、上記の放送の利活用とも対応し、「各分野へ

16 「キャパシティ・アセスメント・ハンドブックーキャパシティ・ディベロップメントを実現する事業マネジメントー」 JICA 研究所, 2008

17 「キャパシティ・デベロップメントハンドブック：JICA 事業の有効性と持続性を高めるために」 国際協力機構, 2004

の放送活用」の戦略目標と、これに係る協力を進めることによって、相手国全体のキャパシティを高めていくプロセスである。

上記のCDに係る考え方から、放送分野においても、放送に携わる個々人の能力向上のみを目標とするのではなく、行政における放送政策・放送法などの制度、放送局の組織や経営体制、それら放送に関する総合的な力の向上が必要である。持続的・内発的な相手国のオーナーシップを醸成するには、長期的な視点での協同体制の確立と仕組みの制度化を考慮していかなければならない。

下記表3-2に示した個人レベルのキャパシティ、組織レベルのキャパシティ、制度・社会レベルのキャパシティのどれが欠けてもCDは実現できない。これらは相互関係として捉えるべきであり、常に総体としてのキャパシティを意識する必要がある。

表3-2 放送分野におけるキャパシティ

レベル	キャパシティの定義	放送分野に係るキャパシティ
個人	自らの知識と技能を用いて、行動目標を設定して達成する意思と力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の放送人材の知識、言語能力、技能、技術、知恵、意思、責任感、リーダーシップ ・ 放送倫理 ・ メディア・リテラシー
組織	特定の目的を達成するために必要な意思決定プロセス、マネジメントシステム、組織文化、体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的資産（放送分野の技術・管理・計画の各部における人材、人材育成） ・ 物的資産（放送分野の実行に必要な施設・機材・土地・資金・資本） ・ 知的資産（放送分野におけるノウハウ・暗黙知、統計情報、文献、マニュアル、リーダーシップ、オーナーシップ） ・ 組織内の共通した問題意識
制度・社会	個人や組織レベルの能力が発揮されるために必要な環境や条件、一組織を超えた政策や戦略策定・実施にかかる意思決定プロセスやシステム、遂行のための枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公式な法制度（放送法、放送の定義と管理責任の所在を定めた法律、政令、条例） ・ 公正な規制や基準（周波数割り当て、放送倫理基準） ・ 政策と政治（国・地方レベルでの明確な放送政策、政策目標、政治） ・ 社会インフラ（ユニバーサル・アクセス基金、電力、ラジオ/テレビの普及率） ・ 非公式な制度（慣習、歴史的制度、タブー、規範） ・ 放送に係る社会組織（CBO、NGO、団体） ・ 公式または非公式の放送市場・産業 ・ 放送教育 ・ 住民・コミュニティの意見の反映を保障するシステム（良いガバナンス）、パートナーシップ ・ 社会的なオーナーシップ（世論・合意・協力意識）

プロジェクトにおいては、実際の日々の活動を通じてCDの主体の課題対処能力（キャパシティ）を向上させ、その結果としての成果（パフォーマンス）を生み出し、その成果の積み重ねが開発課題の解決というインパクトに帰結するという「CDのプロセス」（図3-3参照）を常に意識することが重要になるであろう。

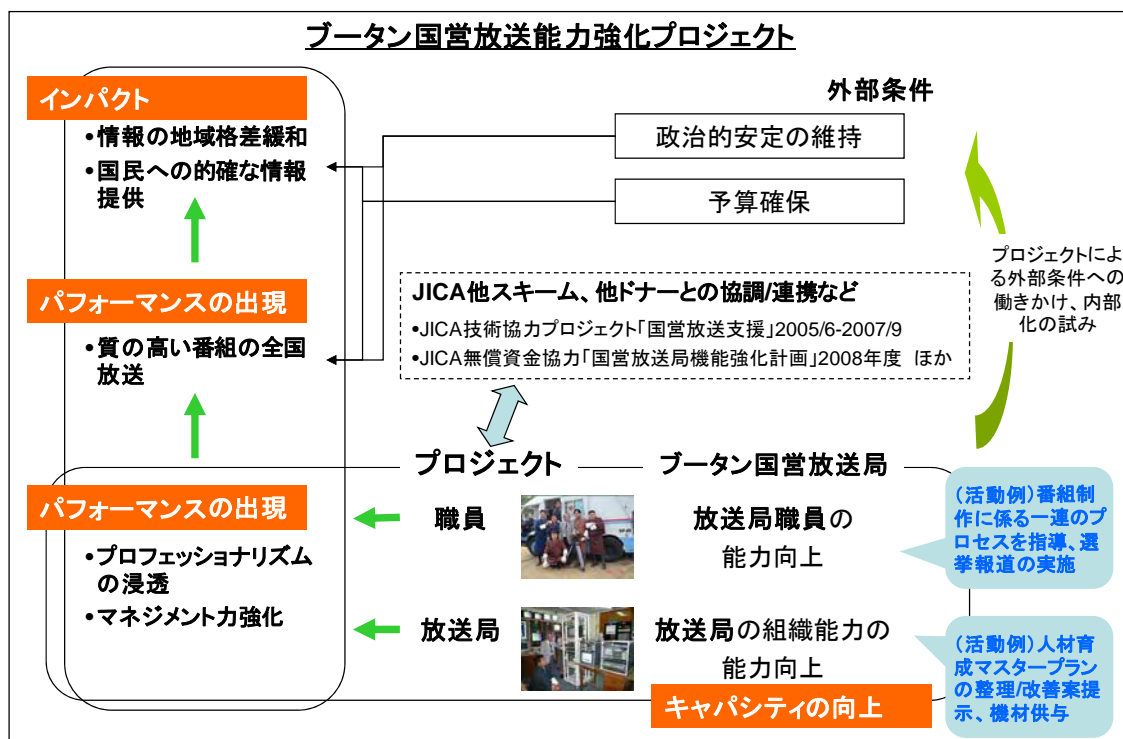
また、それ以前に、特にプロジェクトの形成時において、個人レベル、組織レベル、社会・制度レベルのうち、どのキャパシティに働きかけるべきかを明確にし、CDの概念に沿った開発課題の解決プロセスを意識して現状を分析することや、現状とのギャップを内発的に埋

め、最終的な「あるべき姿」を目指す「CDのストーリー」を組み立ててみる事が重要である。以下、図3-4に、実際にJICAにて実施した放送分野における技術協力プロジェクトから、「CDのストーリー」を例示する。



出所) 「キャパシティ・アセスメント・ハンドブック」(2008) をもとに筆者作成

図3-3 開発の全体像とCDプロセス



出所) 「キャパシティ・アセスメント・ハンドブック」(2008) を参考に筆者作成

図3-4 放送分野におけるキャパシティ・ディベロップメントのストーリー例

3-2 放送分野における協力のポイントと留意点

これまで述べてきたとおり、JICAは放送分野において様々な支援を行ってきた。以下に、各開発戦略について、これまでのJICAの援助実績を踏まえ、今後の支援の際の留意点とポイントをまとめた。

昨今、途上国においてもインターネットが急速に普及してきており、ADSL、FTTH等の高速通信サービスが提供されるようになると、情報通信と放送との垣根は一層低くなるものと思われる。例えば、既に通信と放送の連携が始まっている我が国では、放送番組に対して視聴者が携帯電話やリモコン操作で投票を行う等、通信を活用した放送番組が企画されている。

このような面では、情報通信技術（ICT）と放送は、エンパワーメントの“ツール”として共通する点も多くあるが、その一方で、情報の伝達方式、情報の同時性、情報発信者（匿名性）、必要リテラシーの高低といった点で基本的な性格が異なる点に留意が必要である（図3-5参照）。

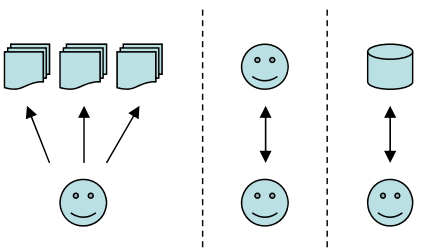
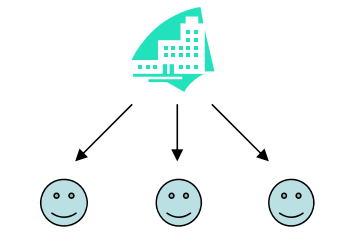
項目	情報通信技術	放送
定義	「情報技術と通信技術の両方を含む概念であり、情報を入力、記憶、処理、伝達、出力（表示、印刷）する技術であり、ハードウェアとソフトウェアに分けられる。」 （「課題別指針＜情報通信技術＞」より）	「公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信」 <u>（放送法より）</u>
情報伝達手段	インターネット、電話、（データベース）…	テレビ、ラジオ
情報伝達のイメージ		
情報の信頼性	低い	高い
情報の同時性	低い	高い
情報発信者	不特定かつ多数	特定かつ少数
情報リテラシー	基本的なりテラシーが必要	基本的にリテラシーは不要

図3-5 情報通信技術分野－放送分野の比較

また、JICAにおける放送分野の協力は、相手国における最低限の基盤インフラを前提としていることに留意が必要である。例えば、放送の送信側・受信側の双方にとって最低限の電力インフラが整っていることが必要で、電力供給が不安定であることは放送分野協力のボトルネックとなり得る。しかしながら、放送の提供にあたり、必ずしも高度な基盤インフラを必要とするわけではなく、手巻きラジオ・ソーラーバッテリー駆動式ラジオ、ラウドスピーカー（拡声器）など、簡易な機材を利用し受信側のボトルネックを解消する方法もあるため、基盤となるインフラがない場合も、放送分野協力の可能性はある。（コラム「ザンビア ラジオ放送を利用した農業情報の普及」(P.32) 参照）

その他、これまでの個別専門家による活動では、例えば以下のような実践的な留意点が導き出されている。これらは実際に案件を行う上での実践的な留意点として参考にすべきである。

表3-3 個別専門家派遣より導き出された実践的な留意点（例）

国名、案件名	派遣年度	留意点/対応例
・カンボジア、国営放送（TVK） 個別専門家派遣	1996	放送機器ハードの無償援助と同時に、文化無償で大量の番組（ドキュメンタリー番組、幼児教育番組、ドラマ（おしん、大地の子）など457本）を獲得して、ポストプロダクション人材育成を実施した。 これにより、まだ数少ない自主制作番組の放送時間を補い、ポストプロダクション（現地語への変換作業）に関する技術移転を行うことができた。また、日本を紹介する機会となった。
・パナマ、カナルオンセ 個別専門家派遣	1985	スタジオ照明ランプなどの消耗品は、放送局側で対応すべきであるが、高価で大量に購入することは難しい。また少量の調達も輸入業者が対応せず、コストも納期もかかる。
・カンボジア、国営放送（TVK） 個別専門家派遣	1996	（自主制作番組が不足し、放送時間が短いという問題に対して、）（財）放送文化基金や笹川平和財団から放送番組の供与を受けた。
・パナマ、カナルオンセ 個別専門家派遣	1985	
・タイ、チャンネル11 個別専門家派遣	1986	
・タイ、スコタイタマチラート 大学 個別専門家派遣	1987	
・ネパール国営放送（NTV） 個別専門家派遣	1994	放送機器の定期メンテナンスができていない。保守用の測定器、部品、工具が存在しない。機器の運用維持を管理する人間がいない。そのため本来であれば修理すれば利用できる機器も放置されている。 このような問題が発現したが、対応としては無償資金協力を供与する際に運用維持管理についても同時に技術供与する必要があるだろう。
・セネガル、セネガル国営放送 個別専門家派遣	1988	部門間コミュニケーションの欠如（テレビ局ーラジオ局ー技術局、ニュース部門ー演出部門ー技術部門）という問題があった。 セクショナリズム、放送番組はチームワークで作り上げるものだろう。
・ブータン、ブータン国営放送（BBS） 個別専門家派遣	2005	
・ベトナム、国営テレビ放送 個別専門家派遣	1999	放送技術、放送番組制作に関する知識が乏しい幹部が存在していた。

3-3 今後の検討課題

2008年10月、JICAとJBICの海外経済協力業務部門が統合し、無償資金協力・有償資金協力・技術協力の3スキームを総合的に実施する援助機関として生まれ変わった。これまでも、例えば、資金協力による放送機材の整備を、専門家による技術協力によって機材のフォローアップを行うという資金協力と技術協力の連携は行われてきているが、今後は、統合によるシナジー効果を生かすべく、放送分野においても各スキーム間での更なる連携が求められている。

例えば、従来まで「放送施設・機材の整備」は無償資金協力スキームで、そして供与した機材の運用管理やそれらを活用した番組制作といった「放送人材の育成」への協力は研修員受入という技術協力スキームで、別々に実施されることが多かった。今後は、両スキームを有機的に連携させた協力を実施することにより、それぞれの地域、国や組織における特有の課題の解決に向けて柔軟に対応していくことにより、さらに大きなインパクトを生み出していくことができる。

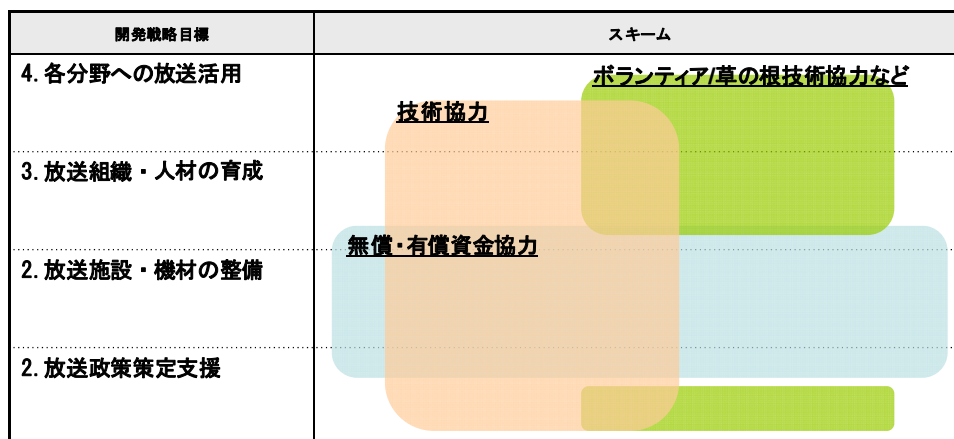


図3-6 放送分野におけるスキーム連携（例）

このように、各スキームの連携をよりシームレスに行っていくよう、どのような分野で放送を利活用していくべきかを協力準備段階から組み込んで企画、設計を行い、最適なスキームや協力のあり方を検討していくべきであろう。

また、放送分野における個人レベルへの協力という観点からは、継続してボランティアを活用することも有効だろう。放送分野での青年海外協力隊（JOCV）の活動内容としては、省庁、地方政府や教育機関において、保健医療や教育分野の視聴覚教材やラジオ番組を作成する等が挙げられ、シニア海外ボランティア（SV）についても視聴覚教材の作成やデジタル機材の更新計画への助言や保守管理技術といった活動を行ってきた。これらは先に述べたキャパシティ・ディベロップメントのうち、「個人」「組織」に働きかける役割を果たしていると言える。

そして特に、ケーススタディ4で紹介したように、放送を“ツール”として利活用していく場合には、情報通信・放送の視点からの検討のみならず、保健医療や教育等、放送を活用する分野の視点を踏まえた、分野横断的なアプローチが重要となってくる。放送案件実施の前提条件となる電力分野や、利活用の目的となる分野の知見も集約しつつ、案件を実施していかなければならない。JICAにおいては、分野ごとに課題部として知見が蓄積されているため、放送を利活用する場

合には、JICA内の複数の部署で連携して検討することが、案件の成否に関わってくるだろう。

放送は、不特定多数に対し、同時に情報を発信することができるという側面から、人権侵害を引き起こす危険性も高いため、放送人材の育成に際しては、単なる技術面での支援のみならず、コンプライアンス（法令遵守）の徹底、人権尊重を中心とした放送倫理などに配慮した協力が必要となる。国際的にみると、近年、放送分野においては、紛争予防や民主主義の促進の観点から、「第四の権力」として他の政治勢力の圧力を受けない、国家権力の「watch dog」としてのメディアをいかにして育成するかという課題に関心が移行している。今後は、JICAにおいても、メディアが特定政治勢力の影響を脱し、透明性の高い意思決定プロセスを構築する組織改革を支援するような協力が望まれる。

また、これまでは、民主化が進んでいる国においてさえ、実際にはニュースや情報の流れの不均衡・歪み、情報の独占に伴う固有文化の喪失といった問題が発生してきた。しかしながら、例えばコミュニティラジオのように、技術的には高度でないものであっても、コミュニティレベルでの民主化や、それに伴う女性のエンパワーメントが少しずつ達成できるようになりつつあるため、今後はJICAにおいても、そのようなローカルレベルでの支援も望まれる。

近年の放送を巡る状況としては、「通信と放送の融合」と表現されるように、インターネットの発達や放送のデジタル化によって、両分野の垣根が低くなってきている。それに伴い、例えば放送コンテンツをインターネット上で発信するなど、これまで別のものとして協力が実施されてきた情報通信と放送を同時に実施することが、プロジェクトの効率化に繋がることも考えられる。一方で、放送の規制緩和により民間局やコミュニティ局が増加し、主要都市では視聴者を獲得しつつあるが、私的企業である民間メディアは、利潤追求のあまり、広告主である企業に対して批判の目が弱くなりがちであるため、民間メディアと一線を画す意味で、国営放送としての方針と役割を確立するような支援の検討が必要である。また、放送分野では先を行く東南アジア地域の経験を、今後発展していくアフリカ地域に活かすという目的において、デジタル放送への移行、デジタル技術を利用した番組作成などの分野において、南南協力の可能性を拡大していくことも考えられる。

さらに、昨今では、途上国においても民営化の流れが強まってきているが、民営化の過程では収益性の高い都市部に放送網が集中し、その結果、地方部において放送インフラが過疎化する恐れもある。そのため、ユニバーサル制度のように、過疎地域においてもインフラとしての公共放送を確保できるように、政府としてどのように放送分野に関与していくのか、日本の事例も参考にしながらアドバイスを行っていく必要がある。例えば、我が国においてはNHKが経営基盤改善のために、ビデオ・オン・デマンドシステムといった、視聴者が見たい番組を選択し、放送局は視聴者の指示に従って番組を配信するような通信と放送の中間サービスを利用して独自収入を得ている事例もある。今後は、公共放送の自立発展性という観点からも、途上国に対して我が国の事例を紹介していくことも可能であると考えられる。

新JICAにおいては、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発を進める」ことをビジョンとして掲げ、「1.グローバル化に伴う課題への対応」「2.公正な成長と貧困削減」「3.ガバナンスの改善」「4.人間の安全保障の実現」を4つの使命としている。また、そのための戦略として、「戦略1包括的な支援」「戦略2連続的な支援」「戦略3開発パートナーシップの推進」「戦略4研究機能

と「対外発信の強化」の4つを挙げている。放送分野における協力のあり方としても、これら4つの使命に対して正のインパクトをもたらすために、JICA研究所における研究や情報通信技術タスクフォースによる活動を通じて、より明確な方針と戦略を定めていくべきだろう。

付 録

付録1 主な協力事例

JICAの放送分野の協力は、技術協力（技術協力プロジェクト、専門家派遣、研修員受入など）、無償資金協力、有償資金協力（2008年10月までは国際協力銀行（JBIC）にて実施）、市民参加事業（青年海外協力隊（JOCV）派遣など）などの各種スキームを通じて行ってきた（主な協力案件は、別表「放送分野関連案件リスト」参照）。途上国放送分野の変化により、協力内容も過渡期にあり、近年は全体的に案件が減少する傾向にある。

放送局への協力の場合、各国唯一の国営放送局や旧国営公社局に対して実施されてきたため、同じ局へ各スキームによる協力が行われている事例も多いが、ここでは、スキーム別の主な協力事例とその特徴を述べる。

1-1 技術協力

JICAの技術協力は、技術協力プロジェクト（技プロ）、専門家派遣、研修員受入、開発計画調査型技術協力（旧開発調査）に分類される。この内、放送分野の協力に関する開発計画調査型技術協力はこれまでほとんど実施されていない。放送分野における技術協力としては、主に「開発戦略目標3：放送人材の育成」に対する協力が行われてきた。また、案件数は少ないが、「開発戦略目標1：放送政策策定支援」、「開発戦略目標4：各分野への放送活用」に対する協力も行われている。

1-1-1 技術協力プロジェクト（技プロ）

放送分野における技プロは、主に「開発戦略目標3：放送組織・人材の育成」を目的として、対象組織・人材のキャパシティ・ディベロップメントを図ってきた。専門家派遣、機材供与、研修員受入等の投入要素を柔軟に組み合わせることで、より高い成果を目指してきた。

以下に、近年インドネシアにおいて実施された技プロで、主に「開発戦略目標1：放送政策策定支援」を目的とした事例を示す。

- ・ インドネシア「デジタル放送の導入計画立案に係る通信情報省能力向上プロジェクト」（2007～2009）

インドネシアではテレビ、ラジオをあわせて約1,100局が放送を行っているが、中央政府、地方政府が未調整のまま周波数を割当てた結果、乱雑な周波数割当となり、電波障害が発生している。また2025年にはアナログ放送を廃止し、デジタル放送への移行が検討されている。

現状の改善と将来的なデジタル放送への移行を考慮し、ラジオ・テレビ放送に関する放送政策及び長期計画の策定、また担当省庁である情報通信省における放送行政の実施体制強化を目的に、本プロジェクトが計画された。本プロジェクトが目指す成果は以下の3点である。

- ① 通信情報省において、他国のデジタル放送の実情が把握される。
- ② 通信情報省において、計画立案に関するプロセスが整備される。
- ③ 通信情報省において、デジタル放送の計画立案がなされる。

以上の成果を達成するため、専門家派遣（放送政策、デジタル放送移行計画、デジタル放送技術の各分野）、通信情報省からの研修員受入（デジタル放送移行計画、放送行政と免許制度、公共放送）、機材供与（放送行政に関する情報のデータベース構築）などを実施した。

1-1-2 専門家派遣

特に1980年代より、技プロの活動として、または個別専門家として、数多くの専門家が派遣されている。その内容は多岐にわたるが、テレビ局の人材育成を目的に番組制作や放送技術の専門家が派遣された事例が多い。その他、第三国研修の教職者育成、新技術に関するセミナー開催、政府関係機関にて視聴覚教材や教育番組の作成、といった協力も行なわれている。

以前は放送局の制作者や技術者の担当業務が明確に分かれており、放送局の人材育成には各分野の専門家が必要であった。しかし機材のデジタル化に伴い番組制作の簡素化・効率化が進み、途上国放送局でも一人が複数業務をこなす番組制作スタイルへ変化しつつある。協力を継続する上では、専門技術に加えデジタル時代の制作スタイルを考慮する必要があるが、リソースの確保が容易ではなく、近年は個別専門家派遣が減少の傾向にあるのが現状である。

1-1-3 研修員受入

放送分野の研修は、本邦で行なわれる課題別研修（集団研修、地域別研修）や国別研修、途上国で行なわれる第三国研修がある。集団研修の歴史は古く、数多くの研修員を迎えてきたが、近年では途上国または放送局間での機材・技術格差が顕著となり研修内容のレベル設定が難しく、また安価なデジタル機材の普及により本邦で研修を実施する優位性が薄れる傾向にあり、過渡期を迎えている。国別研修は、無償資金協力や技プロの活動の一つとして、各案件の目標に合わせて実施される事例が多い。日本の放送局内での実地研修を望む声もあるが、受け入れ機関の確保が困難なのが現状である。

1-2 資金協力

無償資金協力について、これまでは外務省が事業を実施し、JICAは事業の実施支援を行ってきたが、2008年10月以降はJICAが実施主体となった。また、有償資金協力についても、2008年10月のJICA・JBICの統合後は、JICAが実施することとなった。

無償資金協力・有償資金協力では、主に「開発戦略目標2：放送施設・機材の整備」に該当する放送局の建設・整備や、放送機材の整備などに対する協力を行ってきた。一部では「文化無償資金協力」のように、コンテンツの支援を行い、日本の教育番組、ドキュメンタリーなどを供与している（2008年10月以降JICAが担当。それ以前は外務省が担当）。以下に無償資金協力の典型例として3件の事例を示す。

・ ネパール ラジオ放送への協力

- (無償) 「中波ラジオ放送網整備拡充計画」 (1981～1983) : 送信所とスタジオ建設等
- (無償) 「中波ラジオ放送網整備拡充計画 (I、II)」 (1988～1989) : 送信所とブース局の建設等
- (無償) 「短波・中波放送局整備計画」 (2006～2008) : 放送・送信施設と機材の更新

ネパールでは、貧困や社会的不平等を削減するツールの一つとして、国民が等しく情報にアクセスできるラジオ放送が重要視されている。唯一の全国放送サービスを提供するラジオネパール (RNE) に対し、1981年に放送用スタジオや拠点となる送信所の建設、1988～1989年には全国放送網構築を目指し、送信所やブースター局の建設を行った。その結果、1991年には中波ラジオ放送網が人口の75%をカバーするに至った。しかし、施設・機材の老朽化や内乱による破壊活動により、2005年までにカバー率が48%まで低下したほか、放送停止などのトラブルの頻発、放送時間の減少という状況に陥った。

これらの問題を改善し、全国放送網を再構築するため、2006年から中波放送局舎や施設の改修、送信機材の更新に関する協力が行われた。

・ セネガル テレビ放送への協力

- (無償) 「放送施設整備計画」 (1987～1988) : ラジオ・テレビ局舎整備、放送機材の供与
- (無償) 「国営放送局 (RTS) TV放送機材リハビリ計画」 (2005～2006) : アナログ設備・機材をデジタルに更新

セネガル国営放送局 (RTS) は1973年に発足、当初は住宅を改造した施設で番組を制作し、送信していたが、1988年の協力により、テレビ番組用スタジオ、ニューススタジオ、主調整室、編集室及びラジオ用の番組スタジオ等を含む局舎が建設された。2000年には世界銀行の協力により、衛星伝送装置とパラボラアンテナを設置、ラジオは国内全国放送、地域放送、周辺国への国際放送を行い、テレビは全国民の70%をカバーするまでに至った。

1990年代後半以降、1988年に整備されたアナログ機材の多くが製造中止となった。安価な機材はRTSが更新してきたが、高価な機材は修理・更新ともに困難となり、2005～2006年にテレビ放送の主調整、スタジオ、編集システム等をデジタル機材に更新し、技術者の研修も合わせて行なった。セネガルは、公用語のフランス語の他に多数の民族語が存在し、地方ではフランス語を理解できない人口も多い。そのため番組の吹替えが重要であり、デジタル化により番組の吹替えが効率化し、より多くの人口に裨益することが期待されている。

・ インドネシア 訓練センターへの協力

- (無償) 「ラジオ、テレビ放送訓練センター建設計画」 (1982～1984) : センター施設の整備、訓練用機材の供与

- (無償) 「放送技術強化計画」(1990～1992)：訓練施設と機材を拡充
- (無償) 「マルチメディア訓練センター訓練機材整備計画」(2002～2003)：アナログ機材をデジタル機材へ更新

マルチメディア訓練センター(MMTC¹)は、国営テレビ局(現：インドネシア・テレビ公社、TVRI)、国営ラジオ局(現：インドネシア・ラジオ公社、RRI)及び政府の放送人材育成を目的として開設され、1985年の協力により施設・機材が整備された。1983～1992年には、MMTCの養成能力の向上を目的に、プロジェクト方式技術協力(現：技術協力プロジェクト)を実施、番組制作や技術の各種専門家が派遣された。その間の1990年には、中級、上級の訓練コース実施のため必要な施設整備と機材供与が行なわれた。その後、国営局だけでなく、民間放送局の局員などを対象とした一般コースも開設、またアジア地域のテレビ番組制作者育成を目的とした第三国研修(1997～2001年)を実施するに至った。

しかし、過去に整備されたアナログ機材の老朽化が著しく、またデジタル機材を使用した訓練コースへのニーズが高いことから、2002～2003年にデジタル機材への更新のための協力が行なわれた。

1-3 ボランティア

JICAは、ボランティア事業を通じて、放送分野における協力を行ってきた。ボランティアによる放送分野の協力は、主に青年海外協力隊(JOCV)とシニア海外ボランティア(SV)事業によって実施されてきた。

1-3-1 青年海外協力隊(JOCV)

JOCVが放送局において活動を行っている事例は多くないが、番組や映像制作に関わっている事例は多い。例えば、省庁、地方政府や教育機関において、教育番組の制作、保健医療や教育分野の視聴覚教材の作成、村落開発普及員がラジオ番組の企画や制作を行なうなど、現地のニーズに合わせ多様な活動が見える。JOCVは放送の専門家ではないが、音声・映像制作がより簡易化されるにつれ、このような活動事例が今後も増加すると予想される。

1-3-2 シニア海外ボランティア(SV)

専門技術と経験を有するSVは、放送局や政府機関における課題点の改善を期待される事例が多く、中でも一つの専門分野としては括れない幅広い活動を行なっていることが特徴である。例えば、デジタル機材への更新計画への助言や運用・保守技術、経営改善のための助言などが挙げられる。途上国放送局は国営局の公社化や機材のデジタル化など様々な意味での変革期にあり、一つの専門分野に捉われない活動は重要と言える。

1 「ラジオ、テレビ放送訓練センター」と「マルチメディア訓練センター(MMTC)」の2つの呼称が使用されているが、同一センターである。本資料では、案件名以外では、後者を使用している。

別表 放送分野課題関連案件リスト

1. 放送政策策定支援

No	国	案件名	期間	形態	中間目標	概要・特徴
1	全世界	個別専門家		専門家派遣	1-1, 1-2	関係省庁において、放送経営管理向上のための助言や政策策定支援、新技術に関するセミナー開催などを各分野の専門家が実施。
2	全世界	ICT 幹部セミナー（放送）	1962～	集団研修	1-1, 1-2, 3-1	放送行政に関わる関係省庁の幹部職員を対象に、放送行政の重要性及び理解を深めることを目的。
3	インドネシア	全国放送網整備拡充計画調査	1998	開発調査	1-1, 1-2	インドネシア国政府の要請に基づき、全国放送網整備拡充のためのマスタープランを作成。
4	インドネシア	デジタル放送の導入計画立案に係る通信情報省能力向上プロジェクト	2007～2009	技術協力プロジェクト	1-1, 1-2, 3-1	通信情報省のデジタル放送に関する計画の立案機能強化を目的に、各種専門家の派遣、研修員の受入、データベース構築用機材の供与。

2. 放送施設・機材の整備

No	国	案件名	期間	形態	中間目標	概要・特徴
5	バングラデシュ	学校教育放送施設整備計画	1978*	無償資金協力	2-1, (4-1)	中等教育水準の向上を目的に、中等学校の放送受信用、有線放送施設用および放送教育用機材の整備。
6	スリランカ	テレビジョン放送局設立計画（Ⅰ）、（Ⅱ）	1979* 1980*	無償資金協力	2-1	テレビ放送を通じて、各種開発計画に必要な知識の普及、技能の教育、政府広報等を目的に、スタジオ、各地送信所、中継所等を建設。
7	バングラデシュ	ラジオ放送会館建設計画（Ⅰ）、（Ⅱ）	1981～1983 1982～1983	無償資金協力	2-1	ラジオ放送による報道・政府広報や農業、家族計画、保健衛生および気象の伝達を目的に、ダッカにラジオ放送会館を建設。
8	ネパール	中波ラジオ放送網整備拡充計画	1981～1983	無償資金協力	2-1	中波ラジオによる知識普及、技術教育、政府公報を目的に、送信所とスタジオを建設。
9	ミャンマー	テレビ放送施設拡充計画（Ⅰ）、（Ⅱ）	1982～1984 1983～1984	無償資金協力	2-1	学校教育放送の開始、放送時間の延長、番組の充実、受信地域の拡大を目的に、放送施設、放送機材の整備。
10	タイ	スコタイタマチラート放送大学 番組製作センター建設計画	1982～1984	無償資金協力	2-1, (4-1)	高卒就労者へ高等教育を受ける機会を提供する同センターに、番組制作センターを建設し、番組製作用機材を供与。
11	インドネシア	ラジオ、テレビ放送訓練センター建設計画	1982～1984	無償資金協力	2-1, (4-1)	ラジオ・テレビ放送の人材育成（経営管理や番組制作等）を目的に、訓練センター（MMTC）の施設・機材を整備。
12	スリランカ	テレビ放送拡充計画	1984*	無償資金協力	2-1	能力が限界に達している放送施設等を拡充すべく、スタジオの建設及び番組製作用の機材を整備。
13	スーダン	地方ラジオ放送網整備計画	1984～1986	無償資金協力	2-1	中波ラジオ放送所 5kW5 局の整備に必要な機材整備。
14	ガーナ	ラジオ・テレビ放送網整備計画（Ⅰ）、（Ⅱ）	1985～1986 1985～1987	無償資金協力	2-1, (4-1)	文化の向上、教育の推進を目的に、ラジオスタジオの更新、地方テレビ放送局の送信施設の更新、公共視聴設備の配備など。

No	国	案件名	期間	形態	中間目標	概要・特徴
15	リベリア	教育テレビ放送網拡充計画（Ⅰ）、（Ⅱ）	1985～1987 1986～1987	無償資金協力	2-1, (4-1)	学校・成人教育、保健衛生教育、農業技術の普及等の経済開発、国民の生活水準の向上を目的に、放送施設、中継所、機材などの整備。
16	マーシャル	ラジオ放送局設備改善計画	1985～1987	無償資金協力	2-1	既存の中波・短波ラジオ放送が全有人環礁に安定して受信されることを目的に、必要機材を供与。
17	パプア ニューギニア	ラジオ放送局改良計画（Ⅰ）、（Ⅱ）	1987* 1988*	無償資金協力	2-1	老朽化した放送機器の更新による安定した放送サービスの継続確保を目的に、緊急な対策を必要とする11局（Ⅰ期）および6局（Ⅱ期）の放送機材整備。
18	バングラデシュ	ラジオ放送局送信機整備計画	1987～1988	無償資金協力	2-1, (4-1)	老朽化が著しい放送局の通信機が、サイクロン発生時の情報伝達手段として機能することを目的に、チッタゴンラジオ放送局における通信用機材整備。
19	タイ	教育公共放送局チャンネル11設立計画	1987～1988	無償資金協力	2-1, (4-1)	全国テレビ網及び全国教育テレビ網の拠点となるテレビ送信所として、チャンネル11テレビ局をバンコク市内に設立。
20	タンザニア	中波ラジオ放送網拡充計画（Ⅰ）、（Ⅱ）	1987～1988 1987～1988	無償資金協力	2-1	社会経済開発推進の一環として策定された中波ラジオ放送の「全国放送網拡充計画」の第2段階として、ドドマ、キゴマ地方に放送局を建設。
21	セネガル	放送施設整備計画（Ⅰ）、（Ⅱ）	1987～1988 1987～1988	無償資金協力	2-1	唯一の国営放送機関たるセネガル国営放送の機械が不足し、老朽化が著しいため、新放送センターを建設し、放送、番組制作用機材を整備。
22	タイ	スカイ・マチャート放送大学番組制作センター機材整備計画（Ⅰ）、（Ⅱ）	1988* 1988*	無償資金協力	2-1, (4-1)	1982年の無償資金協力後、テレビ放送用教育番組に加え他機関の番組制作への需要の増大に伴い、機材を整備。
23	インドネシア	テレビ報道番組総合編集・ダビングシステム機材整備計画	1988～1990	無償資金協力	2-1, (3-2)	テレビ放送のカバレッジが急速に拡大しているものの、総合的かつ能率的に映像音声素材を編集処理するシステムの導入が遅れているため、派遣専門家の具体的指導も目的とした機材を整備。
24	ネパール	中波ラジオ放送網拡充計画（Ⅰ）、（Ⅱ）	1988* 1989*	無償資金協力	2-1	1981～1983年の無償資金協力後、中波ラジオ聴取エリアを全国的に拡大することにより一層の国民の教育推進及び生活水準の向上を図ることを目的に、放送局、放送機材の整備。
25	中華人民共和国	中央電視台日本語教育スタジオ機材整備計画	1988～1990	無償資金協力	2-1, (4-1)	約300万人の日本語講座視聴者を有する中央電視台の教育番組制作スタジオ不足を解消することを目的に、放送機材の整備。
26	スリランカ	ラジオ放送整備計画（Ⅰ）、（Ⅱ）	1988～1990、 1989～1990	無償資金協力	2-1	既存のラジオ放送送信機の老朽化により、サービスエリアの維持が困難である状況を改善することを目的に、送信所施設を建設し、機材を供与。
27	タンザニア	中波ラジオ放送網整備計画（Ⅰ）、（Ⅱ）	1989、 1990～1992	無償資金協力	2-1	唯一の情報源である中波ラジオのカバレッジ（52%）を拡大し、国家的規模での情報伝達、教育普及による社会・経済開発を進めることを目的に、放送施設、機材の整備。

No	国	案件名	期間	形態	中間目標	概要・特徴
28	中華人民共和国	北京電視台機材整備計画	1989～1991	無償資金協力	2-1	北京電視台の新規開局に伴い、必要なスタジオ機器、送信機器、番組制作機器、中継機器等機材を供与。
29	パキスタン	教育テレビチャンネル設立計画（Ⅰ）、（Ⅱ）	1989～1992 1990～1992	無償資金協力	2-1, (4-1)	パキスタン全域における教育テレビ放送の普及を目的に、放送網の整備及び放送施設を建設。
30	スリランカ	ラジオスタジオ整備計画（Ⅰ）、（Ⅱ）	1990～1992 1991～1993	無償資金協力	2-1	唯一のラジオ放送機関であるスリランカ放送協会の設備の老朽化、番組中断などの問題に対応するため、放送施設、機材の整備。
31	バングラデシュ	ラジオ放送局送信機整備計画	1990～1992	無償資金協力	2-1	ラジオ・バングラディッシュの送信機老朽化、近隣諸国との混信などの問題に対応し、放送受信地域を拡大して、同国の国家開発を一層推進することを目的に、放送機材の整備。
32	ジンバブエ	テレビ放送網整備計画	1990～1991	無償資金協力	2-1	唯一のテレビ放送であるジンバブエ放送協会の老朽化、故障頻度の増加に対応し、国民の教育レベル向上と情報提供の為にテレビ普及に努めるため、放送機材の整備。
33	ジブチ	放送施設整備計画（Ⅰ）、（Ⅱ）	1990～1992 1991～1992	無償資金協力	2-1	ラジオ用施設の一部を改造したのみであるテレビ放送施設の機能を拡充し、教育的な自主番組作成や社会開発に合致した番組作成を行うため、放送機材の整備。
34	インドネシア	放送技術強化計画	1990～1992	無償資金協力	2-1, (3-2)	1982～1984年の無償資金協力後、施設不足により困難となっている中堅放送技術者の養成を行うため、放送施設、機材の整備。
35	ラオス	ラオス国立テレビ局施設整備計画（Ⅰ）、（Ⅱ）	1991～1993 1992～1993	無償資金協力	2-1	ラオス国立テレビ局のテレビ放送時間の延長、サービスエリア拡張を目的に、番組作成センターを設立し、施設を整備。また、局内の送信・スタジオ機器を整備。
36	インド	ジャミア・ミリア大学放送教育研修機材整備計画	1991～1992	無償資金協力	2-1, (3-2)	教育放送番組の制作、人材育成等を目的とした中心機関であるジャミア・ミリア大学マスコミ研究センターにおいて、激増する需要に対応するため、同センターの機材を整備。
37	ドミニカ共和国	教育番組拡充機材整備計画	1991～1992 1992～1993	無償資金協力	2-1	テレビ全国放送網の確保と送信能力を高めるため、老朽化した国営放送のテレビ放送設備・機材を更新、整備。
38	中華人民共和国	新疆放送局機材整備計画	1992～1993	無償資金協力	2-1	新疆放送局の老朽化、設備・機材の不足を改善するため、放送機材の整備。
39	カメルーン	ラジオ放送網拡充計画（Ⅰ）、（Ⅱ）	1992～1993 1993～1994	無償資金協力	2-1	カメルーン全10州でのFM送信網確立を目的に、FM送信機が未設置である6州（5都市）に対し、FM送信機等を整備。
40	モザンビーク	ラジオ放送網拡充計画	1993～1994	無償資金協力	2-1	ラジオ・モザンビークのマトラ放送局に対し、地球ネット及び全国ネット用の送信設備、発電機、ラジオマスターコントロール室用機材を供与。
41	中華人民共和国	河南省テレビ局機材整備計画	1993～1994	無償資金協力	2-1	河南省の新放送センター設立に係る番組作成機材および送出機材の整備。

No	国	案件名	期間	形態	中間目標	概要・特徴
42	イエメン	教育放送機材整備計画	1993～1996	無償資金協力	2-1, (4-1)	イエメン・ラジオ・テレビ公社がサナアに新規開設した放送局に対し、スタジオ、マスターコントロール室の整備、教育番組制作用機材等を供与。
43	シリア	教育放送拡充機材整備計画 (I), (II)	1994～1995 1994～1996	無償資金協力	2-1, (4-1)	教育番組専用のチャンネルとして1985年に開設した第二テレビ放送の受信地域拡大を目的に、同国北部の3送信所に新たにVHF送信機、送信アンテナ、電源設備等を整備。
44	パキスタン	アラマ・イクバル放送大学機材整備計画	1995*	無償資金協力	2-1, (4-1)	遠隔地教育(通信教育および放送メディアによる授業)の充実を目的に、遠隔地教育用の教材(音声テープ、ビデオ等)の作成に必要なスタジオ機器、編集機器の整備。
45	タンザニア	ザンジバルテレビ局復旧計画	1995*	無償資金協力	2-1	ザンジバルテレビ局の機材老朽化に伴う放送中止の危機回避のため、送信機、スタジオ設備等の機材の更新。
46	ペルー	ペルー国営放送局機材整備計画	1995～1996	無償資金協力	2-1	ペルー国営放送局の放送番組の質・内容の改善と自主制作番組の増加を目的に、放送関連機材を供与。
47	パキスタン	教育テレビチャンネル拡充計画 (I), (II)	1995～1998 1995～1998	無償資金協力	2-1, (4-1)	教育の地域格差是正、特に識字教育、衛生教育が必要とされている農村部への教育機会の改善を目的に、パキスタンテレビ公社(PTV)の送信局などを整備。
48	カンボジア	国営放送局整備計画	1996～1998	無償資金協力	2-1	内線で破壊的な打撃を受けたテレビ放送局において、テレビ放送局舎の建設及びテレビカメラ・送信器等関連機材などを整備。
49	パプアニューギニア	東ニューブリテン州国営ラジオ放送局再建計画	1997* 1997～1999	無償資金協力	2-1, (4-1)	94年9月ラバウル近郊の2つの火山の噴火により破滅的な被害を受けた東ニューブリテン州国営ラジオ放送局に対し、災害時の緊急情報伝達の確保などを目的に、放送会館、中継所局舎、中継所鉄塔の建設など。
50	スリランカ	ルーパワーヒニ放送局改善計画	1997～1998	無償資金協力	2-1	ルーパワーヒニ放送局(SLRC)に対し、放送設備の増強と番組制作のため機材を供与。局員の人材育成のための技術協力プロジェクトや、第三国研修も実施。
51	インドネシア	テレビ放送技術訓練所機材整備計画	1997～1998	無償資金協力	2-1, (3-2)	国営テレビ放送局(TVRI)職員の職能訓練を担当する訓練センター(TVTC)に対し、老朽化した施設の整備と訓練機材の更新。
52	バングラデシュ	ダッカ・テレビ局機材整備計画	1997～1998	無償資金協力	2-1	国民全体に良質な情報を放送するため、ダッカ・テレビ局の老朽設備を整備(マスターコントロール室、分配スイッチャー、スタジオ等)及び機材を供与。
53	イエメン	アデン放送局機材改善計画	1997～1999	無償資金協力	2-1	テレビ放送の質的向上と量的拡充を目的に、老朽化の著しいアデン放送局のスタジオ設備、編集設備、主調整設備等を整備し、小型中継車等を供与。

No	国	案件名	期間	形態	中間目標	概要・特徴
54	タンザニア	国営ラジオ放送局教育放送用機材整備計画	2000～2002	無償資金協力	2-1, (4-1)	設備の老朽化によりサービスエリアが縮小した国営ラジオ放送局に対し、教育放送の充実も目的に、送信設備やスタジオの整備、関連更新機材を供与。
55	ブルキナファソ	国営ラジオ放送局機材整備計画（Ⅰ）、（Ⅱ）	2002～2003 2002～2004	無償資金協力	2-1	保健衛生、農業、教育等の情報提供による地方住民の生活向上を目的に、農村ラジオ放送局（RR）及び国営ラジオ放送局（RNB）のスタジオ整備や機材を供与。
56	インドネシア	インドネシア・テレビ公社（TVRI）ジャカルタ局報道部放送設備整備計画	2002～2003	無償資金協力	2-1, 2-2, 3-2	テレビ公社（TVRI）に対し、老朽化したアナログ放送設備・機材をデジタルに更新、過去の映像資料を適切に保管・活用するためテープ保管システムを整備。
57	モンゴル	短波ラジオ放送網整備計画	2002～2003	無償資金協力	2-1	遠隔地の住民への情報収集手段及び、遊牧民への気象情報の提供を目的に、サービスエリアを拡大するため、老朽化した短波ラジオ送信機材を更新。
58	インドネシア	マルチメディア訓練センター訓練機材整備計画	2002～2003	無償資金協力	2-1, (3-2)	デジタル機材を使用した各種訓練による人材育成を目的に、1985年に我が国により整備されたアナログ式訓練機材をデジタル機材に更新。
59	アフガニスタン	カブールTV放送局機材整備計画	2002～2003	無償資金協力	2-1	和平定着の促進、国民和解の実現、啓蒙教育普及に寄与する自由な放送メディアの確立を目的に、放送施設の整備及び番組制作機材を供与。
60	アフガニスタン	カブール・テレビ放送施設整備計画	2003～2005	無償資金協力	2-1	カブール市ほぼ全域へのテレビ放映区域の拡大と、中断されることのない安定したテレビ放送を目的に、テレビ送信所の再建、送信用機材の整備、かつ放送局建物の改修。
61	パプアニューギニア	国営ラジオ放送局機材整備計画	2003～2004	無償資金協力	2-1	保健衛生、農業分野等の情報提供による生活環境改善やラジオ放送を通じた小学校教育の充実を目的に、サービスエリア拡大のため、老朽化した送信機材を更新。
62	キルギス	国営放送局番組制作機材整備計画	2005～2006	無償資金協力	2-1	保有機材の不足と老朽化により後退した国営放送局の機能回復とキルギス語による自主制作番組の拡大を目的に、必要な番組制作機材を供与。
63	セネガル	セネガル国営放送局（RTS）TV放送機材整備計画	2005～2006	無償資金協力	2-1	国営放送局（RTS）に対し、番組制作能力の向上を目的に、1988年に我が国により整備されたアナログ設備・機材のデジタルへの更新など。
64	ネパール	短波及び中波放送局整備計画	2006～2008	無償資金協力	2-1	1981、1988～1989年の我が国による送信所の整備後、機材の老朽化等により低下した全国放送網の再構築を目的に、放送施設を改修し、機材を更新。
65	インドネシア	遠隔地ラジオ放送網拡張計画	2007～2009	無償資金協力	2-1	中波放送（AM）を受信できないカリマンタン島タラカン県及びスラウェシ島トリトリ県において、ラジオ送信施設（放送用送信設備、アンテナ）を整備。

No	国	案件名	期間	形態	中間目標	概要・特徴
66	カメルーン	ラジオ放送機材整備計画	2007～2009	無償資金協力	2-1	カメルーンラジオテレビ (CRTV) に対し、機材の老朽化と損傷が著しいヤウンデ、エボロワ、ンガウンデレ、マルア局の FM 放送設備を整備。
67	ウガンダ	中波ラジオ放送網整備計画	2007*	無償資金協力	2-1	ウガンダ放送公社 (UBC) に対し、内戦や落雷により稼働していない送信所のうち、マワガ及びケリバ中波送信所を整備、放送局のスタジオ機材を整備。
68	ナイジェリア	中波ラジオ放送網整備計画 (I), (II)	2007～2009 2008*	無償資金協力	2-1, (4-1)	中波ラジオのカバレッジを改善、拡大し、教育アクセスを改善することを目的として、ジャジ送信所 (カドゥナ局) およびエヌグ局の2つの中波ラジオ送信所の送信システム整備。
69	ブータン	ブータン国営放送局機材整備計画	2008*	無償資金協力	2-1	ブータン国営放送局 (BBS) に対し、地方への番組配信や、地方局からの番組素材提供の充実に、地方3局の送信所の整備、衛星中継車等を供与。
70	ジブチ	ラジオ・テレビ放送局番組作成機材整備計画	2009*	無償資金協力	2-1	ジブチ・ラジオ・テレビ放送局 (RTD) に対し、記録・編集技術及び番組制作能力の向上、情報伝達手段の発展を目的に、放送設備・機材の整備。
71	ザンビア	「テレビ・ラジオ放送機器整備技術指導」フォローアップ協力 (資機材購送)	2004～2005	技術協力プロジェクト	2-1	ザンビア国営放送局 (ZNBC) の効果的な運営、ラジオ放送に係るデジタル技術の導入、録音情報の適正な保管と使用
72	インドネシア	放送事業 (中波ラジオ・テレビ)	1973*	有償資金協力	2-1	——
73	インドネシア	中波ラジオ TV 放送事業 (1-2)	1974*	有償資金協力	2-1	——
74	インドネシア	ジャワテレビ網改善事業 (2-1)	1975*	有償資金協力	2-1	——
75	インドネシア	中波ラジオ網建設事業	1975*	有償資金協力	2-1	——
76	インドネシア	テレビ放送事業 (2-2)	1975*	有償資金協力	2-1	——
77	インドネシア	中波ラジオ TV 放送事業 (1-3)	1975*	有償資金協力	2-1	——
78	インドネシア	中波ラジオ網建設事業	1976*	有償資金協力	2-1	——
79	インドネシア	テレビ網改善事業 (第3期)	1977*	有償資金協力	2-1	——
80	インドネシア	ラジオ・テレビ放送網拡充事業	1985*	有償資金協力	2-1	——
81	インドネシア	ラジオ・テレビ放送網事業 (2)	1987*	有償資金協力	2-1	——
82	インドネシア	ラジオ・テレビ放送施設改善事業	1990*	有償資金協力	2-1	——
83	インドネシア	ラジオ・テレビ放送施設改善事業 (第2期)	1993*	有償資金協力	2-1	——
84	インドネシア	ラジオ・テレビ放送施設改善事業 (3)	1995*	有償資金協力	2-1	——
85	ベトナム	ベトナムテレビ放送センター建設事業 (E/S)	1998*	有償資金協力	2-1	テレビ放送時間の拡大と番組制作能力向上を図るための放送センター (スタジオ、番組制作・放送設備等) を建設。第一段階として同放送センター建設のための詳細設計と要員訓練計画立案にかかるエンジニアリング・サービスを行う。

No	国	案件名	期間	形態	中間目標	概要・特徴
86	ベトナム	ベトナムテレビ放送センター建設事業	2000*	有償資金協力	2-1	テレビ放送時間の拡大と番組制作能力向上を図るための放送センター（スタジオ、番組制作・放送設備等）を建設。
87	中国	遼寧省放送施設整備事業	2001*	有償資金協力	2-1	遼寧省における放送番組制作の質および量を改善するとともに、放送伝送路整備を行うことで都市間の情報伝送を促進。
88	中国	放送事業（青海省）	2004*	有償資金協力	2-1	放送施設の整備が遅れている地方部（青海省、雲南省、安徽省、吉林省、寧夏回族自治区、山東省済南市）にて、ハード面の改善（放送機材等の放送インフラ整備）およびソフト面の強化（放送局の職員を対象とした日本での研修の実施、日本で制作される番組の放映権の購入・日本の放送局との番組の共同制作の実施等）を行う。テレビ・ラジオ放送の量・質を改善し、放送を通じた国民の教育、知識、文化水準の向上、並びに日中の相互理解の促進といった人材の育成を図る。
89	中国	放送事業（雲南省）	2004*	有償資金協力	2-1	
90	中国	放送事業（安徽省）	2004*	有償資金協力	2-1	
91	中国	放送事業（吉林省）	2004*	有償資金協力	2-1	
92	中国	放送事業（寧夏回族自治区）	2004*	有償資金協力	2-1	
93	中国	放送事業（山東省 済南市）	2004*	有償資金協力	2-1	
94	ケニア	ケニア放送公社近代化事業	1989*	有償資金協力	2-1	——
95	チュニジア	国営テレビ放送センター事業	2007*	有償資金協力	2-1	首都チュニスに建設された国営ラジオ・テレビ放送公社の新テレビ放送センターに近代的な放送機材を導入。テレビ放送を通じた国民への情報提供の拡充を図る。

* 交換公文締結年度、有償資金協力は借款契約年

3. 放送組織・人材の育成

No	国	案件名	期間	形態	中間目標	概要・特徴
96	全世界	個別専門家派遣	——	個別専門家	3-1、3-2	ラジオ・TV局にて機材運用・保守や番組制作、訓練機関教職員の能力向上、政府機関内での教育番組制作等を目的に人材を育成。
97	全世界	青年海外協力隊（JOCV）、シニア海外ボランティア（SV）派遣	——	JOCV/SV	3-1、3-2	ラジオ、TV局における番組制作や機材運用・整備支援、教育機関や省庁での視聴覚教材作成支援など、現地ニーズに沿った活動を展開。
98	全世界	教育放送番組	1963～1983	集団研修	3-2	テレビ局のプロデューサー・ディレクターを対象に、教育番組制作手法の基礎を習得させる。（期間内にコース名変更）
99	全世界	テレビ放送技術	1963～	集団研修	3-2	テレビ局の技術者を対象に、テレビ放送技術の基礎理論や機材の原理と運用技術を習得させる。（期間内にコース名変更）
100	全世界	ラジオ放送技術	1973～1988	集団研修	3-2	放送局の音声技術者を対象に、短波・FM・AM放送システムの基礎技術を習得させる。
101	インドネシア	ラジオテレビ放送訓練センター	1983～1992	技術協力プロジェクト	2-1、3-2	国営テレビ、ラジオ局等の技術者育成を担うMMTCに対し、教職員の教育訓練能力及び施設管理運営能力向上のため、施設・機材の整備を行い専門家を派遣した。

No	国	案件名	期間	形態	中間目標	概要・特徴
102	全世界	教育テレビジョン番組 (基礎)	1984～1990	集団研修	3-2	テレビ局の若手プロデューサー・ディレクターを対象に、教育番組制作手法の基礎を習得させる。
103	全世界	教育テレビジョン番組 (上級)	1984～1992	集団研修	3-2	テレビ局の中堅プロデューサー・ディレクターを対象に、教育番組制作手法を習得させる。
104	全世界	音声放送技術	1989～2003	集団研修	3-2	音声技術者を対象に、短波・FM・AM放送システムの基礎技術とラジオ番組制作の基礎を習得させる。
105	全世界	テレビ番組制作（総合）	1991～2000	集団研修	3-2	テレビ局のプロデューサー・ディレクターを対象に、番組制作における企画・構成能力の向上を図る。
106	メキシコ	教育テレビ研修センター	1991～1996	技術協力 プロジェクト	3-2	テレビ放送による教育番組充実を目的に、番組制作・放送技術者を育成する教育テレビ研修センター（CETE）を創設、また必要な各専門家を派遣。
107	全世界	テレビジョン番組制作	1993～2000	集団研修	3-2	テレビ局のプロデューサー・ディレクターを対象に、番組制作における企画・構成能力の向上を図る。
108	アジア地域	スリランカデジタル テレビ技術	1993～2003	第三国 集団研修	3-2	ルバヴァヒニ放送協会において、アジア放送局の技術者を対象に、デジタル技術の知識と保守技術を習得させる。
109	アジア地域	テレビ放送番組制作及び 管理に関する第三国研修	1997～2001	第三国 集団研修	3-2	ラジオ・テレビ訓練センター（MMTC）において、アジア10カ国の番組制作者を対象に、番組制作と管理能力の向上を図る。
110	全世界	テレビジョン番組制作の 基礎	2001～2005	集団研修	3-2	放送局の若手プロデューサー・ディレクターを対象に、番組制作における企画・構成能力の向上を図る。
111	全世界	テレビジョン番組制作 (上級)	2001～2005	集団研修	3-2	放送局の中堅プロデューサー・ディレクターを対象に、番組制作における企画・構成能力の向上を図る。
112	スリランカ	機材維持管理改善 プロジェクト	2004～2005	技術協力 プロジェクト	3-2	ルバヴァヒニ国営放送局の技術部門にて、放送用機材の計画的運用とメンテナンス体制を構築する。
113	アジア地域	テレビドキュメンタリー 番組制作	2004～	第三国 集団研修	3-2	マルチメディア訓練センター（MMTC）にて、アジア放送局の番組制作者を対象に、デジタル機材を使用した番組制作の能力向上を図る。
114	ブータン	ブータン国国営放送支援 プロジェクト	2005～2007	技術協力 プロジェクト	2-1、3-2	ブータン国営放送の番組制作能力と情報提供機能の向上を目的に、専門家派遣、研修受入等を実施。
115	ブータン	国営放送能力強化 プロジェクト	2007～2010	技術協力 プロジェクト	2-1、3-2	職員の能力強化を通じて、プロフェッショナルリズムの浸透を図るとともに、BBSCのマネジメント力が強化されることを目的に、専門家派遣、研修受入等を実施。
116	ミャンマー	テレビ放送技術者人材 育成	2006～2008	国別研修	3-2	ミャンマーラジオテレビ局の番組制作者を対象に、番組制作手法の基礎を習得させる。
117	アフリカ地域	TV番組制作チーム トレーニング	2006～2008	地域別研修	3-2	テレビ局のクルー（ディレクター、カメラマン、編集）を対象に、クルー単位での番組制作能力の向上を図る。
118	全世界	テレビ番組制作（総合）	2006～	集団研修	3-2	テレビ局の中堅プロデューサー・ディレクターを対象に、番組制作の能力の向上を図る。

4. 各分野への放送活用

No	国	案件名	期間	形態	中間目標	概要・特徴
119	ガーナ	マスメディアを通じたエイズ教育プロジェクト	2005～2009	技術協力プロジェクト	4-1	若者の HIV 感染と STIs のリスクについての意識変容と、若者のリスク行動を軽減する為の社会環境が醸成されることを目的に、ラジオを通じたマスメディア・プログラムの実施。
120	パプアニューギニア	テレビ番組による授業改善計画プロジェクト	2005～2008	技術協力プロジェクト	4-1	協力対象の小学校において、テレビを活用した遠隔教育の適切な実践・継続により、授業の質が改善するため、番組制作・運営管理にかかる専門家派遣、研修員受入などを実施。

付録2 国際的援助動向

2000年の九州・沖縄サミット以降、情報通信技術分野に対する国際的意識と期待感が特に高まり、本分野に関する国際会議が開催され、またタスクフォースが設置されている。それらの国際会議やタスクフォースにおいて、放送分野についても検討がされている。

2-1 主要な国際会議

(1) 九州・沖縄サミット（2000年）

2000年の九州・沖縄サミットでは、「グローバルな情報社会に関する沖縄憲章」²が採択された。同憲章は、単にITの普及を目指すものではなく、途上国を含む世界全体が情報社会の裨益者となるべく、G8の政治的リーダーシップを示したものである。同憲章の狙いは大きく分けて次の2点である；①情報社会の将来像に関する政治的なビジョンとこれに向けたガバナンスのあり方を示す；②国際的情報格差（デジタル・デバイド）の解消に向けた取り組みの強化。また、今後の情報社会が目指すべき方向として以下の3点について言及している。

- ① ITが提供する機会（デジタル・オポチュニティ）の活用
- ② 情報格差（デジタル・デバイド）の解消
- ③ 全世界的参加の推進

さらに、同憲章において「ITが提供する機会（デジタル・オポチュニティ）の活用」と「情報格差（デジタル・デバイド）の解消」のための作業部会として「デジタル・オポチュニティー作業部会（Digital Opportunity Taskforce、通称：ドット・フォース）」が設置された。ドット・フォースの詳細については付録2-2に記載している。

(2) 国連ミレニアム・サミット（2000年9月）

2000年9月ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットにおいて、国連ミレニアム宣言³が採択され、ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）が共通の目標としてまとめられた。MDGsは、2015年までに達成すべき8つの目標を掲げ、18のターゲットを示している。

放送分野に直接関係する内容としては、ミレニアム宣言の「開発および貧困撲滅」の中で、最新技術とりわけ情報通信技術の恩恵が全ての人々に行き渡るよう確保すること、また、「人権、民主主義および良い統治」の中で、メディアがその本質的役割を果たす自由と大衆の情報アクセスの自由を確保すること、の2点について言及されている。

2 外務省「グローバルな情報社会に関する沖縄憲章（仮訳）」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko_2000/it1.html)

3 外務省「ミレニアム宣言（仮訳）」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_mori/arc_00/m_summit/sengen.html)

(3) 世界情報社会サミット (World Summit on the Information Society: WSIS)⁴ (2003年12月、2005年11月)

世界情報社会サミットは、国連により主催された初めての情報通信関連のサミットで、ITU主導のもとに開催された。情報社会についての共通ビジョンの確立を図るとともに、そのビジョン実現のための具体的方策等を検討することを目的とし、第1フェーズ (ジュネーブ、スイス) と第2フェーズ (チュニス、チュニジア) の2段階形式で行なわれた。

① WSIS第1フェーズ (2003年12月)

ジュネーブ (スイス) において54か国の政府首脳、83人の情報通信大臣等をはじめ、176か国、約2万人が参加して開催され、首脳レベルで情報社会に関する共通のビジョンの確立を図るとともに、そのビジョン実現のための「ジュネーブ原則宣言」及び「行動計画」を策定した。

放送分野に関しては、原則宣言、行動計画ともに情報社会におけるメディアの重要性が再確認された。具体的な施策としては、メディアの独立性と情報の多元性と多様性の確保、先進国から途上国への技術的支援やネットワーク構築、ルーラル地域での情報格差是正への努力、を求めている。

「ジュネーブ原則宣言」から抜粋「メディア(9)」

我々は、情報社会にとって極めて重要な、メディアの独立性と多元主義及び多様性の原則、及び言論の自由と情報の自由の原則に対する我々の責務を改めて表明する。知識を創造し、蓄積し、普及するために、情報を求め、受け、伝え、利用する自由は情報社会にとって重要である。我々は、メディアが最高の倫理的及び専門的基準に従い、責任をもって情報を利用し、取り扱うことを要求する。あらゆる形式の従来のメディアは、情報社会において重要な役割を持ち、ICTはこの点に関し、支援的な役割を果たさなければならない。そして、各国の法律に従い、また関連する国際協定を考慮しつつ、メディア所有権の多様性を奨励しなければならない。我々は、メディアに影響を与える、インフラストラクチャー、技術力、及び人的技能の開発などに関する国際的な不均衡を軽減する必要性を改めて認識する。

4 WSIS (<http://www.itu.int/wsis/index.html>)

「行動計画」から抜粋「C9」

能動者としてのメディア(形態が様々で、所有者も多様)は、情報社会の開発で極めて重要な役割を担い、表現の自由および情報の複数性に重要な貢献をしていると認識されている。

- ・メディア(新しいメディアに加えて、活字および放送)に対して、引き続き情報社会で重要な役割を果たすよう奨励する。
- ・メディアの独立性および複数性を保証する国内法の策定を奨励する。
- ・メディアの内容に含まれる違法および有害なコンテンツと戦うために適切な措置(表現の自由と矛盾しないもの)を取る。
- ・先進国のメディアの専門家に対して、特に訓練分野で、開発途上国のメディアの専門家とのパートナーシップおよびネットワークを構築するよう奨励する。
- ・メディアに対し、様々な女性および男性をバランス良く描写するよう促進させる。
- ・ICTの道具の長所を十分に利用して、特にインフラ、技術資源および人的な技術の開発に関してメディアに影響を与える国際的な不平等を減らす。
- ・従来のメディアに対して、特に農村部で、知識の格差を縮め、文化的なコンテンツの流れを促進するよう奨励する。

② WSIS第2フェーズ

2005年11月にチュニス(チュニジア)において開催され、ジュネーブで採択された行動計画の具体的な実施方策やその体制について検討された。また、MDGsをはじめとする国際的に合意された開発目標が、定められた期限内に達成されるためには、情報通信技術を効果的に開発活動に採り入れる必要があることが強調された。これらの討議の結果は、「チュニスサミット文書」(チュニスコミットメント)、「情報社会のためのチュニスアジェンダ」(チュニスアジェンダ)として採択された。

2-2 主要なタスクフォース

- (1) デジタル・オポチュニティー作業部会(Digital Opportunity Taskforce、通称: DOT Force、ドット・フォース) 2000年~2002年

ドット・フォースとは、G8諸国と開発途上国、関係機関、民間機関との政策対話の推進、国際間デジタル・デバイド解消に関する意識向上などを具体的に検討することを目的としたタスクフォースである。情報通信技術は民間主導の分野であり、他分野の協力においても重要なツールであることから、G8各国に加え民間企業・NPO・EU・途上国・国連関係機関・OECDなど、数多くの機関の代表が参加したことが大きな特徴である。国際機関からは、国

連開発計画 (United Nations Development Programme: UNDP)、世界銀行、国連経済社会理事会、国際電気通信連合 (International Telecommunication Union:ITU)、国連教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO)、国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD)、経済協力開発機構 (Organization for Economic Cooperation and Development:OECD) が参加した。

ドット・フォースは2000年の九州・沖縄サミットにおいて設置され、2001年のジェノバサミットにおいて検討結果として9本柱で構成される「ジェノヴァ行動計画」⁵を提出、項目ごとに実施チームが組織され、2002年6月のカナナスキス・サミットにおいてその実施状況報告書を提出した。

ジェノヴァ行動計画(Genoa Plan of Action)2001年7月

- ① 途上国及び新興国における国家e戦略(National e-Strategies)への支援
- ② 継続性の向上、アクセスの拡大及び費用の引き下げ
- ③ 人材育成、知識の創設及び共有の強化
- ④ 持続可能な経済発展のための創業及び起業家精神の育成
- ⑤ インターネット及び IT が提起する新たな国際的政策及び技術的事項に関する協議への普遍的参加の確立及び支援
- ⑥ 後発開発途上国の IT 活用の取り組みの確立及び支援
- ⑦ 保健及び感染症対策への支援における IT の活用促進
- ⑧ ローカル・コンテンツ及びアプリケーション支援のための国内的及び国際的努力
- ⑨ IT の G8 及びほかの ODA (政策・プログラム) への優先的適用及び多数国間の取り組みの調整強化

放送分野の活用については、上記行動計画の中の「アクション・ポイント7: 保健及び感染症対策への支援におけるITの活用促進」において、HIV/エイズ及び他の感染症対策キャンペーンに、コミュニティ・ラジオ、放送メディア等の通信媒体を活用することが計画された。

(2) 国連ICTタスクフォース (United Nations Information and Communication Technologies Task Force) ⁶ 2000年～

国連ICTタスクフォースは、国連における情報通信技術分野の包括的な戦略を立てるタスクフォースとして、アナン事務総長の特命により2000年に設置された。国連内には情報通信やデジタル・デバイドを専門に扱う部局が存在しないことから、既存の縦割り組織を横断し、MDGsなどの国際的な開発目標達成に向け、最新技術を途上国の開発において活用するため、情報通信技術分野の戦略を立てることを目的としている。前述のドット・フォースの流

5 外務省「デジタル・オポチュニティー作業部会 (ドット・フォース) ジェノヴァ行動計画提案 (仮訳)」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko_2000/genoa/it5.html)

6 United Nations Information and Communication Technologies Task Force (<http://www.unicttaskforce.org/>)

れを汲んでおり、取り上げる主な議題は共通している。

国連ICTタスクフォースは、国連機関、各国政府、民間企業、ドナー、NPOや他のステークホルダーとの関係構築を基礎としているほか、外部の活動とも密接に連携し、それぞれの地域においてネットワークを築いた点が特徴的で、地域ごとのネットワークには組織に限らず個人も参加できる仕組みを構築した。

(3) 世界情報技術開発同盟（GAID: Global Alliance for ICT and Development）⁷2006年～

2005年の世界情報サミットにおいて、MDGsなど国際的に合意された開発目標の達成のためには、情報通信技術を効果的に開発プログラムに取り入れることが有効であると再確認された。これを受け、GAIDはMDGsなどの開発目標の達成に向けた情報通信技術の役割や効果的な活用に関して、セクター横断的な政策対話の場を提供することを目的とし、2006年に国連により発足が承認された。GAIDの活動は、世界情報社会サミットの成果がより広範な国連の開発計画に貢献する機会となるよう期待されている。また、従来は政策対話に参加してこなかったマスメディア等に対しても参加を促しており、従来の枠を超え対話の輪を広げることも目指している。

放送分野に関する取り組みとしては、「平和と文化」というプログラムの中に「言論の自由」や「メディア」という項目を設け、広範な参加者間での政策対話や知識の共有を推進している。

7 GAID (<http://www.un-gaid.org/fr>)

付録3 主要ドナーの取り組み

放送が、社会基盤であり、ツールであるその特性から、ドナーによってその捉え方と協力の方法は多様である。本資料では、放送分野（社会基盤、メディア、放送コンテンツ）に対する協力量針と事例を主に記載したが、他分野での協力において、放送が特に重要なツールとして活用されている場合も記載した。

3-1 ユネスコ（UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）⁸

ユネスコは教育、科学、文化、コミュニケーションの分野における開発途上国への開発支援事業（専門的助言、技術協力）を行っている。

3-1-1 支援方針

社会基盤としての放送だけでなく、文化的視点でメディアを捉えた協力やコンテンツを対象とした協力など、ユネスコの理念に沿った多方面からの支援方針を持ち、協力を実施している点が特徴である。

中でもコミュニケーションの分野（Communication and Information）⁹において多くの協力が実施されており、その戦略的目的は以下の通りである。

- ① アイディアの自由な流れと情報へのアクセスの促進
- ② メディアにおける表現の多元性の確保と文化の多様性の促進
- ③ 特に、公的分野において、万人の情報通信技術へのアクセスの確保

3-1-2 主な協力

放送分野に対する協力の多くは、コミュニケーションの分野で特に重要視されていて、表現の自由（Freedom of Expression）¹⁰において実施されている。

(1) Media in Conflict and Post-Conflict Situations

紛争後の復興国では、メディアの基盤が弱いため、政府機関やメディアに対し、多方面での協力を実施。

- メディアを統括する独立規制機関の設立支援、放送事業者へのライセンス割当などの手続き実施のための協力
- 現地または外国人ジャーナリストの安全確保を目指した取り組み
- メディアの独立性や複数性といったメディア全体の発展を目指し、ジャーナリズム育成のため機材面・技術面での支援

8 UNESCO (<http://portal.unesco.org/>)

9 (http://portal.unesco.org/ci/en/ev.php-URL_ID=1657&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html)

10 (http://portal.unesco.org/ci/en/ev.php-URL_ID=2493&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html)

- メディアの組織的なキャパシティ・ディベロップメントのための支援；メディアスペシャリスト（特に女性）の育成、ローカルコンテンツ向上のための人材育成研修、視聴者のメディアリテラシー向上のための取り組み等

選挙に備えた協力；ジャーナリストへの研修、選挙報道のガイドライン作成と普及等

(2) Media Laws

各国のメディア法令が国際的に認められた民主的標準となるよう助言など。

(3) Press Freedom

報道における言論の自由を推進するため、メディアの独立性と複数性確保を目指した活動を実施。

また文化の分野¹¹でも、文化的視点で放送分野のコンテンツをターゲットとした協力が行われている。

(4) Cultural Industries

Audiovisualプログラムでは、映画、映像を含む文化産業の振興を目的とし、途上国の文化産業振興のための協力や、途上国の映像作品を活用した国際交流事業や映画祭を実施。

(5) Arts and Creativity

Digital Artsプログラムでは、デジタル技術を活用した新たな芸術と、それを制作するアーティストの育成・支援を目的とし、特に途上国のアーティスト支援や、国際的文化交流を目指すプロジェクトを実施。

(6) Copyright

文化の分野における著作権が国際的に保護されることを目的に、著作権保護に関する意識向上、情報提供、研修や研究を実施。

3-2 国連開発計画（UNDP: United Nations Development Programme）¹²

UNDPは「持続可能な人間開発」を開発の基本理念に掲げ、貧困削減、民主的ガバナンス、エネルギーと環境、危機予防・復興、HIV／エイズの5分野に活動の重点を置いている。

11 (http://portal.unesco.org/culture/en/ev.php-URL_ID=2309&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html)

12 UNDP (<http://www.undp.org/>)

3-2-1 支援方針

情報通信技術（ICT）分野では、従来のテレビ、ラジオ、電話に加え、新たな技術であるコンピューター、衛星、無線通信やインターネットを含め、ICTが途上国の発展に効果的な手段であると、ICTを利用することで様々な分野で敏速かつ幅広い協力が可能となるとしている。

3-2-2 主な協力

貧困削減におけるICTの活用や、民主的ガバナンス推進のためのメディアの表現の自由実現を目指した協力において、放送分野が積極的に活用されている。

(1) Information and Communication Technology for Development (ICTD) ¹³

貧困削減を目指すプログラムで、開発に資するICTの実現を目指し、以下の方針のもとに支援を行っており、メディアも重要なツールとして活用されている。

- MDGs達成に向け、貧困削減を目指した貧困層に裨益するICT政策の実現
- ICTが貧困層へ裨益する環境の実現
- 地方政府や途上国での生計・起業におけるICTの活用；ICTを活用し男女の平等性や社会参加の促進の実現

(2) 民主的ガバナンス（E-Governance and Access to Information for Citizens' Participation）¹⁴

表現の自由の確保が開かれた民主的社会実現の重要な条件であるとし、途上国のメディア発展のためのプロジェクトを数多く（68）実施している。それらの協力において、重点が置かれているのは以下の3点である。

- 表現の自由と多元性の確保のための環境作り
- 独立性と多元性を持つメディアの育成
- 市民社会において情報アクセスへの権利に対する意識向上と、少数派をガバナンスプロセスに取り込むメカニズム構築の促進

その他、HIV/エイズプログラムなどにおいても、メディアをプログラム実施のための有効なツールとして活用している。

3-3 世界銀行¹⁵

世界銀行は、各国の中央政府または同政府から債務保証を受けた機関に対し、融資を行う国際連合の専門機関で、国際復興開発銀行（the International Bank for Reconstruction and Development;

13 ICTD (<http://sdnhq.undp.org/it4dev/>)

14 (<http://www.undp.org/governance/sl-egov.htm>)

15 World Bank (<http://www.worldbank.org/>)

IBRD) と国際開発協会 (International Development Association; IDA) に加え、姉妹機関である国際金融公社 (International Finance Corporation; IFC)、多国間投資保証機関 (Multilateral Investment Guarantee Agency; MIGA) 及び国際投資紛争解決センター (International Center for Settlement of Investment Disputes; ICSID) と併せて世界銀行グループを形成している。

情報通信技術プロジェクトの実施、世界銀行全体のICT分野に関するポリシー策定は、世界銀行グループのジョイントユニットであるGlobal Information and Communication Technology (GICT)¹⁶ が担当している。

3-3-1 支援方針

途上国の貧困削減と発展促進において、放送分野を含む情報通信技術 (ICT) の活用が有効であるとの認識のもと、公的セクターと民間セクターとの双方に対し、主に資金協力と政策策定支援を行っている。

3-3-2 主な協力

世界銀行グループの各機関を通じ、放送分野に関わる各セクターへの協力を行っている。

(1) 公的セクターへの協力

ICTプロジェクト、またはICTが活用されるプロジェクトへの資金協力。放送分野が協力の中心となる事例では、地方政府やコミュニティへのエンパワーメントを目指すプロジェクトに、コミュニティラジオ局への資金協力などを実施。他分野プロジェクトでも、メディアがプロジェクトの一部として位置づけられている場合も少なくなく、特に、HIV/AIDSなど保健医療分野のプロジェクトにおいて、情報提供や広報ツールとして積極的に活用。

また、政府機関に対するセクター改革のための協力を実施しており、特に国営局の民営化や民間主導の市場形成に向けた政策策定を支援。

(2) 民間セクターへの協力

国際金融公社 (International Finance Corporation; IFC) を通じ、途上国の民間企業への投資を行っており、(2004年にはロシアの) 民間のテレビ局へも資金協力を実施。

(3) 投資保証

多国間投資保証機関 (Multilateral Investment Guarantee Agency; MIGA) を通じ、ドナーや民間投資家に対し、途上国民間セクターへの投資に関する投資保証を提供。

16 GICT (<http://www.worldbank.org/ict>)

3-4 国際電気通信連合 (ITU: International Telecommunication Union) ¹⁷

国際連合の専門機関のひとつで、電気通信（有線通信及び無線通信）の利用に係る国際的秩序の形成に貢献している。主な活動は、放送や衛星通信等無線通信で使用される電波の国際的な分配及び混信防止のための国際的な調整（無線通信部門：ITU-R）、電話やファクシミリ、移動体通信、ハイビジョン等電気通信の世界的な標準化の促進（電気通信標準化部門：ITU-T）、開発途上国に対する技術援助の促進（電気通信開発部門：ITU-D）¹⁸の3部門である。

政府間機関でありながら、ITUの活動には民間企業や学術・工業団体等が参加している点が特徴である。

3-4-1 支援方針

途上国への支援を中心に実施するITU-Dでは、放送を含む基本的な通信サービスへのアクセスを実現するため、途上国への技術、人材、資金の流通促進と情報通信技術へのアクセスの向上、情報通信技術から裨益を受ける人口の拡大、デジタル・デバイド軽減、等を方針に、様々なプログラムを実施している。

3-4-2 主な協力

(1) Emergency Telecommunications

災害の予報、探知、警報発令と、災害時の被害軽減のため、ラジオ放送、インターネット、携帯電話などを効果的に使用することを目的としたプロジェクトを実施。

(2) MCT (Multipurpose community telecentres and multipurpose platforms) ¹⁹

テレセンター設立と維持・運営のためのプロジェクトを実施。テレセンターは、保健医療、教育、農業、ビジネス機会の拡大、政府の公的サービスへのアクセスの向上や、人々の社会的・経済的生活の向上のための情報通信技術の活用を主な目的としており、（ホンジュラスの）ルーラル地域のテレセンタープロジェクトでは、特にラジオ放送を活用。

(3) Least Developed Countries

最貧国 (LDCs : least developed countries) と小島嶼開発途上国 (SIDS : small island developing states) に対し、情報通信技術を活用し、国際経済への参加を促すためのプロジェクトを実施。最近の事例では、アフガニスタンにおいて、情報通信と放送基盤復興のためのプロジェクトを実施。

17 ITU (<http://www.itu.int/>)

18 (<http://www.itu.int/ITU-D/>)

19 (<http://www.itu.int/ITU-D/e-strategies/MCTs/>)

(4) Technologies, Infrastructure and Applications

途上国において、放送や情報通信におけるデジタル技術の導入計画、整備、運営、更新、維持が適切に行われるよう、シンポジウム、ワークショップ、セミナーや会議の開催、専門家による助言を実施。特に放送分野では、デジタル放送、周波数管理と監視及び基盤整備計画に重点を置いている。

(5) Telecom Surplus

途上国の情報通信技術分野のプロジェクトを実施するための財源確保を目的としたイニシアティブで、公的・民間セクターの双方からの資金協力をITU-Dが関連するプロジェクトに活用。特に放送分野では、MCTプロジェクトによるテレセンター設立に活用されている。

3-5 米国国際開発庁（USAID: United States Agency for International Development）²⁰

USAIDは独立組織であるが、外交政策がUSAIDの援助政策に反映されるよう、国務省が監督する立場にある。USAIDは、米国の外交政策に沿って、経済成長・農業・貿易、保健医療、民主化・紛争予防・人道援助の3分野に重点を置き支援を行っている。

3-5-1 支援方針

長年にわたり、USAIDは、情報通信技術（ICT）を教育、保健医療、農業など様々な分野に活用してきたが、近年では、新たな通信技術が経済成長や社会・経済活動の変革にも重要な役割を果たすと認識している。放送を含むICTを分野横断的テーマと位置づけ、以下の項目に重点を置く方針²¹である。

- ICT政策 : 民間セクター主導の市場形成に向け、競争政策や規制改革
- ICTアクセス : (特に貧困層、少数民族、女性の) ICTへのアクセス拡大
- ICTキャパシティ : ICT産業に必要な、組織と個人の育成
- ICTの活用 : USAIDが従事する全分野（15分野）におけるICTの活用

また、メディア支援を途上国の民主化推進における重要項目と位置づけている点が特徴的である。民主化とガバナンス分野の政策²²や、紛争後の国や民主化移行国を対象とした政策²³において、途上国メディアの自由な表現と独立性の推進を明示している。

20 USAID (<http://www.usaid.gov/index.html>)

21 (http://www.usaid.gov/our_work/economic_growth_and_trade/info_technology/index.html)

22 (http://www.usaid.gov/our_work/democracy_and_governance/)

23 (http://www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_programs/transition_initiatives/index.html)

(http://www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_programs/transition_initiatives/aboutoti4.html)

3-5-2 主な協力

(1) Digital Freedom Initiative (DFI)

米国のノウハウを活用し、ICTが途上国の経済成長、人材と社会基盤への投資、良い統治、法の支配に貢献するため、ワークショップやフォーラムを開催²⁴。U.S. – Africa Partnership in Connecting Africa²⁵では、メディアの表現の自由と市民の保護の両立を課題の一つとして取り組む。

(2) 民主化とガバナンスのためのメディア支援²⁶

途上国の市民社会での独立した政治活動強化を目的に、メディアへの支援を実施。主な協力は、報道の自由への市民の意識向上、米国ジャーナリストによる専門的助言、独立ラジオ局の開局のための技術・法的支援など。

(3) Transition Initiatives²⁷

The Office of Transition Initiatives (OTI) を中心に、1994年より民主化移行国や紛争後の国など、米国の外交政策において、和平と民主化が重要課題と定める35カ国／地域を支援。放送分野では、和平、調停、選挙参加推進のための独立メディア育成を目的とした協力を実施。近年の事例では、アフガニスタンでのラジオ局開局、ニュース番組の向上、ジャーナリスト育成などのプロジェクトが挙げられる。

(4) 他分野でのICT活用²⁸

USAIDが従事する全15分野でのICT活用を推進。特に教育分野では、ICTが基礎教育の質向上とアクセス拡大のための重要なツールであると認識し、ルーラル地域の基礎教育プロジェクトでのラジオ放送活用など事例は多い。そのほか、保健医療、環境分野でも、広報ツールとしてメディアを積極的に活用している。

3-6 カナダ国際開発庁 (CIDA: Canadian International Development Agency) ²⁹

CIDAは途上国の持続的開発を目指し、MDGsに関連するGovernance、Health、Basic Education、Private Sector Development、Environmental Sustainabilityの5分野にて重点的な協力を行っている。

24 DFI (<http://www.dfi.gov/>)

25 (http://www.dfi.gov/US_Africa.html)

26 (http://www.usaid.gov/our_work/democracy_and_governance/civ.html)

27 (http://www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_programs/transition_initiatives/focus/media.html)

28 USAID 2004 “Information and Communication Technology for Development: USAID’s Worldwide Program” (http://dec.usaid.gov/partners/ict/USAID_ICT_Report_May2004.pdf)

29 CIDA (<http://www.acdi-cida.gc.ca/index.htm>)

3-6-1 支援方針

CIDAは、放送を含む情報通信技術（ICT）を、情報や知識へアクセスする新たな手段であり、教育、社会組織のネットワーク化、透明性や説明責任の向上に重要な役割を果たすものであるとしている³⁰。

ガバナンス分野では、2006年に設立されたOffice for Democratic Governance³¹が、独立メディアは民主政治の構成要素の一つであり、かつ、汚職や職権の乱用を監視するために必須と位置づけ、メディア支援を行っているほか、人権に関する協力では、メディアをプロジェクト実施におけるパートナーとして効果的に活用する方針である³²。

その他、基礎教育や、家族計画とリプロダクティブ・ヘルス分野でも、広報ツールなどとしてラジオやテレビを効果的に活用する方針である³³。

3-6-2 主な協力

(1) Canada Corps Fund Projects³⁴

途上国の良い統治を推進するプログラムで、民主化推進を目指したメディア支援も実施。近年の事例では、ガーナにおいて、テレビとラジオのジャーナリスト育成プロジェクトが挙げられる。

(2) Development Information Program (DIP)³⁵

カナダ国内における開発と国際協力に対する意識向上を目指し、広報や開発教育を実施。Mass Media Initiative (MMI)³⁶では、国際的な開発課題やカナダ政府の取り組みに関する情報を国民へ提供するため、国内のテレビ、ラジオ、活字媒体などメディアへ資金協力を実施。

3-7 英国国際開発庁（DFID: Department for International Development）³⁷

DfIDは、英国政府の閣内大臣の下で、英国ODA政策の立案から実施までを一元的に実施している。世界の貧困削減を目指し、MDGsの8つの目標に沿った分野に重点的な協力を行っている。

30 CIDA “CIDA’s Strategy on Knowledge for Development through Information and Communication Technologies” ([http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/pdf/\\$file/ICT.pdf](http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/pdf/$file/ICT.pdf))

31 (<http://www.acdi-cida.gc.ca/CIDAWEB/acdicida.nsf/En/NIC-54102116-JUN>)

32 CIDA “Sustainable Development Strategy: 2007–2009” ([http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Sustainable_development/\\$file/Sustainable%20Development%20Strategy2007–2009.pdf](http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Sustainable_development/$file/Sustainable%20Development%20Strategy2007–2009.pdf))

33 (<http://www.acdi-cida.gc.ca/CIDAWEB/acdicida.nsf/En/STE-42484626-GZ3>)

34 (<http://www.acdi-cida.gc.ca/CIDAWEB/acdicida.nsf/En/EMA-21813743-PCE>)

35 (<http://www.acdi-cida.gc.ca/dip>)

36 (<http://www.acdi-cida.gc.ca/mmi>)

37 DFID (<http://www.dfid.gov.uk/>)

3-7-1 支援方針

DfIDは情報通信技術を、従来の電話を基本とした通信、インターネット、テレビ・ラジオ・映画、コミュニティーレベルのコミュニケーション（ワークショップ、舞台等）、対面コミュニケーション（カウンセリング等）を含めたICD Information and Communication for Development)として捉え、ICD Teamがその政策立案から実践までを担当している。ICDを分野横断的な課題と捉え、DfIDが従事する保健医療（Health）、生活向上（Livelihood）、教育、収入創出（Income Generation）、ジェンダーの分野において、積極的に活用している。中でも保健医療分野におけるラジオ放送の効果重視³⁸しているほか、多方面から放送分野を支援する方針である。

3-7-2 主な協力

放送分野における協力は、以下のように大きく3つに分類できる。特に、Partnership Programme Agreements（PPAs）³⁹を通じ、放送分野を専門とする団体への資金提供により、多くの協力が実施されている点が特徴的である。

(1) DfIDが実施する他分野プロジェクトにおけるメディアの活用

保健医療分野では、貧困層の健康水準向上のため、ラジオ放送（特にコミュニティーラジオ）の高い効果を認識し、ラジオ放送充実のための機材提供、コンテンツの向上、人材育成などへ包括的な協力を実施。

ガバナンス分野では、紛争後の国の和平構築（ウガンダ等）や市民の政治や社会参加促進（ナイジェリア、ボリビア、南アジア等）プロジェクトにおいて、人々への情報提供と市民社会へのエンパワーメントなどを目的に、ラジオ放送の活用やラジオ局支援を数多く実施。

その他、各開発課題における情報提供のため、テレビ番組（ドラマ、ドキュメンタリー、報道等）制作へも資金協力を実施。

(2) 市民社会を通じたプロジェクト

PPAsなどを通じ、実施分野に特化したNGOなどの市民社会組織に資金協力をを行い、プロジェクトを実施。主な事例は以下の通り。

➤ InterWorld Radio Network (IWR) ⁴⁰ :

400以上のラジオ局と提携し、途上国のラジオ局やジャーナリストのキャパシティ・ディベロップメント、ローカルコンテンツの制作など。

38 DFID (2004) “Radio Broadcasting for Health: An Issues Paper”
(<http://www.dfid.gov.uk/pubs/files/icdradioshealthbrochure.pdf>)

39 英国に拠点を持つ NGO など市民社会組織へ資金提供プログラム。
(<http://www.dfid.gov.uk/aboutdfid/dfidwork/ppas/partnerprogagreements.asp>)

40 IWR (<http://www.interworldradio.net/>)

- **Catalysing Access to Information and Communication Technologies in Africa (CATIA)** ⁴¹ :
 アフリカにおける放送分野の政策・規制の整備、ラジオ局設備やコンテンツの向上に対する協力。
- **RELAY**⁴² :
 途上国のラジオ局、ジャーナリストや開発分野の研究者と連携し、既存の研究成果や経験、提言を特に途上国において普及するための活動。
- **Radio for Peacebuilding, Africa** ⁴³ :
 サハラ以南アフリカにおいて、ラジオ放送が平和構築に貢献するため、調査、技術研修、研修教材の開発、模範的番組の制作、アフリカのメディア教育機関や大学の授業内容の向上に協力。
- **Strategic Grant Agreements (SGA)** :
 英国のジャーナリスト協会であるNUJ ⁴⁴ (National Union of Journalists) が、報道の自由、情報へのアクセスの向上、途上国の開発課題に関する情報を発信。

(3) 英国国内での広報

国民の開発問題に関する意識調査や、国民の意識向上とDFIDの活動の広報を目的とし、途上国や開発課題に関するテレビ番組制作の資金提供を実施⁴⁵

3-8 スウェーデン国際開発協力庁 (Sida: Swedish International Development Cooperation Agency) ⁴⁶

Sidaはスウェーデン外務省の下に属し、政府立案の戦略に沿って、援助計画作成や案件の実施を担当している。途上国の貧困削減への貢献を目指し、約1400機関への資金提供を通じ、毎年6000以上の協力を実施している。

情報通信技術分野 (IT) はINECs (Infrastructure and Economic Cooperation) の担当であるが、放送分野はDESO (Department for Democracy and Social Development) ⁴⁷が担当し、「文化とメディア」を専門に扱う部署が存在し、戦略を策定している点が特徴的である。

41 CATIA (<http://www.catia.ws/>)

42 Panos Institute (http://www.panos.org.uk/global/program_news.asp?ID=1022)

43 Radio for Peacebuilding, Africa (<http://www.radiopeaceafrica.org/>)

44 NUJ (<http://www.nuj.org.uk/>)

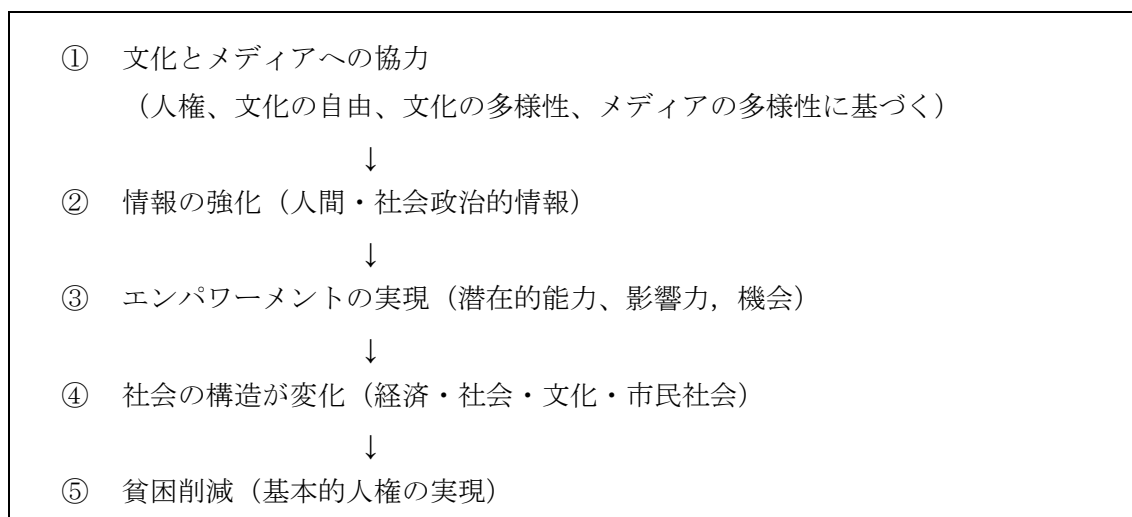
45 テレビ番組制作者への資金提供プログラムとしては、CBA DFID Broadcast Media Scheme が挙げられる。(<http://www.cba.org.uk/funds/index.html>)

46 Sida (<http://www.sida.se/>)

47 DESO (http://www.sida.se/sida/jsp/sida.jsp?d=251&language=en_US)

3-8-1 支援方針

DESOでは、ICTは貧困削減、民主化促進や社会開発に有効なツールであり、かつ放送分野が関係する情報とコミュニケーションは、万人が持つ経済・社会・文化的権利実現のために不可欠であると認識している。2006年に策定された文化とメディアに対する支援方針⁴⁸では、文化とメディア分野への協力が貧困削減に貢献するまでの道程を示し、その重要性を協調している。



<文化とメディアへの協力が貧困削減に貢献する図式 (Sida; 2006) >

上記の考え方にに基づき、文化とメディア分野での協力を5つの目標を定め、それぞれの目標に沿った活動を設定している。

- ① 文化的自由と文化の多様性
- ② 表現の自由と表現手段へのアクセス
- ③ 情報とアイデアへのアクセス
- ④ 紛争予防と寛容性の向上
- ⑤ 途上国での制作、経済成長と雇用

また他分野（民間セクター開発、和平と安全保障分野等）の政策においても、メディアを支援または活用する方針を示している。

3-8-2 主な協力

スウェーデン内外で文化やメディア分野を専門とする省庁教育機関、NGO、制作者、国内・地域・国際機関を通じ、途上国のメディア分野に対し、多方面からの協力を行っている⁴⁹。

48 Sida (2006) “Culture and Media in Development Cooperation”
(http://www.sida.se/shared/jsp/download.jsp?f=SIDA30665en_Policy-Culture.pdf&a=25665)

49 Sida (2004) “Sida’s Work with Culture and Media”
(http://www.sida.se/shared/jsp/download.jsp?f=SIDA4439en_Main_web.pdf&a=3394)

(1) アドボカシー

報道や表現の自由実現のための活動を行う機関を支援。Article XIX⁵⁰、Media Institute of Southern Africa (MISA)⁵¹、International PEN⁵²、Index on Censorship⁵³、East African Media Institute (EAMI)⁵⁴や、IFEX⁵⁵などを支援。

(2) 人材育成

人材育成のための研修⁵⁶を実施、最も重要な協力と認識されている。多くはメディアプロフェッショナル育成を目指し、中堅レベルの人材がジャーナリズムを習得することを目的。

(3) コミュニティーラジオ

コミュニティーラジオ局やその番組へ支援。個別局への支援だけでなく、Association Mondiale des Radiodiffuseurs Communautaires (AMARC)⁵⁷ や East Africa Community Media Project (EACMP)⁵⁸へも協力。

(4) 番組制作

個別の番組制作への資金協力と、NGOsやメディアへの資金協力を通じ番組制作や番組の質向上を支援。

(5) メディア評議会

メディアや報道評議会の設立支援。事例は多くないが、MISAへの協力など。

50 Article XIX (<http://www.article19.org/index.html>) 表現の自由と情報の自由を推進する国際 NGO。

51 MISA (<http://www.misa.org/>) アフリカでメディアの独立性と多様性を推進する地域 NGO。

52 International PEN (<http://www.internationalpen.org.uk/>) 執筆活動における表現の自由を推進。

53 Index of Censorship (<http://www.indexonline.org/>)
ジャーナリストなどが中心となり表現の自由を推進。

54 EAMI (<http://www.eamis.org/>) 東アフリカにて報道の自由を推進。

55 IFEX (<http://www.ifex.org/en>) 表現の自由を推進する機関が参加し、各国のメディアや人権に関する情報を共有、また表現の自由を推進。

56 2007 年は、ラジオ放送制作者への研修 (Public Service Broadcasting for Radio Managers) や、メディア人材へのジャーナリズム研修 (Journalism and Democracy) などを実施。
(<http://www.sida.se/shared/jsp/download.jsp?f=ITP-Katalog+2006-web.pdf&a=2893>)

57 AMARC (<http://www.amarc.org/>) 途上国でのコミュニティーラジオの発展促進のための活動を実施。

58 東アフリカのルーラル地域での情報へのアクセス向上を目指した地域プログラム。

付録4 基本チェック項目

以下は、その国の放送分野と放送局の現状を知るために用いられる指標のうち代表的なものである。より正確に現状を知るためには、放送や放送事業者に対する政策や制度、放送局が制作し放送している番組内容、視聴状況などについても把握する必要があるが、ここでは比較的入手しやすい項目に限定した。

目的に合わせて使い分けられるよう、その国の放送分野全般を把握するためのチェック項目(4-1)と、放送局へ協力を行う場合を想定した放送局の概要を把握するためのチェック項目(4-2)の2つに分けた。また、データ収集時に参考となる資料やウェブサイトの一部を記載した。

4-1 放送全般に関するチェック項目

チェック項目／指標		単位	計算方法／分類	備考
国家基礎情報				
1	人口	人	百万人単位	
2	都市部人口 都市部人口率	人 %	百万人単位 都市部人口／人口	
3	GDP	\$		
4	GDP 成長率	%	1年又は数年毎の成長率	
5	識字率	%		放送内容の翻訳（吹替え・字幕）の重要度を把握するため。
6	言語数 各言語の理解人口	%		
国連開発計画指数				
7	人間開発指数 (HDI) ⁵⁹			
行政・制度				
8	放送法 放送局認可制度		有り、無し 担当省庁・機関名 担当省庁・機関名	
9	電波法 周波数割当制度		有り、無し 担当省庁・機関名 担当省庁・機関名	
10	検閲・番組内容審査		有り、一部有り、無し 担当省庁・機関名	特に報道番組に対する検閲・審査のレベルを把握。
11	規制・監督機関		有り（内容）、無し 担当省庁又は外部機関名	規制制定や放送内容の監督等を行なう機関。政府内部か独立団体かも重要点。
放送インフラ				
12	電化率	%		
13	カラー方式		NTSC, PAL, SECAM	
14	地上デジタル方式		DVB-T, ATSC, ISDB-T, 未決定	
15	地上テレビ放送局数 テレビチャンネル数 国内電波カバー率 人口カバー率	局 Ch % %	国営局・公社局・民間局 地上波 ch 数 カバー地域／国土 カバー地域人口／人口	テレビ電波は都市部に集中する傾向があるため、各 Ch のカバー率の把握は重要。

59 国連開発計画（UNDP）による人間開発指数。（<http://www.undp.org/>）

チェック項目／指標		単位	計算方法／分類	備考
16	衛星放送局 衛星チャンネル数 国内電波カバー率	局 Ch %	国営局・公社局・民間局 衛星放送 Ch 数 カバー地域／国土	国内の事業者。地方への普及度を測るため、各 Ch のカバー率も有効な情報。
17	ケーブルテレビ 国内カバー率 国内加入者数	% 人	事業者数 カバー地域／国土 万人	国内の事業者。各 Ch のカバー率とその特性（都市、地方、山岳地域）も有効な情報。
18	ラジオ放送局数 ラジオチャンネル数 国内電波カバー率 人口カバー率	局 Ch % %	国営局・公社局・民間局・コミュニティラジオ局 AM、FM、短波放送等 カバー地域／国土 カバー地域人口／人口	国内の事業者の各情報に加え、対象国の公用語などにて放送される国外事業者による放送の把握も有効な情報。
19	テレビ台数 テレビ普及率	台 台	国内のテレビセット総数 総数／人口 100 人あたり	
20	ラジオ数 ラジオ普及率	台 台	国内のラジオ端末総数 総数／人口 100 人あたり	

4-2 放送局に関するチェック項目

チェック項目／指標		単位	計算方法／分類	備考
全般				
1	予算源	%	政府補助金、受信料、広告料、出資・投資等	
2	広告 広告料金		コマーシャルの有無 15 秒、30 秒	例えば 19～22 時の間の番組の広告料金。
3	放送時間	時間	放送時間／24 時間	内部制作率は 1 週間分程度を平均するとよい。放送時間、内部制作率、スタッフ数を比較すると、局の制作能力をある程度推測できる。
4	内部制作率	%	制作番組時間／放送時間	
	うち外部プロ制作率 海外番組放映率	% %	外部プロ制作番組時間／制作番組時間	
5	制作部スタッフ数	人	契約スタッフ含む	
6	放送内容	%	報道・情報番組、教育番組、娯楽番組、その他の割合	
7	人材育成		局内での研修制度の有無	
テレビ機材				
8	スタジオ数			
9	カメラ数	台	ベータ、DV	
10	編集機材数	台	リニア、ノンリニア	
11	中継車数	台		
ラジオ機材				
12	スタジオ数			
13	録音機材	台		

4-3 参考となる資料、ウェブサイト

放送分野に関する統計や情報はあまり多くなく、特に小国やサブサハラアフリカ諸国のデータは限られているか最新でない場合が多い。以下、現地調査以外での情報収集に役立つ資料とウェブサイトの一部を参考として記載する。

(1) ワールドICTビジュアルデータブック（日本ITU協会）

毎年出版。各国のカラー方式、地上デジタル方式を記載。国別データには、テレビ台数や普及率、ケーブル・衛星テレビの受信数の統計がある。

(2) NHKデータブック世界の放送（NHK放送文化研究所編）

毎年出版。各国の放送分野の概況に加え、放送法、放送行政担当機関と規制内容、地上波・衛星・ケーブルテレビ、ラジオの種と概要について記載。アジア各国については詳しいが、アフリカ、中南米各国の情報は少ない。

(3) WRTH (World Radio TV Handbook)

毎年出版。各国の国内外向けのラジオ・テレビ放送事業者情報と周波数を掲載。全てではないが、地域放送局も記載されている。

(4) 海外通信・放送コンサルティング協力（JTEC）（<http://www.jtec.or.jp/>）

アジア、アフリカ各国の放送所管省や規制機関、ラジオ放送で使用されている周波数がまとめて掲載されている。

(5) Reporters without Borders (<http://www.rsf.org/>)

規制機関による決定等の最新情報が日々更新されており、国別に検索も可能。毎年リリースされるAnnual Reportでは、報道の自由に関する現状が国別にレポートされており規制機関の動向を知る参考資料にもなる。

(6) World Development Indicator（世界銀行）（<http://www.worldbank.org/>）

毎年リリースされるWorld Development Indicatorにて、information age内にテレビ台数や普及率などが掲載される。項目は毎年変化する傾向にある。

(7) NationMaster.com (<http://www.nationmaster.com/index.php>)

ウェブサイト上の様々なリソースを元に、世界各国の統計を提供するサイト。メディア部門ではテレビ・ラジオ局数や台数、普及率の他、全ての国ではないが衛星放送やケーブルテレビの受信者数の統計も検索できる。

- (8) 国立国会図書館 関西館 アジア情報室 (<http://www.ndl.go.jp/jp/service/kansai/asia/index.html>)

「アジア関係リンク集」内に放送局というカテゴリがあり、各国のテレビ・ラジオ放送局の一部とそのウェブサイトURLが掲載されている。

- (9) RADIO STATION WORLD (<http://radiostationworld.com/>)

各国のラジオ放送所管省や関連機関の他、ラジオ局の一部が種類別（全国放送、地域放送、インターネット放送、短波放送）に掲載されている。

付録5 地域別の放送分野の現状と優先課題⁶⁰

5-1 南・南西・東アジア

放送分野全体の発展度合いでは、中国やインドのように独自の通信衛星を打ち上げる国から、全国放送網が未整備の国まで、大きな開きがある。地理的制約から、全国放送網の構築が困難であった地域も多いが、衛星伝送の普及により、今後、各国での電波カバー範囲は拡大すると推測される。

政治的または文化的背景から、民間局・コミュニティ局の設立や外国の衛星放送受信が禁止されていた国も多いが、全体的に規制緩和の方向へ向かっている⁶¹。一方で、法的保障の有無に関わらず言論・報道の自由度が全体的に低く、完全な報道の自由が確立されているケースは稀で⁶²、政治的有事や政府方針により、放送局が放送停止になる事例も多い⁶³。インターネットやコミュニティ放送がリモートエリアでの情報ツールとして注目されるが、その発展とコミュニティへの貢献度合いは、政府や規制機関の政策により各国で差がでてきている。

5-1-1 インドネシア

インドネシアは約1万5千の島々からなる多民族・多文化・多言語国家で、その地理・文化的背景から、国民間での情報の共有は国家統合や知識向上のため不可欠であり、一度に多量の情報を広大な地域に発信できるテレビやラジオは重要なツールとして認識されている。過去に設備投資にかかる多くの協力が実施され、⁶⁴電波の人口カバー率は比較的高く、特に情報源の限られる地方地域での重要性は高い。しかし、放送行政により整備すべき点も多く、また、放送局や放送人材の能力向上も必要である。

60 記載事項は2007年8月時点の調査に基づいている。

61 最近の事例では、インドでのコミュニティラジオ認可(2007)、ミャンマーでの衛星放送受信機使用許可(2004)等。

62 その理由として、検閲や放送番組内容の審査が広く行われていること、ジャーナリストの殺害、脅迫、暴力とそれに対する捜査が行われない事例が多数あることが挙げられる(RSF;2007a)。

63 最近の事例では、タイクーデーター時の全放送停止(2006)、ネパールFM放送での報道禁止(2005)、パキスタンFM放送での報道禁止(2002～)、バングラデシュETV免許停止(2000～2006)等。

64 我が国の主な協力事例では、無償資金協力:MMTC(ラジオ・テレビ放送訓練センター)建設(1982)、TVRI ニュース・番組用設備整備(1989)、MMTC 第二期(1990)、ジャカルタ・テレビ訓練センター機材整備(1997)、TVRI 報道部設備整備(2001)、MMTC 訓練機材整備(2001)、MMTC 機材整備(2002)、TVRI マカッサル局設備整備(2003)、遠隔地ラジオ送信設備整備(2005)、有償資金協力:放送網拡充(1973)、テレビジョン放送網拡充(1974)、中波ラジオ放送網拡充計画(1974)、ラジオ・テレビ放送網エンハンスメント Phase-I(1985)、Phase-II(1987)、ラジオ・テレビ放送網リハビリテーション Phase-I(1990)、Phase-II(1993)、Phase-III(1995)。その他専門家派遣など多数。

(1) 国家政策

インドネシアでは、長年、国家計画において放送分野の重要性が強調されてきた⁶⁵。「国家開発計画（PROPENAS）」（2000～2004）では、メディアの健全な発展が国家的目標の一つと認識され、併せて情報格差解消への取り組みを目的とした「情報通信とマスメディアに関する国策大綱⁶⁶」が制定された。2005年に発表された「2004-2009年国家中期開発計画（RPJM）」では、平均経済成長率6.6%の実現、2009年までに失業率を5.1%、貧困率を8.2%まで低下させること等を目標に、3課題⁶⁷を設定した。この中で、民主的國家の形成と国民福祉向上を目的にインフラ開発を進めており、放送インフラ整備もその一環として重要視されている。また2003年に作成されたPRSPは、採択待ちの状況にある⁶⁸。

(2) 放送行政（放送法、周波数割当、規制）

- 情報通信省（Kominfo: Departmen komunikasi dan Infomatika）⁶⁹：放送局の許認可、周波数割当等放送行政全般
- インドネシア放送委員会（KPI: Komisi Penyiaran Indonesia）⁷⁰：番組規制制定

現行の「放送法」は2002年12月に施行され、放送事業者を公共放送事業者、民間放送事業者、コミュニティ放送事業者及び有料放送事業者の4種に規定し、地上波の全国放送は公共放送事業者のみに認められている。同法の施行により、旧国営放送局が公社化されたほか、新規事業者への許認可制度が簡素化された。

近年、民間放送局の設立が増加したが、これら民間放送の放送周波数を中央政府と地方政府とが未調整のまま割当てた上に、割当てられた周波数通りに放送を行っていない局もあり、周波数の利用状況が乱雑で、電波障害を引き起こしている。特に、コミュニティラジオは、ITUの定める世界基準と異なる周波数間隔が設定されており⁷¹、電波障害が起きやすい状況にある。

スハルト政権後、メディアと報道・言論の自由に関する規制が緩和された⁷²。現在、放送

65 「第6次5カ年計画（REPELITA VI）」（1994～1998）では、メディアを知的水準向上や国家開発への国民参加促進などに重要なツールと位置づけていた。

66 2001年に情報通信技術分野の5カ年計画として発表。情報格差解消を目標に①政策・法律、②人材開発、③インフラ、④情報通信技術の応用、について課題、実行計画案、実行時期、優先順位、実施機関等を定めた（Government of Indonesia;2001）。

67 ①平和で安全な国づくり、②公平で民主的な國家の構築、③国民福祉の向上

68 インドネシア閣議は採択済み、世界銀行・IMF理事会による採択待ちの状況で、中間PRSP（i-PRSP）という位置づけにある（Government of Indonesia;2003）。

69 旧国務相府。2005年1月に省となり現行体制。2006年2月の放送法の実施規制が施行後、放送行政全般を所管。

70 2003年12月発足、国会が任命する9名の委員で構成される。実施規制施行前は、番組規制に加え放送行政全般も所管。

71 ITUではチャンネル間の間隔を最低350KHzに規定しているが、インドネシアのコミュニティラジオはFMバンド107.7, 107.8, 107.9MHz、間隔は100KHz（Imam Prakoso; 2004）。

72 スハルト政権下ではメディア活動を行なうには政府が発行するSIUPP（出版許可証）が必要で、政府に批判的な報道を行いSIUPPを破棄される事例もあった（ARTICLE 19; 2005）。

事業は国内事業者に限定⁷³、放送番組の国内制作比率、番組でのインドネシア語の使用、CMは国内資源により制作といった規制がある。2005年以降、地方ラジオ放送局による外国ニュース番組の中継の禁止など、情報通信省が新たな規制を制定している。番組規制は放送委員会が担当、2004年に地上波とケーブルテレビを対象とした番組基準⁷⁴を施行している。

(3) 放送局の現状

- 地上波テレビ放送局 : 公共1局 (TVRI)、民間10局
- 衛星放送 : 民間2局
- ラジオ放送局 : 公共1局 (RRI)、その他約1200局⁷⁵

公共テレビ放送局であるTVRI (Televisi Republik Indonesia) は、2000年に国営から公社化され、2003年に国有株式会社となった。23地域局を持ち、衛星伝送による全国放送により、人口の80%以上をカバーしていると言われるが、民間放送がUHF放送であるのに対し、TVRIのみVHF放送のため、視聴者がVHF用アンテナを所持していない場合も多い。公社・株式会社化に伴い、従業員給与以外は広告収入など独自収益での経営に移行し、財政的に厳しい状況にある。

全国放送が公共放送局に限定されているため、民間テレビ局は、広域放送を行なうため、他地域の局とネットワークを組んでいる。局間の競争激化に伴い、効率的な番組制作を目指してデジタル化が進む局もあり、デジタル機材に精通する技術者や番組制作者の引き抜きが局間で盛んに行なわれている。

公共ラジオ局RRI (Radio Republik Indonesia) も2000年に公社化された。中波、短波および超短波 (FM) 放送を行なっており、国内では全国・首都圏放送を含め4チャンネルを放送、全国放送の人口カバー率は90%以上とされる。特に全国ニュースが知られ、民間ラジオ局へも配信されている。地方局は地域性を持たせた独自の番組制作も行っている⁷⁶。

民間ラジオ局はスハルト政権後に急増し、ニュースや音楽などの専門局も設立されているが、前述のように、電波障害が発生するなど問題も発生している。

コミュニティー放送は、2003年に合法化される前から、無免許で放送されていた。特に、物理的アクセスの限られたリモートエリアで、地域言語により情報を提供している。規制により、放送範囲や収入源が限定されている⁷⁷。

73 放送事業への外資参入は、出資比率 20%まで認められている。

74 番組基準に基づく番組制作を求めるほか、視聴者の放送番組に対する異議申し立ても受け付け。

75 免許公布数ベースであり、どの程度実際に放送しているかは不明 (RSF;2007a)。

76 地方局制作の番組では公共事業関連の求人情報などが人気が高い (国際協力銀行; 2004)。

77 コミュニティーラジオは半径 2.5km 以内の放送に限定、広告収入や国際機関からの資金援助が禁止されており収入源を地域からの寄付に頼っている。コミュニティーラジオ連合 (The Indonesian Community Radio Network) は規制緩和を訴えている (ASIA MEDIA)、(INTERNEWS EUROPE)。

(4) 課題

- ・ 電波障害の解消：

テレビ、ラジオ放送ともに電波障害が発生しており⁷⁸、解消のためには、デジタル化を視野に入れた周波数利用マスタープランの策定、計画的な割当、利用状況の調査・監督といった行政の取り組みが急務である。

- ・ 公共局の経営的自立：

TVRIとRRIは国家予算の割当が廃止され、財政的困難に直面しており、大規模な機材整備や更新は海外援助に頼らざるを得ない状況にある。予算不足が続くと、拡充やメンテナンスが行なえず、カバー範囲が縮小する。残る無情報地域の解消、並びに公共局しか受信できない地域が再び無情報地域とならないように、継続した設備投資が可能となる経営的自立が必要である。

- ・ 放送人材の育成：

公共・民間局共に専門性の高い人材が不足、特に、デジタル機材に精通した技術者及び経験豊富な番組制作者が必要とされている。番組の質や制作モラルを問う声もあり⁷⁹、正確な情報を提供する体制作りや制作番組の質の向上が必要である。そのためには、制作者個人の能力向上に加え、メディア全体の発展と監視機能の充実も重要である。

5-1-2 スリランカ

スリランカはシンハラ語とタミル語を公用語とする島国で、1983年から激化した民族紛争がその発展に色濃く影響を及ぼし、現在もタミル・イラーム解放の虎 (LTTE) によるテロが続くなど、一部不安定な状況が続いている⁸⁰。スリランカではラジオ放送が比較的早くから始められ、放送は国民生活に近い存在である。デジタル機材の導入により、各言語への吹替えや同時放送が簡単になり、情報伝達手段としては無論のこと、民族融和ツールとしての役割も期待される。

(1) 国家政策

スリランカでは、国家開発計画として「公共投資計画 (PIP: Public Investment Programme)」を策定し、1990年代後半の重点分野が各分野での民間活力の導入・推進であったことから、

78 国際協力銀行 (2004) の現地調査では、受益者によるラジオ放送における不満点は、1位：受信障害、2位：放送番組の質、3位：情報不足、テレビ放送では、1位：放送番組の質、2位：受信障害、3位：情報不足。ラジオ放送については、西イリアンジャヤ州、南スマトラ州にて合計 100 人に、テレビ放送については北スラウェシ州にて 50 人にインタビュー調査。

79 Akmam Amir and Idris F. Sulaiman (2003)。前述の国際協力銀行 (2004) の視聴者調査も参照。

80 紛争が激化した 1983 年以降、2002 年に政府と LTTE にて停戦合意が成立し和平交渉が開始されたが翌年中断。2006 年 2 月に政府と LTTE の直接協議が開始された一方、7 月から北東部で戦闘が激化。停戦合意は遵守されているものの和平には至っていない。

情報通信技術分野でも、多くの国営企業が公社・民営化された⁸¹。2001年には、長期的開発計画「Vision 2010⁸²」を公表し、2010年までに持続的な7~8%の経済成長を達成することを目標とした。2002年には、それまでのPIPに代わり、PRSPでもある「Regaining Sri Lanka⁸³」を公表し、達成すべき4つの課題⁸⁴を設定し、経済成長を軸に各分野での行動計画を立てた。放送に関しては、社会基盤整備の行動計画において、コミュニティーラジオとテレビ分野の自由化推進や、ラジオ・テレビ局の職員へのマルチメディア教育を挙げている。

(2) 放送行政（放送法、周波数割当、規制）

- マスメディア・情報省（Ministry of Mass Media and Information）：放送行政全般を所管、政策立案、法制度・規制の導入、放送局の許認可等
- 通信規制委員会（TRCSL: The Telecommunications Regulatory Commission of Sri Lanka）：衛星放送を含む情報通信分野の規制を所管

現行の関連法は、ラジオでは「1966年スリランカ放送協会法⁸⁵」、テレビでは「1982年スリランカテレビ協会法⁸⁶」で、それぞれの開局に合わせて施行、その役割や規定に加え、民間局への規制や許認可制度も含まれている。これら関連法は、放送が政府独占下である時代に制定されたもので、民間局が増加した現状と合致しないことから、新法制定を検討する動きもある⁸⁷。また、通信規制委員会が管轄する「通信法⁸⁸」が、衛星放送事業者の許認可について定めている。

放送行政はマスメディア・情報省が一括して所管し、公共局SLBC（Sri Lanka Broadcasting Corporation）、SLRC（Sri Lanka Rupavahini Corporation）、ITN（Independent Television Network）や、テレビ訓練センターSLTTI（The Sri Lanka Television Training Institute）等を管轄下に置き、放送人材育成のためのワークショップも開催している。競争力の向上と簡易な規制・制度を目指し、通信、ケーブル、放送分野を包括的に担当する機関設置を検討する動きもある。

メディアを監督する独立機関は存在せず、政府が、関連法に則り、公社・民間局を監督している。近年では番組内容が法に反するとして、民間FM局が放送停止となったり⁸⁹、免許不保持の疑いで、衛星放送局が放送停止となった事例⁹⁰がある。報道の自由と報道倫理を監督

81 1990年代後半には、4つのPIP（1995~1999）と「開発6ヵ年計画（1999~2004年）」（Six Year Development Programme 1999-2004）を公表。紛争激化により1990年代半ばに外国投資や観光業が停滞、またGDPの5%が軍事費に充てられ財政を圧迫したことも影響し、国家政策として各分野での公共事業への民間活力の導入を図った。

82 Government of Sri Lanka, MOFP (2001)

83 Government of Sri Lanka (2002)

84 ①雇用増進（200万人）、②財政赤字の克服、③復興、③生産性向上と投資による所得水準向上

85 Sri Lanka Broadcasting Corporation Act No. 37 of 1966

86 The Sri Lanka Rupavahini Corporation Act No. 6 of 1982

87 LBO (2007)

88 The Sri Lanka Telecommunications Act of 1996 (TRCSL)

89 RSF (2007a)

90 2005年5月初の直接受信衛星放送として開局した Communiq Broadband Network は、2006年5月にCID（犯罪調査局）により、必要な免許の不保持やLTTEのテレビ放送の伝送等の疑いで放送

する機関として1973年にPress Councilが設置されたが現在は機能していない⁹¹。

(3) 放送局の現状

- 地上波テレビ : 公共2局 (ITN、SLRC)、民間8局
- 国内向け衛星放送 : 1局
- ラジオ放送 : 公共2局 (ITN、SLBC)、民間5局、コミュニティー局多数

公共テレビ局はITNとSLRCの2局がある。ITNは、1979年に、初のテレビ局として民間資本により開局したが、開局後2ヶ月で、政府管轄下となった。5送信所 (VHF4、UHF1) により、ほぼ全土をカバーし、英語とシンハラ語で、1日18時間放送している。SLRCは、1982年に、国営局として開局し、我が国の協力によりその基礎を築き⁹²、1992年に公社化した。総合チャンネルは、VHFでほぼ全土をカバーし、シンハラ語、英語、タミル語で24時間放送している。1999年に教育チャンネルを開始し、若者向けの教育・娯楽番組を一部地域で放送している。

1992年に民間局が認可されてから、地上波テレビ局の開局が相次いだ。地上波はカバー地域に合わせ、シンハラ語、英語、タミル語で放送している。国内向け衛星放送は少ないが、この他に、海外在住のスリランカ人を対象とした局が存在する。ケーブルテレビはコロンボ周辺のみ事業者が存在する。

公共ラジオは、SLRCの前身となるラジオ局が1925年に開局し、1966年に現体制となった。中波、FM、短波放送があり、主要電波を中波からFMへ移行し、1999年には人口の95%以上をカバーした。全国放送6チャンネル、地域放送4チャンネルあり、全国・地域放送はシンハラ語、英語、タミル語で放送している。ITNもFM局を運営している。

民間ラジオ局は、ほとんどが複数チャンネルを持ち、シンハラ語、英語、タミル語でそれぞれ放送している。またLTTEが非合法で放送していたVoT (Voice of the Tigers) が2003年に認可され、FM放送 (LTTE) として放送されている⁹³。

コミュニティーラジオ局は定かではないが多数存在する。SLRCも広告収入を主財源に5局を運営、地域住人が主体となって番組を制作している。その他、貧困層居住地域を中心に、他国際機関やNGOが支援した局が設立されている。

停止処分となった。その後容疑が晴れ放送免許が回復、運営会社と名称が変わり 2007 年 2 月に Dialog TV として放送を再開。

91 CPA and IMS (2005)

92 無償資金協力：テレビ放送局建設計画 (1979~1980)、教育テレビスタジオ増設計画 (1984)、ルーパワートニ放送局改善計画 (1996~1999)。その他、第三国研修としてデジタルテレビ技術 (1993~2003) では周辺国より研修員を受入れ研修を実施。

93 2006 年 10 月に LTTE の放送タワーが空爆により破壊された。また LTTE は大規模な番組制作ユニットを持ち非認可テレビ放送も行っていると言われる (ARTICLE 19; 2005)。

(4) 課題

- ・ 民族対立軽減への貢献：

スリランカ発展のためには、民族対立を根源とする国内紛争の早期収束が優先課題となっている。国民生活に根付き始めた放送が、中立な立場での確かな情報を各言語で伝え、またノンフォーマル教育ツールとして、相互理解増進や情報格差の是正に貢献していくことが重要である。

- ・ 法制度改革：

現行の法制度は古く、放送の自由化が進む中で実態と合わなくなってきた。関連法では許認可制度の改定や、公共・民間局を監視する独立機関の設置など、現状と将来の発展を見据えた改革が必要と言える。

- ・ 公共局：

視聴料徴収制度⁹⁴が2000年に廃止され、公共局の主財源が広告収入となり、経営的に厳しい状況が続いている。公共局としての使命を確立・維持しつつ、経営戦略の策定と、戦略を実現する質の高い番組制作が望まれる。

5-1-3 ネパール

ネパールはヒマラヤ山脈、丘陵地帯、平野地帯といった多様な地勢を持ち、100以上とも言われる民族集団やカーストが住む多民族国家である。1990年代より民主化を進めてきたが、2001年から激化した内乱⁹⁵により、民間ラジオへの報道規制、放送設備の破壊など最悪の状況が続いた。2006年11月に包括和平協定が調印され、2007年に発足した暫定政府は内乱前の民主化に基づく法制度や政策を踏襲しており、放送分野でも、今後の更なる行政面での取り組みが注目される。貧困層の多くがリモートエリアに居住し、また識字率が低い⁹⁶ことから、特に、ラジオが情報伝達と教育の両面で重要な役割を果たすと期待される。

(1) 国家政策

現行の「第十次五カ年計画⁹⁷ (2002-2007)」の主要目標は5年間で貧困層人口を38%から30%まで削減する等の貧困削減である。目標達成のための4つの柱⁹⁸の一つである「基本的な社会サービスの提供と経済インフラの整備」では、公共・民間事業者の役割明確化を戦略としつ

94 2000年まではテレビ価格に視聴料を一括上乗せして視聴料を徴収していた。

95 2001年の王族殺害事件に端を発し、ギャネンドラ国王が王位についた後、王室・政府・マオイスト間の政権争いの中で国軍とマオイストによる内乱状態が続いた。2005年には絶対君主制の導入、非常事態宣言も発令された。

96 2003年の成人の識字率は48.6% (UNDP;2006)。

97 THE TENTH PLAN 2002-2007はPRSPでもある (Government of Nepal; 2003)。

98 ①地方経済を重視した高い経済成長、②基本的な社会サービスの提供と経済インフラの整備、③貧困者や女性等の開発プロセスへのメインストリーム化、④グッドガバナンス

つ、全国民がテレビ・ラジオ放送を利用できるようにすることを達成すべき成果として挙げている。

また情報通信省は、国家計画に沿って「情報通信技術分野に関する長期計画⁹⁹」を2003年に発表した。この中で情報通信技術分野全般の国家開発における重要性を強調、放送分野ではサービスの地方への拡大、健全なジャーナリズム育成、国民の情報へのアクセスの確保を目指し、その具体的取り組みとして、国営局RNE（Radio Nepal）とNTV（Nepal Television）のインフラ整備を挙げている。

(2) 放送行政（放送法、周波数割当、規制）

- 情報通信省（MOIC: Ministry of Information and Communications）：放送行政、情報通信技術分野の政策策定・推進、周波数管理・割当、関連法の制定等
- Press Council：報道の自由を監督

関連法は分野と内容に分けられ多数存在する。放送分野全般を扱う「国家放送法¹⁰⁰」、関連して事業者の許認可制度を定めた「国家放送規制¹⁰¹」、その他、情報通信分野全般を対象とした「電気通信法¹⁰²」や「電気通信規制¹⁰³」、ラジオ放送に特化した「ラジオ法¹⁰⁴」がある。

放送行政は一貫して情報通信省が所管している。政変前の2004年に発表した「情報通信政策¹⁰⁵」では、競争と改革推進のため、情報通信分野の民営化を進め、他分野でも政府の関与を徐々に縮小させる戦略を発表した。2006年に政府へ提出されたメディア勧告委員会のレポート¹⁰⁶では、放送行政・法制度・規制機関の改革、国営放送局の公社化、許認可制度の簡素化などが提言されており、新政府と情報通信省の今後の対応が注目される。

1990年に発布された憲法では、報道の自由を保障し、検閲を禁止したが、2005年の非常事態宣言後、メディア活動は大幅に規制された¹⁰⁷。現在は再び報道の自由が保障されているが、混乱が続く地域では、放送局やジャーナリストへの暴力や脅迫が続いている¹⁰⁸。新政府は、メディア全体を監督する独立監視機関の設置¹⁰⁹、放送事業への外資参入規制の是非の検

99 Long -term Policy of Information and Communication Sector 2059 (2003)

100 The National Broadcasting Act, 2049 (1993)、2000年に改正。

101 The National Broadcasting Regulation, 2052 (1995)

102 Telecommunication Act, 2053 (1997)、2001年改正。

103 The Telecommunications Regulation, 2054 (1997)、1999、2001年改正。

104 The Radio Act, 2014 (1957)、以降複数回にわたって改正。

105 Telecommunication Policy, 2060 (2004)

106 2006年7月、放送分野の課題分析と提言取りまとめを目的に、政府はメディア勧告委員会（The High-Level Media Recommendation Commission）を設置。同年9月に”Media Commission Report”が提出された（The High-Level Commission;2006）。

107 報道規制が敷かれ、民間FM局のニュース報道禁止（BBCによるネパール語のニュース放送のみ一定期間黙認）、ジャーナリストの逮捕や拘束が続いた。

108 RSF (2007a)

109 政府・情報通信省から独立してメディア全体を監視する独立機関として、NBA（National Broadcasting Authority）の設立が検討されている（IFN; 2006）。

討などを始めたところである。

(3) 放送局の現状

- 地上波テレビ放送 : 国営1局 (NTV)、民間2局
- 国内衛星放送 : 民間2局¹¹⁰
- ケーブルテレビ事業者 : 約487事業者¹¹¹
- ラジオ : 国営1局 (RNE)、その他約200局¹¹²

国営テレビ局NTVは、ネパールテレビ協会 (NTC: Nepal Television Corporation) が運営し、NTCは独立組織であるが、情報通信省が任命する委員会が監督・管理している。NTVは1985年に放送を開始し、2001年から衛星伝送による全国放送と首都圏向け娯楽中心チャンネルを放送している。国内に14送信所を持ち、人口カバー率は約50%¹¹³、1日平均18時間放送している。

地上波による民間放送は2局で、うちKTV (Kantipur Television) は2003年に放送を開始し、2006年からは24時間の全国放送を衛星伝送により行っている。衛星放送も徐々に増加しており、上記以外に、規制を避けるため、国外に拠点を置く局もある。

国営ラジオ局RNEは1951年に設立され、その後各国の援助¹¹⁴により、1968年に全国放送を開始した。1995年以降はFM放送も開始し、現在では7チャンネルがある。1日平均16時間の放送で、ニュースはネパール語、英語、ヒンディー語、ウルドゥ語やその他地域言語により行われている。一時は、短波放送がほぼ全土、中波放送が人口の70~80%をカバーしていたが、内乱による破壊活動や機材の老朽化により、カバー率が縮小している。貧困層が多く居住する山岳・丘陵地帯などのリモートエリアでは、唯一の情報源であるほか、初等教育教員のための遠隔教育番組¹¹⁵がRNEを通じて放送されている。

1990年代後半より民間ラジオ局が設立され始めたが、内乱時は、ニュースの報道禁止や機材押収など、厳しい規制の対象となった。内乱収束後から再び増加しており、2007年5月までに、203のFM局に放送免許が公布されている¹¹⁶。

コミュニティーラジオは比較的早くから導入され、規制緩和もあって、近隣地域の中でも発展が著しい。地方自治体、NGO、地域住民などが運営し、生活情報や政府動向のほか、地

110 2006年4月以降、新たに4社以上が衛星放送免許を取得。その他、免許を受けているが放送を開始していない局もある (NHK 放送文化研究所;2007)。

111 RSS (National News Agency, Nepal)

112 2007年現在、MOICは200局以上のFM局に放送免許を交付しているが、実際にどの程度が放送を開始しているのかは不明 (RSS: National News Agency, Nepal)。

113 JICA (2005)

114 1956年イギリス (5kw 短波送信機)、1968年オーストラリア (100kw 短波送信機)、1981、1988~1989年 JICA 無償資金協力 (中波送信所) 等。

115 政府が教師の能力向上を目的に設立した初等教育教員トレーニングセンター (PTTC: Primary Teacher Training Center) が教師能力向上プログラムを実施しており、遠隔教育センター (DEC: Distance Education Center) 制作の教育番組を RNE 経由で放送 (JICA;2005b)。

116 「国家放送法」では民間商業局とコミュニティー局の定義が明確でないため、内訳は不明。

域住民が参加した番組作りが行われている¹¹⁷。一方で、資金面や許認可制度の複雑さの改善を求める声もある¹¹⁸。

(4) 課題

- ・ 行政・制度改革：

ネパールでは、ジャーナリスト連合¹¹⁹が一定の発言権を持ち、放送行政・制度の改革を求める声も高く、暫定政府が徐々に放送分野に関する取り組みを始めている。メディアの再建、報道の自由の復権とともに、行政・制度改革に関しては中長期的計画に基づく各種整備が望まれる。

- ・ 受信機普及率：

RNEの設備拡充やNTCや民間局の全国放送開始により、人口カバー率が上昇しつつあるが、ラジオ・テレビ普及率が低い¹²⁰。テレビ普及率も増加傾向にあるが、所得水準を考慮すれば、貧困層ではラジオ購入が現実的と言わざるを得ない。貧困層を対象とする場合、受信機についても考慮する必要がある。

- ・ 公共局の役割：

NTVとRNEは、国家計画にて新技術を導入し、全国民へサービスが提供できるように、放送システムを改善・拡充することが望まれている。しかし、政府交付金と限られた広告収入では、自力での達成は困難である。民間テレビ局の24時間放送開始やコミュニティラジオの増加、公社化への動きもあり、国営放送として、何を目的に誰にどのような情報を届けるのか、その使命を再確認した上で今後の戦略を立てる必要がある。

5-1-4 ブータン

急峻なヒマラヤ山中に広がるブータンは、農地面積7.7%の国土に人口が散在、地形的制約とインフラの未整備が開発の阻害要因となってきた。2005年以降、ラジオやテレビの全国放送が始まり、民主化への過渡期であることも相まって、メディアへの期待が急激に高まった。しかし、電波カバー範囲外の地域も多く、アクセスの可能な情報の絶対量が少ないことから、情報の信頼性確保と国民が確実にその情報にアクセスできる環境整備が課題である。

117 生活情報では道路状況、交通機関時刻表、天気、イベント、占いなど。その他農作物市場価格や選挙など政府関連情報も放送（UNESCO; 2003）。また新憲法発布前後は、リモートエリア住人がコミュニティラジオが討論の場となっていた（ASIA MEDIA FORUM; 2006）。

118 コミュニティラジオに対する使用機材の制限はないが、500w と 100w で免許申請料が違うため 100w が選択される傾向にある（NEPAL DEMOCRACY; 2002）。

119 前述のメディア勧告委員会は、FNJ（Federation of Nepali Journalists）の要請もあり設置。

120 2003年のテレビ普及率 1.1 台/100 人（ITU; 2007）。

(1) 国家政策

1961年以降、五ヵ年計画に沿った開発を進めており¹²¹、1999年の初の開発大綱「ブータン2020¹²²」では、5つの長期的開発目標¹²³を掲げ、現行の「第9次開発五ヵ年計画¹²⁴ (2002-2008)」は、「ブータン2020」の実現に向けた、実施計画の位置付けである。同計画では、4重点分野¹²⁵を設定、そのうちの一つである「基礎的経済インフラ整備」で、放送を含む通信網の拡大を目標としている。また2008年に憲法発効と総選挙が予定されていることから、民主化推進政策として、唯一の全国放送局であるブータン国営放送 (BBS: Bhutan Broadcasting Service) は、的確な情報提供と国民の教育向上に寄与することが求められている。

また、2004年には、デジタルオポチュニティイニシアティブ¹²⁶に沿って、ICTが国家・国民開発に資するための戦略として、BIPS¹²⁷を発表した。その中で、2008年までに、全国民がリアルタイムにメディアにアクセスできるように、BBSのFMラジオとテレビの電波カバー範囲を拡大することを行動目標の一つとしている。

(2) 放送行政 (放送法、周波数割当、規制)

- 情報通信省 (MoIC: Ministry of Information and Communications) : 放送・通信事業を所管
- 通信・メディア管理局 (BICMA: Bhutan Infocomm and Media Authority) : 通信・放送事業者の許認可、周波数割当や運用、各種ガイドラインの制定などを担当
- 映画・テレビ検閲委員会 (National Film and TV Preview Board) : MoICに属する番組審査機関。テレビ番組と映画の公開に関する許認可権限を持つ。原則、MoICが任命する5名の委員で構成

1999年に「通信法¹²⁸」が施行され、通信と放送分野の機能、事業者の権利や責務を定めた。2006年の「情報・通信・メディア法¹²⁹」では、放送とメディアを国民生活向上に帰依するツールと捉え、その重要性が強調された。

「通信法」によってBICMAが設立され、放送行政一般を担当、当初は情報通信省の下部組

121 過去の重点分野は、第1次～第4次計画では道路などの基礎インフラ整備、第5次計画からは水力発電や鉱業開発を通じた経済的自立や地方分権化、第7次及び8次計画の中心課題は自立と持続可能性。2008年発表予定の第10次計画では、貧困削減に重点がおかれる見込み。

122 Bhutan 2020: A Vision for Peace, Prosperity and Happiness (Royal Government of Bhutan; 1999)

123 ①人間開発、②文化遺産の保護、③バランスの取れた公平な開発、④ガバナンス、⑤環境保全

124 PRSP でもある (Royal Government of Bhutan; 2004)。

125 ①基礎的経済インフラ整備 (道路、配電、通信網の拡大)、②健全なマクロ経済政策 (民間セクター育成)、③グッドガバナンス (地方分権、制度整備)、④社会サービスの拡充 (農村部のアクセス・生産性向上、基礎教育、保健医療、安全な水衛生)

126 詳細は付録2に記載。

127 BIPS (Bhutan ICT Policy and Strategies)は、2003年7月にブータン政府が発表。Policy, infrastructure, human capacity, content and applications, enterprises の5分野について戦略と行動計画を記した (Royal Government of Bhutan; 2004)。

128 BHUTAN TELECOMMUNICATIONS ACT (MoIC; 1999)

129 BHUTAN INFORMATION, COMMUNICATIONS AND MEDIA ACT 2006 (MoIC; 2006a)

織であったが、2007年1月に分離独立し、公式には独立機関としてメディアを監督する立場となった。

海外からの情報流入の増加¹³⁰に対し、固有の文化・伝統の継承にも努めてきた政府は¹³¹、ケーブルテレビ関係の規制制定や、BBSにブータン独自の番組制作の強化を要請している。番組制作に関する規制では、「映画・テレビ番組制作に関する規制」、「映画・テレビ番組制作業務のための指針と規定」が2006年に制定された。ブータン国内で放送または公開される全てのテレビ番組・映画は、映画・テレビ検閲委員会による事前試写と審査¹³²が実施される。委員会はガイドラインに沿って内容の適正を審査し、制作者に修正を指示することができる。

(3) 放送局の現状

- 地上波テレビ : 国営1局 (BBS)
- ラジオ : 国営1局 (BBS)、民間2局
- ケーブルテレビ事業者 : 45社¹³³

BBSのテレビ放送はブータン唯一の地上波テレビであり、1999年に、1日1時間の放送を首都圏を対象に開始した。その後、我が国を含む国際援助¹³⁴により機能を拡大、2006年にはラジオとテレビの衛星経由での放送が始まり、直接受信とケーブルテレビ経由による全国ネットワーク放送となった。現在では1日10時間、ゾンカ語と英語で放送している¹³⁵。BBSは、民主化推進の一環として、政府よりの確かな情報提供と一般大衆の教育向上に寄与することを求められており、全国テレビネットワーク網の確立、放送時間の拡大、60%以上の自主番組制作、野外番組中継車による地域放送サービスの格差是正、新TV放送センターの建設などを最重点目標として取り組んでいる。

商業テレビ局は認可されておらず、存在しないが、1999年以降ケーブルテレビ事業者が急増し、45社が認可を受け、総世帯の約40%に普及していると言われる。ケーブルテレビを通して、一部海外チャンネルの視聴も可能である。

ラジオ放送は1973年に短波放送が開始され、1986年にBBSに改変、その後UNESCOやインド政府の援助で全国放送となった。2005年には、短波とFM放送で、国土の75%をカバーする

-
- 130 1999年のBBSテレビ放送開始と同時に、外国の衛星(CS)放送受信が解禁された。ブータンのメディアは長年、国営ラジオと週1回発行の国営新聞に限られていたが、ケーブルテレビ事業者が急増し海外からの情報流入が拡大した。
- 131 1980年代以降、国家アイデンティティ強化のための施策(ゾンカ語の普及、伝統的な服装の着用義務)を推進。第6次五カ年計画からは、ブータン人としてのアイデンティティ保護と促進が目標に加えられ、独自の文化を守りつつ開発を行うという方針が打ち出されている。
- 132 試写・審査の費用(1万ニュルタム、約2万6400円)、修正後の再申請費用(3千ニュルタム、約7920円)は、制作側が負担(NHK放送文化研究所; 2007)。
- 133 2006年4月時点(BICMA)。
- 134 我が国は2003年から専門家派遣による人材育成や機材整備などを行い、番組制作能力強化のための協力を実施。2006年にITUによりサテライトのアップリング装置とインド政府より3年間のCS回線(Insat-4A)が提供された。
- 135 18時~23時の1日5時間の生放送(ゾンガ語3時間、英語2時間)と、翌朝7時~12時の再放送。人口の1/3が話すと言われるネパール語は、テレビでは使用されていない。

に至り、今後、カバー範囲外の地域へFM放送を整備することが国家計画に組み込まれている。現在は4カ国語で1日15時間放送¹³⁶、情報源としてはテレビより浸透している。

長年商業メディア活動が禁止されていたが、2006年以降民間ラジオ事業が緩和された。現在FM3局が認可され、うち2局がコミュニティーレベルで娯楽中心に放送を始めている¹³⁷。

(4) 課題

- ・ 民主化プロセスへの貢献：

2008年の憲法発効と総選挙へ向けて、メディア全体が有権者教育、選挙報道などで重要な役割を果たすことを期待されている。特にBBSは、国営放送という立場で公正な報道が求められ、その体制作りと制作者教育が必要となっている。一方で、放送事業者のライセンスが法的に保証されておらず、政治的有事や国政の変化により、ライセンス取り消しや規制変化の可能性もある。政権交代などで、これまでのメディアの発展が後退しないことが望まれる。

- ・ 貧困削減への貢献：

2008年発表予定の次期五カ年計画では、より貧困削減へ重点が置かれる見込みである。ブータンの貧困層はアクセスが困難な地域に多く居住し、ラジオやテレビのカバー範囲外地域と重なる。無情報地域解消のための整備と地方地域発信の情報増加が、放送分野が貧困削減へ貢献する手段の一つとなり得るため、効率的な整備計画と実施が望まれる¹³⁸。

- ・ BBSの能力向上：

唯一の全国放送としてBBSへの期待は高く、放送時間拡大と番組の質の充実が望まれている。しかし局員の経験はまだ浅く、機材や施設の運用・管理や番組制作など日々の業務における技術向上に加え、国営放送としての意識向上も必要である。後者は外部研修での確立が困難であり、内部での人材育成の体制確立が必要である。

136 ゾンガ語、英語、シャチョップカ語、ネパール語が使用され、放送時間は7時～22時。18時～22時はテレビ音声と同じ内容を放送。

137 Kuzoo FMは2006年9月放送開始、若者向け娯楽・情報番組が中心。Radio Valley FMは2007年4月放送開始、音楽中心。YFMは認可は受けたが放送はまだ開始されていない（APFA; 2007）、（SouthAsia Media Net; 2007）

138 地理的理由からケーブルテレビ経由でしかテレビ放送を受信できない地域もあるため、民間ケーブル事業者との連携なども含め、有効な手段を考慮、選択することも選択肢となりえる。

5-2 中央アジア

旧ソビエト連邦に属していた中央アジア諸国は、旧ソビエトが受信機を配布していたこともあり、所得水準に関わらずラジオ・テレビがある程度普及しており¹³⁹、情報ツールとしての認知度は高い。しかし、民主化とも絡み、キルギス共和国を除きメディアの自由度は極端に低い¹⁴⁰。情報伝達やノンフォーマル教育に加え、選挙や政権交代時にメディアが果たす役割は重要だが、その活動可能範囲は政府方針によるところが大きい。国内メディアの自由な活動が法的かつ日常的に保障されていない場合、協力により成果をあげることは困難と言える。

5-2-1 キルギス共和国

キルギス共和国は1991年に旧ソ連邦から独立、独立後早くから民主化と市場経済化を軸とした改革路線を打ち出した。中国と長い国境を接し、ロシアと米国が国内に軍事基地を置くことから、外交面で重要な存在であるが、政変もあり、2005年以降政情が安定していない¹⁴¹。国土の2/3以上が標高3000mを超える高地であり、電波の届きにくい山間部も多いが、テレビ・ラジオの普及率が比較的高く¹⁴²、市民生活の中で情報源としてある程度普及していると言える。

(1) 国家政策

2003年より世界銀行提唱の包括的開発枠組み(CDF¹⁴³)として「貧困削減国家戦略(NPRS)¹⁴⁴」を実施、2007年に現行の「国家発展戦略2007-2010(NPRS-II)¹⁴⁵」を承認した。放送分野では、4開発優先分野¹⁴⁶のうち、「経済潜在力強化」により全国民が情報にアクセスできることを優先課題とし、テレビ・ラジオ電波が全国民をカバーすることを行動計画とし、また、「汚職対策」でも政府のアカウントビリティ向上のため、メディアが独立した意見を持つ重要性に言及している。

また、キルギスは国際社会と同様に隣国との関係も堅持してきた。放送分野でも、ロシアやカザフスタンの国営放送チャンネルを政府が放送したり、隣国放送局の放送を許可するなど、その姿勢が伺える。

139 テレビ普及率(2003)は、ウズベキスタン29%、カザフスタン46.6%、キルギス共和国17.3%、タジキスタン37.5%、トルクメニスタン18.3%(ITU;2007)

140 ウズベキスタンでは独立メディアは存在しない、タジキスタンではメディアへの圧力が強い、トルクメニスタンでは言論の自由が認められていない等。全体的に特に政府や軍関係の情報への規制や検閲が厳しい(RSF;2007a)、(EURASIANET;2007)。

141 2005年2月の議会選挙以後の「チューリップ革命」と呼ばれる政権交代後も、内閣辞職、反政府集会の開催や度重なる憲法改正が続いている。

142 ソ連邦時代にテレビやラジオ受信機が政府から各家庭に供与されていたことに加え、紙不足から地方地域では紙媒体メディアが少なく配達までに時間がかかることがその一因と言える。

143 Comprehensive Development Framework

144 NPRS(National Poverty Reduction Strategy)。NPRSの主要目標は①効果的で透明性の高いガバナンス、②公平な社会と人材開発及び人権保護、③安定した経済成長と地方発展。

145 NPRS-II(National Poverty Reduction Strategy)は、PRSP“Poverty Reduction Strategy Paper - Country Development Strategy(2007-2010)”でもある(Kyrgyz Republic;2007)。

146 ①経済潜在力強化(通信・情報含む)、②汚職対策、③人間・社会開発、④環境持続性

(2) 放送行政（放送法、周波数割当、規制）

- 運輸・通信省（Ministry of Transport and Communications）：周波数割当
- 国家テレビ・ラジオ放送委員会（National Commission on tele-radio broadcasting）：放送局許認可
- 国家テレビ・ラジオ放送協会監視委員会¹⁴⁷：NTRCの予算調整、管理・監督、番組編成計画策定

現行法は、放送局を国営と民間に定義し、国営局の役割を示した「テレビ・ラジオ法¹⁴⁸」、メディアの言論の自由と独立組織としての立場を保障した「マスメディア法¹⁴⁹」がある。その他、「ジャーナリスト法¹⁵⁰」ではジャーナリスト個人の権利を保障し職責について定めている。

行政面では、国営放送局NTRC（National TV and Radio Broadcasting Corporation）の機能のうち、電波伝送部門と番組制作部門で異なる主官庁が存在する。運輸・通信省が周波数割当やNTRCの伝送を所管し、大統領直属の国家テレビ・ラジオ放送協会監視委員会がNTRCの番組編成や経営を管理監督する立場にある。民間局やメディア全体を監視する機関は存在しない。

憲法と関連法でメディアの言論の自由が保障されており、旧ソ連邦の中ではメディアの自由度は比較的高い。一方で、内政が不安定になるにつれて、独立系メディアへの圧力が強まっている¹⁵¹。

(3) 放送局の現状

- 地上波テレビ放送　：　国営1局（NTRC）、民間約12局¹⁵²
- ラジオ　　　　　　　：　国営1局（NTRC）、民間約8局¹⁵³

国営テレビ放送局NTRC¹⁵⁴は、旧ソ連時代はモスクワ放送局の地域局であったが、独立後にキルギス国営放送となり、1993年より番組制作は大統領府直属、伝送と放送サービスは運輸通省所管となった¹⁵⁵。2002年「国家テレビ・ラジオ放送協会監視委員会」の設置後、政府から独立した組織となりつつあるが、上述のとおり予算や番組編成・制作の自己決定権はな

147 大統領が任命する 24 名で構成され、NTRC の予算や年間番組編成計画の承認権を持つ。個々の番組は NTRC の制作者が企画を提案し、委員会の承認を受けて制作。JICA（2004b）に詳しい。

148 Law of the Kyrgyz Republic on TV and Radio Broadcast

149 Law of the Kyrgyz Republic on Mass Media (1992)

150 The Law of the Kyrgyz Republic on the professional activity of the Journalists (1997)

151 選挙報道を巡り独立メディアへの電力供給が停止（RSF;2005）、近年ではジャーナリストへの暴力が増加（RSF;2007b）。

152 キルギスの放送局のみ。地域によってはこの他にロシア、カザフスタン、ウズベキスタンの国営・公共・民間局が視聴できる。

153 この他、国内で視聴可能なロシアの民間放送も多い。

154 SNBC (The State National Broadcast Corporation of the Kyrgyz Republic)とも呼ばれる。

155 番組制作部門は大統領府直属の COSTELERADIO AGENCY となり、伝送・放送サービスは通信省所管の国営事業となった。1997 年通信事業の民営化に伴い、伝送・放送サービス事業がキルギステレコム下の放送・無線伝送事業本部（RMTR）に移管されたが、放送網は政府の管理・監督下にある。

い。独自チャンネルではキルギス語とロシア語で平均17時間放送、またロシア国営放送（ロシア、旧RTR）のロシア語放送を中継している。唯一の全国放送で、350以上の送信所と2004年から始まったロシアの衛星利用計画によりほぼ全人口をカバーする見込みである。報道、情報・広報番組、教育番組が多く、地方地域では重要な情報源である。

民間局は、全て地域放送で、主要都市に集中しており、娯楽番組や他国放送局の中継が多い。地域によっては、隣国の放送が視聴可能で、NTRCの電波が悪い地域では、隣国民間局の視聴も盛んである。

NTRCが国営ラジオ放送として2チャンネル、総合チャンネル並びに情報と音楽中心の娯楽チャンネルを放送している。どちらもキルギス語、ロシア語を使用し、平均10～17時間放送している。

民間ラジオ局はほとんどが首都ビシュケクに集中しており、音楽や娯楽が中心である。その他、ロシアの民間ラジオ放送も数多く視聴可能である。

コミュニティ放送は、当初NTRCの電波が届かない山間部などで、情報から隔離された住民へ国内外のニュースを伝達していた。その後も、国際機関の支援などで設立や研修が実施され、数は多くないが、その活動の幅を広げており、中央アジアでのモデルケースとされることも多い¹⁵⁶。

(4) 課題

- ・ 汚職撲滅への貢献：

政府内の汚職が長年問題として指摘され、国家計画でも優先分野の1つとなっている。メディアは政府・公的機関の監視役となり得るところ、国家開発と政情安定に貢献するためには、自由なメディア活動の保障とウォッチドッグとしてメディア全体が成熟することが重要である。

- ・ 独立監視機関の必要性：

NTRCのチャンネル方針や番組編成は、前述の大統領府直属の委員会により管理監督されている。政権交代により、番組の幅が広がったとの意見もあるが¹⁵⁷、その時の政権により、方針転換される危険性も孕む。民間局も含めメディア全体を監視する独立機関の設置が望まれる。

- ・ NTRCの設備拡大と充実：

キルギスではNTRCが唯一の全国放送であるが、隣国放送局の視聴が盛んで、民間局も視聴者を獲得しつつある。アナログ伝送は電波状況が悪い地域もあるため、デジタル伝送への切り替えといった設備更新と、今後の更なる競争に向けて、より質の高い番組制作が望まれる。

156 BBC (2002)、UNESCO (2007)。

157 JICA (2004b)に放送局やメディア関係者等へのNTRC番組に関する調査が記載されている。

5-3 大洋州¹⁵⁸

大洋州諸国は、島嶼国で、国土が広大な地域に散らばり、自然災害が多く、緊急情報発信ツールとしても放送は重要であるが、その発展度は総じて高くない。テレビ放送がないキリバス以外は、ほとんどの国がテレビは1局のみであり、かつ、首都近郊周辺など限られた地域放送で、番組内容は海外放送局の娯楽番組が多い¹⁵⁹。電化率の低さも伴って、いテレビ普及率が低いため、市民の主要情報源はラジオであるが、地理的背景もあり、全国放送が確立されている国は少ない。近年は国営・公共・商業局の地域FM放送が徐々に増加しつつあり、国際機関の支援によるコミュニティーラジオの開局も増えている。島ごとに文化や言語が異なる場合も多く、地域放送やコミュニティーラジオによる地域言語を利用したローカルコンテンツの充実が課題である。また国営・公社局は、政府管轄下にあり、関係する法律により、政府や・関連機関による統制が認められていることも多く、法改正による政府関与の縮小や情報の多様性確立も課題である。

5-3-1 パプアニューギニア

急峻な山岳地帯や散在する島嶼部を抱え、人口の80%以上が地方農村・漁村に居住し、700以上の言語が用いられている太平洋島嶼国の中で最大の国である¹⁶⁰。1975年に、オーストラリアから外交権・防衛権の譲渡を受け、イギリス連邦の一国として独立、オーストラリアの影響は放送分野においても強い。テレビ放送のカバー範囲は限られており、市民の主要情報源はラジオであり、教育、保健衛生、災害報道などで重要な役割を果たすと期待されている。

(1) 国家政策

1997年から実施された「中期開発戦略 (MTDS) 1997-2002¹⁶¹」に続き、2004年に「中期開発戦略 (MTDS) 2005-2010¹⁶²」が発表された。同戦略では、戦略的な予算配分により、費用対効果の高い開発を目指すため、7支出優先項目¹⁶³を設定した。その一つである「基礎教育」分野では、教育改革が進められ、特に、遠隔地で教員の数・質が不足している現状を改善し、地方地域の教育充実を目指すにあたり、初等・中等教育における放送の活用が期待されてい

158 我が国が協力を行う大洋州諸国は、メラネシア（パプアニューギニア、ソロモン、バヌアツ、フィジー、一部ポリネシアに区分される国もある）、ポリネシア（ツバル、サモア、トンガ、クック諸島、ニウエ）、ミクロネシア（キリバス、ナウル、ミクロネシア、マーシャル、パラオ）に大別されるが、異なる伝統的社会基盤や旧宗主国・施政国等の影響により、各国で独特の社会環境を形成している。

159 その一因として、サモアを除きテレビは娯楽目的として導入されたという背景がある（UNESCO;2002）。フランス、イギリス、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドなどのドラマや映画、ニュースの放送が多いが、ハワイの教育番組を小学校の授業で活用する（ミクロネシア）といった事例もある。

160 自治地域も存在する。ブーゲンビル地方では1988年に銅山を巡り一部過激派地主が起こした反政府暴動に端を発し分離独立運動に発展、2001年に中央政府と分離独立派との間で和平合意がなされ、2005年にブーゲンビル自治政府が発足した。

161 MTDS: Medium Term Development Strategy 1997～2002

162 MTDS: Medium Term Development Strategy 1995～2010 (Papua New Guinea Government; 2004)

163 ①輸送インフラ復興と維持管理、②収入機会の向上、③基礎教育、④開発に根ざしたノンフォーマル成人教育、⑤プライマリー・ヘルスケア、⑥HIV/AIDS 予防、⑦法と秩序

る¹⁶⁴。

(2) 放送行政（放送法、周波数割当、規制）

- 情報通信省（OIC: Office of Information and Communication）：政策策定
- ラジオ・情報通信規制委員会（PANGTEL: Papua New Guinea Radiocommunication and Telecommunication Technical Authority）：放送局許認可、規制制定

1996年に施行された「電波法」は、放送分野のベースであり、放送局の許認可制度などを定めている。その他、「ラジオスペクトラル法」、「ラジオスペクトラル規制」がある。

情報通信省は政策策定のほか、傘下にあるPANGTELや国営放送公社（NBC: National Broadcasting Corporation）の管理監督を行っている。1996年に設置されたPANGTELは、放送分野の発展を目指し、政府・情報通信省の方針に基づいた規制制定や放送局の許認可を行っている。

メディア全体を監視する公的機関はないが、テレビ・ラジオ・新聞などのメディア自身が共同で設立した「メディア評議会（PNG Media Council）¹⁶⁵」がある。独自に「ニュースメディア行動規範¹⁶⁶」を作成しているが、法制度ではないため、罰則規定などは無い。政府はメディアやジャーナリストに懐疑的な傾向が強く、圧力も報告されている¹⁶⁷。

(3) 放送局の現状

- 地上波テレビ放送　　： 民間1局（EMTV）
- ラジオ放送　　　　　： 公社1局（NBC）、その他10局以上

国営・公社局は存在せず、唯一のテレビ放送¹⁶⁸は民間のEMTV（Media Niugini Ltd.）である。EMTVは1986年に開局し、オーストラリアの民間会社により経営されており、首都や主要都市向けの地域放送を行っている。1日平均20時間放送しているが、その半数以上は外国放送局の番組である。また、許可なく営業する違法ケーブルテレビ業者が存在し、海外放送局の番組を提供している。

国営ラジオ局NBCはオーストラリアの委任統治領であった1934年に開局し、1989年に19地

164 国立教育メディアセンターでは、小学校向けラジオ放送用教材と中学校向けビデオ教材を作成している。また首都のモデル校で収録した質の高い授業を、地方4州の小中学校40校へテレビ放送により配信するパイロットプロジェクトも実施された（JICA;2007d）。

165 1993年に10メディアが参加して設立。メディア自身がメディアを監視する self-regulatory として運営、ジャーナリスト育成研修なども行う。

166 General Code of Ethics for the News Media (PNG Media Council;2002)。

167 国外メディアやジャーナリストへも懐疑的傾向が強く、（オーストラリアは例外として）外国人ジャーナリストの入国を制限してきた（CPJ;2002）。また2003年には政府が議会批判報道に対し罰則規定を設けた法改正を提案し、国内外から避難を浴びた（RSF;2003）。

168 1986年に同じくオーストラリア資本の民間局NTN（Niugini Television Network）も開局したが、翌年サービスエリアをEMTVに譲渡し廃業（UNESCO;2002）。

域局¹⁶⁹を整備し、全国放送を開始した。英語による全国放送（カライ放送）と、地域言語で各州の地域局が放送する地域放送（クンドゥ放送）がある。1996年の法改正により、NBCの運営体制が変更され、地方放送局の運営維持経費は各州政府が負担しており、財政的に厳しい地方局も多い。

近年、主要都市を中心に民間FM局が開局し、地域放送を行っている。クンドゥ放送に音質面で勝ることもあり¹⁷⁰、若年層を中心に視聴者を獲得しつつあると言われる。

コミュニティーラジオ局もオーストラリア政府や国際機関の支援により設立されている。特にオーストラリアは、民主的社会の定着に開かれたメディアは重要な役割を果たすとして、コミュニティーラジオを支援する方針である¹⁷¹。

(4) 課題

- ・ ラジオ地域放送局の運営：

1996年以降、NBC地方放送局の運営形態は、設備投資と人件費は中央政府が拠出するNBC本部予算、運営維持経費は各州の行政府が負担することとなった。州政府の方針に温度差があり、十分な資金的支援を受ける局、州政府の支援と自助努力で運営を維持する局、光熱費も払えず放送を停止している局が存在する。地方ではラジオが唯一の情報源であり、州政府間の基本方針の統一と運営資金が保障されることが急務である。

- ・ テレビ放送の活用：

地方地域では電化率・テレビ普及率ともに低く、テレビは一般的ではないが、ラジオよりも多くの情報を一度に伝えることができることから、教育分野において有効なツールとなり得る。リアルタイム教育コンテンツ拡充を図るため、電波カバー範囲の拡大が望まれる。

- ・ メディア監視機能の充実：

メディアがメディアを監視する「メディア評議会」が存在し、その取り組みは大洋州諸国からも注目されている。倫理や規範確立では重要な意味を持つが、公的機関ではないため、その規定は拘束力を持たず、特に評議会に参加しないメディアに対してはその影響力に限界もある¹⁷²。地方地域でのFMラジオやコミュニティーラジオの設立が今後も続くと予想され、メディア全体を監視し、健全な発展を促す独立規制機関の設置が重要である。

169 うち 17 地域局は 1988～1989 年に我が国の協力により整備された。

170 クンドゥ放送は不安定な電離層反射を利用して放送されており音質が低い。この背景には同国特有の慣習的土地保有制度（部族による共同保有）に伴う土地取得の困難さなど複雑な問題が絡む。この経緯は JICA（2003）に詳しい。

171 Australian Government（2006）

172 David Robie（2003）

5-4 中南米

アルゼンチンやブラジルでは、放送はビジネスとして発展し、膨大な数の民間局が存在し、ケーブルテレビの普及率も高い¹⁷³。他の地域でも、放送の自由化が比較的進んでおり、数に差はあるがラジオ・テレビともに民間局が存在する。国内格差が激しい国が多く、海外の衛星放送など有料放送を通じて、膨大なチャンネルを受信する都市部富裕層が存在する一方で、リモートエリアでは無情報地域も残る。中南米はコミュニティー放送発祥の地とも言われ¹⁷⁴、法整備が進む国もあり、国際機関の支援により地方の少数民族を対象としたプロジェクトやテレセンターとの連携¹⁷⁵など、様々な取り組みが行われている。

言論・報道の自由に関しては、キューバのように政府方針によって制限されている国、政治情勢によって民間局の閉鎖¹⁷⁶や検閲などが行われ、報道の自由が脅かされる国もある¹⁷⁷。

5-5 アフリカ

アフリカ全体では、南アフリカやエジプトのようにビジネスとして発展している国、軍事・独裁政権により言論・報道の自由が確立されていない国、メディア全体の発展度が低い後発開発途上国など、多岐にわたる。

北アフリカでは、旧宗主国の違いや政治的状況により、メディアの発展方向が分かれる傾向にある。民主化などで内政が難しい局面を迎えている国も多く、少数派の社会参加が進んでいない国では、メディアも中央集権的な傾向が強い。

後発開発途上国が多いサブサハラアフリカでは、テレビ放送は主要都市に限られ、普及率も低く、依然としてラジオが主要な情報源である。多くの国でラジオ設備が拡充された1970～1980年代には人口の大半がカバーされていたが、アナログ設備の老朽化が進み、国営・公社局に機材改修の財源がないため、カバー範囲が急速に縮小しつつある。電波の自由化が進む国では、ノンフォーマル教育や所得向上プロジェクトとして国際機関の支援によるコミュニティー放送も増えており、その効果と継続性が注目される。また、法的保障の有無や国際条約への批准に関わらず、一部地域¹⁷⁸を除き、報道の自由度は低いと言える¹⁷⁹。

173 アルゼンチンでは 498 万世帯（2005 年）、ブラジルでは 251 万世帯（2006 年）（NHK 放送文化研究所;2007）。

174 1960 年代にボリビアの鉱山で過酷な労働を強いられていた先住民労働者がラジオをはじめたのがコミュニティーラジオの起源という説がある。

175 コロンビアはテレセンターと連携したコミュニティーラジオプロジェクトの先駆けである（id21;2007）。

176 最近の事例では、2007 年ベネズエラの民間局（RCTV）が政府方針により放送に必要なライセンスの更新を受けられず閉鎖された。

177 コロンビア、パラグアイ、ベネズエラ、ボリビアでは検閲や政府による直接・間接的統制が見られる（Fox Media）。

178 ナミビアやボツワナなど南アフリカの影響が強い国では自由度が高い（RSF;2007a）。

179 特に「アフリカの角（horn of Africa）」と呼ばれる北東地域では、政府がメディアやジャーナリストに懐疑的な国が多い。またガンビアやブルキナ・ファソなど、メディアへの暴力が政府や有力者により保護される傾向にある国もある（RSF;2007a）。

5-5-1 ウガンダ

ウガンダは50以上の部族で構成され、それぞれが独自の言語・文化を持つ多民族国家である。1962年の独立以降、度重なるクーデターで混乱が続き、1980年代後半より比較的安定したが、北部では20年以上にわたり国軍と反政府組織「神の抵抗軍（LRA）」による戦闘が継続しており、多くの国内避難民を生み、紛争解決と復興が課題となっている¹⁸⁰。国民の主要情報ツールはラジオであるが、ラジオ・テレビともに発展度は高くない。行政面でも取り組みが後手になっており、課題が多い。

(1) 国家政策

1997年より包括的国家開発計画「貧困撲滅行動計画（PEAP）」を策定し、2000年の「第二次PEAP¹⁸¹」はPRSPとなった。2004年発表の現行の「第三次PEAP¹⁸²」では、2017年までに絶対貧困率を10%以下に削減することを目標に、5重点分野¹⁸³を設定した。ウガンダはセクター・ワイド・アプローチ（SWAPs）に基づく援助協調が進み、セクター横断的な取り組みも多く、ラジオ放送では国民に対する各種教育・啓蒙として、教育への平等なアクセス、農業活動および健康管理の改善、国民意識の啓蒙、多様な分野における技術の習得などが期待されている。

(2) 放送行政（放送法、周波数割当、規制）

- 情報省（Ministry of Information and National Guidance）：政策策定
- 電波管理局（UCC: Uganda Communications Commission）：放送局許認可、周波数割当、規制制定等
- メディア評議会（Media Council）：ジャーナリスト許認可

1997年に施行された現行の「電波法¹⁸⁴」は、情報通信と放送分野について規定し、同分野での政府の関与を縮小させる方針を軸に、放送分野ではUCC設立や許認可制度を定めている。2005年には「UBC法¹⁸⁵」が制定され、情報省下にあった国営ラジオ局と国営テレビ局を統合、独立採算制の公社局UBC（Uganda Broadcasting Corporation）が2006年に設立された¹⁸⁶。

180 近年はLRAの勢力が縮小、南部スーダン政府の仲介で和平に向けた交渉が継続されているが、200万人近い国内避難民を抱える人道危機に直面している。

181 Republic of Uganda (2000)

182 Republic of Uganda (2004)

183 ①経済運営、②生産・競争力・所得向上、③治安・紛争解決・災害管理、④グッドガバナンス、⑤人間開発

184 Uganda Communications Act 1997 (Republic of Uganda;1997)

185 Uganda Broadcasting Corporation Act 2005

186 UBCは情報省大臣が任命する情報省要人8名で構成される最高決議機関により運営、多くの重要決定事項は大臣の承認が必要となるため、実質的には情報省の管理下にあると言える。また、独立採算制ではあるが「UBC法」で政府からの資金援助や借入などが認められており、実際に2006-2007年度は約245万円の補助金が拠出された（JICA;2007）。

大統領府を構成する情報省が政策策定を担当するが、放送分野に関する中長期政策や法制度が不備なまま、自由化が進められたことが現在の様々な問題の一因となっており¹⁸⁷、政策策定と実施に取り組みつつある。UCCは情報通信と放送に関する政府系規制機関で、管轄行政と各種規制を制定している。

メディア全体や放送番組を監視する独立規制機関は存在しておらず、政府や省庁が単発的に放送番組に関する規制¹⁸⁸を発表することがある。北部の混乱地域に関する話題や選挙時報道を巡っては、ジャーナリストが逮捕される事例がある¹⁸⁹。また、国内で活動するジャーナリストはメディア評議会へ申請し、認可を受ける必要がある。

(3) 放送局の現状

- 地上派テレビ放送 : 公社1局 (UBC)、民間8局
- ラジオ放送 : 公社1局 (UBC)、その他約80局

UBCテレビ放送の前身は1963年に開局した国営放送で、唯一全国放送を行うテレビ放送である。VHFを使用し、以前は人口の75%をカバーしていたと言われるが、機材の老朽化などにより、縮小の傾向にある。11地域局を持ち、24時間放送を行っているが、多くは海外局の購入番組で、財政難による人気番組の制作打ち切り¹⁹⁰など、苦しい状況が続いている。

民間テレビ局は1996年以降に開局しているが¹⁹¹、歴史も浅く発展度は高くない。全て地域放送で、限られた主要都市でのみ視聴可能である。

UBCラジオ放送の前身は1954年にBBCの支援により開局した。現在は中波とFMにより全国放送と地域放送を運営し、中波放送は7送信所を通じて人口の約90%をカバーしていたが、近年25%まで落ち込んでいる。地域放送は、各地域の言語に合わせ、放送番組を3系統に分類し¹⁹²、多くの部族語を使用して編成している。

近年民間ラジオ局が急増し、全て地域放送で主要都市に多い。首都カンパラでは20局を超え、周波数が既に不足しており、また、規定の仕様を遵守しない局や許可を受けずに放送する局もあり、2004年には情報省が許認可を中止する事態となった¹⁹³。

コミュニティーラジオは増加しているが、その数は定かでない¹⁹⁴。放送では部族語の使用率が高く、市民が母国語で意見を言える場となっている。しかし、資金面で厳しい局が多く、国際機関の支援に頼っているのが現状である。

187 特に周波数問題は深刻で、明確な法整備・国家政策施行前に電波が自由化されたため、周波数の不足などを招いている (AMARC;2005)。

188 例えば、2003年ラジオ番組の公共の場からの生放送が禁止された。ウガンダでは、民間ラジオ局が町中で市民討議を開催し生中継する番組スタイル (ebimeeza) が人気であった (RSF;2004)。

189 RSF (2006)

190 JICA (2005a)

191 1993年に民間局設立が認められたが、実質的に制度が確立したのは1996年 (AMARC;2005)。

192 レッドチャンネル (北部地域住民向け)、ブルーチャンネル (西部地域住民向け)、ブテボチャンネル (東部地域住民向け)

193 RSF (2004)

194 ウガンダではコミュニティー局と商業局の区分が規定されておらず、コミュニティーラジオを名乗りつつ実態は商業目的の局もしばしばある。

(4) 課題

- ・ UBCの経営安定：

UBCの財源は政府補助金、広告収入、アンテナレンタル料などであるが、公社化に伴う独立採算制移行により、補助金が主財源でなくなり、財政難が悪化している。2010年度までに、中波の全国放送網を再構築する緊急整備計画やレイオフした人員の増強計画¹⁹⁵があるが、どれも財源確保に明確なプランがない。唯一の全国放送を行う公社局として国家開発における期待度は高いが、まずは局の経営を安定させることが緊急の課題である。

- ・ 安定した電力供給：

計画停電が多く¹⁹⁶、テレビ・ラジオを視聴できる時間が制限されている。また公共電力が整備されていない地域では、コミュニティーラジオ放送のために商用電力を購入する必要があり、運営コストの上昇が資金難の一因となっていることから、電力の整備と安定した供給が望まれる。

- ・ 行政面の充実：

明確な政策や適切な法制度は分野全体の発展に不可欠である。放送分野全体の国家政策、周波数計画のマスタープラン策定、コミュニティーラジオに関する規制や制度制定など、行政面での取り組みが必要である。

5-5-2 カメルーン

ドイツ、フランス、イギリスの植民地を経て1962年に独立したカメルーンは、部族集団が275以上存在すると言われる多民族国家である。旧宗主国の中ではフランスとの関係が深く、旧英国委任統治領では分離独立を求める地域もある。独立以降、政治・経済が安定し、中部アフリカ経済を支える国の一つであったが、1990年以降は経済危機により成長が伸び悩んだ。貧困削減にあたり、特に普及率の高いラジオは、民主化、教育、保健分野での貢献が期待されている。

(1) 国家政策

1986年の「第6次国家開発5ヵ年計画」が経済危機により設定目標の達成に至らず、2003年に承認された「貧困削減戦略書（PRSP）」まで一貫した開発計画が存在しなかった。PRSPでは貧困削減と持続的経済成長を主点に、2015年に達成すべき目標¹⁹⁷を掲げた。この中で、

195 公社化に伴い約300名の局員のうち200名以上が解雇された。146名の臨時職員雇用で運用しているが、2010年までに局員数を2倍強にする計画である（JICA;2007）。

196 一部地域の計画停電時間：ムベンデ県ミティアナ郡282時間/月、カバレ県カバレ郡69時間/月、カンパラ県セントラル地区では一ヶ月のうち約33%（JICA;2007）。

197 ①貧困ライン以下の人口を半減、②普遍的な小学校教育の実現、③ジェンダーに起因する諸問題の排除、④幼児死亡率を2/3に低減、⑤妊婦死亡率を2/3に低減、⑥HIV/AIDS蔓延の阻止、⑦安

優先課題であるBHN分野の開発にあたり、情報通信技術分野は重要なツールであり、国土全体にラジオ・テレビ・電話網を構築し、無情報地域をなくすことが重要としている。

また、IMFの貧困削減成長ファシリティ（PRGP）¹⁹⁸へも参加し、現行のPRGPは、2005～2008年を対象に、汚職撲滅や社会・経済改革に取り組んでいる。

(2) 放送行政（放送法、周波数割当、規制）

➤ 通信省（MINCOM: Ministère de la Communication）：政策推進、周波数計画・割当、放送局許認可等

現行の「放送法¹⁹⁹」は1998年に施行され、民間活力の導入と競争を推奨し、情報通信分野の健全な発展が国家開発に帰依することをベースに、周波数割当や許認可制度など放送に関する制度全般について定めている。

通信省が放送行政全般を一括して所管するほか、民間メディア発展のための指揮監督も行っている。電波については、放送に関わる電波²⁰⁰は通信省が統制、それ以外は郵政省の管轄である。民間放送局の増加により、電波障害防止のための計画策定と実施が目下の課題である。

放送番組に特化した法や規制は存在しないが、通信省の担当部署が、「放送法」に基づき、番組内容の評価も担当している。報道の自由は1982年以降保障されたが、報道上タブーとされる問題も多く、独立メディアやジャーナリストへの脅迫や暴力が頻発する地域もある²⁰¹。

(3) 放送局の現状

➤ 地上波テレビ放送 ： 国営1局（CRTV）、民間11局
➤ ラジオ放送 ： 国営1局（CRTV）、その他66局²⁰²

国営カメルーン・ラジオ・テレビ放送局（CRTV: CAMEROON Radio Television）のテレビ放送は1985年に開局²⁰³し、唯一の全国放送で、平日は13時間、休日は16時間放送している。本局の他に9地域放送局があり、全国放送と地域放送が放送されている。

2000年に民間局開局が認可されて以降、民間テレビ局も徐々に増加しているが、全て地域放送で主要都市に限定されている。

国営局CRTVのラジオ放送は1959年に開局し、一時は人口の70%をカバーするに至ったが、

全な飲料水を確保できない人口を低減、⑧情報通信技術の開発および普及（REPUBLIQUE DU CAMEROUN;2003）

198 PRGP (Poverty Reduction Growth Facility)は IMF が貧困国に対して行う低利子融資ファシリティで、貧困削減と成長という目標をさらに深く組み込んで行くことを目指すもの。

199 Law N° 98 / 014 of 14 JUIL. 1998 Telecommunications Act

200 中波、短波、FM の VHF、テレビの VHF/UHF

201 RSF (2007a)

202 民間ラジオ局とコミュニティーラジオ局の区分が明確でないため内訳は不明（JICA;2006）。

203 国営ラジオ局と国営テレビ局が合併し 1988 年に現体制。

送信所機材の老朽化により、そのカバー範囲が縮小している。1日約24時間の全国番組と地域放送局制作の19時間の地方番組を放送し、地方番組は英語、仏語に加えて地域の部族語が使用されている²⁰⁴。PRSPがラジオに大きな期待を寄せていることを受け、CRTVは2006年に「Action Plan of CRTV 2006」を策定、FM放送網の整備、難聴地域の解消、デジタル技術の導入、デジタル放送の実験開始、を行動計画として示している。

民間ラジオ局とコミュニティーラジオの区分が明確でないが、その数は増加の傾向にある。コミュニティーラジオはUNDPやUNESCOの支援で設立され始め、保健分野（特にHIV/AIDS）に関する番組が多い。全体的に資金面で順調な状況にあるが、その継続性が課題である²⁰⁵。

(4) 課題

- ・ 無情報地域の解消：

テレビ・ラジオ電波のカバー範囲外も多く、設備整備が必要である。特に、より普及率が高いラジオ放送が、機材の老朽化により、カバー範囲が縮小しており、送信設備の改修と拡充が急務と言える。現在使用可能なアナログ設備・機材の多くが、既に生産中止により、修理が困難であるため、デジタル設備への改新を視野に整備計画を立てる必要がある。

- ・ デジタル化と人材育成：

放送人材育成のための機関の存在²⁰⁶もあり、CRTVを始め技術者や制作者のアナログ技術は一定のレベルを保っている²⁰⁷。今後、機材のデジタル化は避けて通れないことから、技術水準を落とさないために、放送局と同様に教育機関もデジタル技術へ移行することが重要である。

- ・ 国営局の役割：

放送の自由化により、民間局やコミュニティー局が増加し、主要都市では視聴者を獲得しつつある。CRTVは国営放送として、視聴者獲得のために娯楽番組重視に走らず、かつ、政府や政党の広報機関でもない、その使命を踏まえた局の運営方針と番組編成が求められている。

204 全国放送の言語比率：仏語 69%、英語 31%、地域放送の言語比率：仏語または英語 75-80%、部族語 20-25%（CRTV）。

205 情報省も 2004 年から地方の独立メディア支援に絡む助成金制度を開始するなど、ファンドレイジングが軌道に乗りつつあり、UNESCO の支援だけで既に 15 局が運営され、更に増加する見込み。（BBC WORLD SERVICE TRUST;2006）。

206 CRTV が運営する技術者・制作者育成のための視聴覚職業訓練センター（CFPA）や、ヤウンデ第二大学にはジャーナリスト育成のコースがある。

207 JICA (2006)

5-5-3 セネガル

1960年に独立したセネガルは、公用語の仏語に加え、6カ国語の国語と多数の部族語が存在する多民族国家である。独立以降、内政は比較的安定しているが、分離独立を求める南部地域では、反政府勢力による不安定要因も存在する²⁰⁸。メディアは1970年代より発展し始め、特にラジオが主な情報伝達手段となっており、2000年と2007年に行われた大統領選挙の際は民主的な選挙実施に貢献した²⁰⁹。

(1) 国家政策

セネガルの国家政策には、五カ年経済社会計画とPRSPが存在する。初の「PRSP²¹⁰」は2002年に策定・承認され、2003～2005年を対象に実施された。そのレビューを踏まえ2006年に「PRSP-II (2006-2010)」を発表、4つの基本戦略²¹¹により、経済成長を促進し、貧困削減に取り組む内容である。

放送分野では、インフラ整備やICTの促進を優先分野とした現行の「第10次五カ年経済社会開発計画 (2002-2007)²¹²」を策定後、2003年に国営放送局 (RTS: Radiodiffusion Télévision Sénégalaise) の活動計画「R.T.S Action Plan」が発表された。同計画では、公共放送機関の発展を促進し、全国民へ教育を含め情報伝達が可能な環境を確立し、生産活動を促進することを目標としている。

(2) 放送行政 (放送法、周波数割当、規制)

- 郵政・情報通信新・技術省²¹³ (Ministre des Télécommunications, des Postes et des Technologies de l'Information et de la Communication) : 政策策定、RTSの管理監督
- 電気通信調整庁 (ARTP: Agence de Régulation des Télécommunications et des Postes) : 規制制定、ラジオ・衛星放送許認可、政府政策の推進
- ハイレベル勧告委員会 (HCA : The Haut Conseil Audiovisuel) : 放送内容の監視

208 民族・宗教が異なる南部カザマンス地方では、カザマンス民主勢力運動 (MFDC) による分離独立運動が武力闘争化した。2000年に政府・MFDC間で停戦協議実施が合意されたが、翌年に交渉は停滞。2004年に和平合意書の署名に至ったが、和平・復興に大きな進展は見られておらず、MFDC強行派による散発的な活動が続いている。

209 RTSのラジオ放送は政府の管理下にあるが現政権に偏らず公正な情報を伝え不正抑制にも貢献したと一定の評価を得た (JBIC;2006)。一方で、RTSのテレビ放送は現政権への偏りを指摘された (RSF;2007c)。

210 REPUBLIQUE DU SENEGAL(2002)

211 ①富の創出、②基礎社会サービスへのアクセス改善の加速、③社会保障、リスク災害の予防と対策、④グッドガバナンスと分権化型・参加型の開発

212 NEPADの目標を踏襲した内容で、特にグッド・ガバナンス、インフラ整備、投資促進、ICTの推進が優先分野。

213 旧情報通信新技術・アフリカ協力省。

関係法では「電気通信法²¹⁴」が情報通信全般を包括し、地上波テレビ放送は民間事業者には解放されていない。その他、放送局に情報の多様性を求めて、政党や国会討議の放送に関して定めた「ラジオ・テレビ多様性に関する法²¹⁵」や、ジャーナリストの権利と職責に関する「ジャーナリスト法²¹⁶」などがある。

郵政・情報通信・新技術省が放送分野の政策策定を担当、また、自主管理権を有する国営企業であるRTSを管轄下に置いている。2001年「電気通信法」改正時に設置されたAFTPは、情報通信技術全般を担当する独立規制機関で、政府政策に沿って管轄業務を行っている。

番組内容に関する法制度では、上記「ラジオ・テレビ多様性に関する法」が挙げられる。1989年に設置されたHCAは、大統領任命の委員が放送内容を監視し、政府へレポートを提出する諮問委員会的存在で、規制制定などの役割は無い。言論の自由は憲法で保障され、検閲は行われていないが、反政府勢力に関する問題など特定分野の報道では圧力がかかることもある²¹⁷。

(3) 放送局の現状

- 地上波テレビ放送 : 国営1局 (RTS)
- ラジオ放送 : 国営1局 (RTS)、その他50～100局

国営放送RTSの前身は1939年に開局し、近隣仏語圏諸国へラジオ放送を行っていた古い歴史をもつ。その後、1973年にテレビ放送を開始、我が国の協力で放送センターを建設し、現在に至った。唯一の地上波全国放送で、光ファイバーや衛星伝送を使い、人口の70%²¹⁸をカバーすると言われる。総合チャンネル (RTS) は仏語、ウォロフ語、その他6言語を使用し、1日平均13時間放送²¹⁹している。また、2004年に民間資本と共同で娯楽チャンネル (RTS-2) を開始し、音楽中心に放送している。特筆すべきはその経営で、政府補助金²²⁰、広告収入、その他イベントが資金源であるが、国営局では珍しく、テレビ広告収入が好調で主要財源となっている²²¹。

地上波の民間テレビ放送は許可されていない。民間の衛星・ケーブル放送があり、フランスの民間放送などが視聴可能であるが、その普及率は定かでない。

RTSのラジオ放送は、AM放送で開始されたが、近年はFM放送が中心となっている。24時間の全国放送のほか、各地域局制作の地域放送があり、特に地方局の番組は仏語、ウォロフ

214 Code des Télécoms (REPUBLIQUE DU SENEGAL;2001)

215 Loi n° 92-57 du 3 septembre 1992 relative au pluralisme à la radio télévision (REPUBLIQUE DU SENEGAL;1992)

216 LOI RELATIVE AUX ORGANES DE COMMUNICATION SOCIALE AUX PROFESSIONS DE JOURNALISTE ET DE TECHNICIEN (REPUBLIQUE DU SENEGAL;1996)

217 2005年に民間FM局Sud FMが反政府勢力リーダーのインタビューを放送した後、放送局が閉鎖され局員の逮捕された事例がある (RSF;2006)。

218 RTSによる (JICA;2006)。

219 平日は平均12時間 (12:00-24:00)、水曜と休日は約15時間 (9:00又は10:00-24:00)。

220 電力公社 (SENELEC) の電力料金徴収時に地方税 (25%) の一部として徴収したものが財源。

221 テレビ広告収入は、2003年度5.38億円、2004年度6億円以上 (JICA;2006)。

語に加え多様な地方言語が使用され、地方住民にとってはラジオが主要な情報源と言える。

ラジオ放送は規制緩和が進み、民間へも解放されている。1994年に初の民間局が開局後、新聞社やフランスの民間局を中心に開局が続き、現在はコミュニティーラジオと合わせて50～100局あると言われている。広域放送を行う局もあるが、全て地域放送である。

1996年に初のコミュニティーラジオが開局し、2005年までに14局²²²が放送を開始した。政府の助成金制度があるものの、その財源は限られているが、申請数は増加している²²³。2004年に、当時の情報省がコミュニティーラジオに関する規制案を提案したが、実現に至らなかった。

(4) 課題

- ・ コミュニティー放送に関する法整備：

民間・コミュニティーラジオ放送が増加しているが、法制度が存在しない。その健全な発展のためには、定義や役割といった理念面と、許認可制度の透明化や周波数割当など行政面での規制の整備が急務である。また、スタッフがプロでないことが多いため、公正で質の高い番組制作には技術者や運営スタッフに加えプレゼンターの育成も重要である。

- ・ 無情報地域の解消：

地方地域を中心に無情報地域が存在する。今後、それら地域を中心に、国際機関の支援によるコミュニティー放送設立が増加すると予想されるが、多民族国家では全国民が同じ情報を共有することも重要である。国営放送としてRTSの設備拡充による人口カバー率の拡大が望まれる。

- ・ RTSの更なる発展：

RTSの広告収入の増加は番組内容への評価とも受け取れるが、地上波テレビはRTSの独占状態であることも一因である。今後、ケーブル・衛星放送との競争は激しくなると予想され、多様な番組制作への継続した努力、更なる経営的自立と設備改善・整備、人材育成が重要である。また国営局経営のモデルとなりえることから、近隣諸国に対する知識移転などの取り組みも期待される。

5-5-4 ナイジェリア

ナイジェリアは西アフリカ最大の国で、広大な国土に250以上の民族・部族が住み、また遊牧民と遊動漁民合わせて930万人が住んでいる。1960年に独立したが、クーデターが頻発し、1999年に民政に移行するまで、軍事政権が長く続いた。OPEC第4位の産油国であるが、原油収入が適切に

222 14局のうち6局はダカール、8局が地方地域で放送。

223 2004年度にARTPは新たに32局へ免許を公布したほか、100局以上が申請中と言われる(AMARC;2005)。

利用されなかったため、貧困緩和やインフラ整備は進まず、経済も低迷を続けているほか、政治の腐敗と汚職、累積債務、治安不安定²²⁴など課題が多い。ラジオ・テレビともに地域放送をベースとする放送局が数多く存在するが、そのカバー範囲は定かではない。

(1) 国家政策

1996年に包括的な経済・社会・政治プログラムである「VISION2010」を発表、規制緩和方針のもと、貧困削減のための3緊急重点課題²²⁵を設定した。民政移行後、1999年の「ナイジェリア経済政策1999-2003」を経て、2004年に「国家経済強化開発戦略（NEEDS）²²⁶」が策定された。PRSPでもあるNEEDSでは、4つの目標²²⁷を達成するため、6セクター²²⁸に重点的に取り組んでいる。特に力点を置く教育分野では、ラジオを利用した遠隔教育の推進が戦略の一つとして挙げられており、放送分野との連携が求められている。

(2) 放送行政（放送法、周波数割当、規制）

- 情報通信省（Federal Ministry of Information and Communications）：政策策定、周波数計画等
- 国家放送委員会（NBC: National Broadcasting Commission）：放送局許認可、メディア全体の監視、規制制定
- 国立報道委員会（NPC: National Press Council）：報道・ジャーナリズム全般に関する規制制定・監視
- 国家周波数運営委員会（NFM: National Frequency Management Council）：情報通信省とともに周波数計画

関係法では1992年の「NBC法²²⁹」によって許認可制度が定められ、民間事業者の設立が認可されることとなった²³⁰。その他、各委員会設置を定める法律が存在する。

放送分野の主管庁は情報通信省で、政策策定を管轄するほか、上記規制機関や公共テレビ局NTA（Nigeria Television Authority）、ラジオ局FRCN（Federal Radio Corporation of Nigeria）を管轄下に置いている。

放送局や放送内容については行動規範²³¹があり、メディアや個人を監視するNBCとNPCは規範に則り、必要な措置をとることが認められている²³²。軍事独裁政権が長く続いたことも

224 特に2005年9月以降は、産油地帯であるナイジャー・デルタ地域での石油プラントの爆破、外国人労働者の誘拐等が相次いでいる。

225 ①生活水準向上、②石油依存体質脱却のための農業生産性向上、③インフラ整備

226 National Economic Empowerment and Development Strategy (Federal Republic of Nigeria;2004)

227 ①富の創出、②雇用創出、③貧困削減、④価値の新たな方向づけ

228 ①農業・農村開発、②道路、③教育、④保健、⑤水供給、⑥電力

229 National Broadcasting Commission Decree (Federal Republic of Nigeria;1992、1999)

230 1979年制定の憲法で政府系機関に限らず大統領に認可を得ることで放送局を設立できることが明記されたが、実施体制は確立されず実現されなかった（AMARC;2005）

231 ジャーナリストの行動規範には Code of Conduct of the Nigerian Union of Journalists がある。

232 BBC WorldService Trust (2006)に詳しい。

あり、行政側・報道側ともに汚職体質や圧力が残っており²³³、独立メディアの閉鎖やジャーナリストの逮捕も続いている²³⁴。

(3) 放送局の現状

- 地上波テレビ放送 : 公共40局以上²³⁵、民間約17局²³⁶
- ラジオ放送 : 公共30局以上²³⁷、民間約14局²³⁸
- 国内事業者による衛星放送 : 8局
- ケーブルテレビ : 約35事業者

公共テレビ局NTAの前身であるナイジェリア放送公社は1957年に開局し、積極的な設備投資に加え、地方政府が管轄していた10地方局を統合し、サービスを拡大した。1977年にラジオ部門が分割され、現体制となった。唯一の全国放送を行うテレビ局で、全国放送は2チャンネル、その他地域局が制作する地域放送がある。また、一般も参加可能な研修機関²³⁹を持つ。その他、地方政府・自治体が管轄する地方放送局が数多く存在する。

民間テレビ局は1993年に始めて開局した。全て地域放送で、限られた主要都市にのみ存在している。

公共ラジオ局FRCNの前身は1933年に開局し、現在は短波9チャンネル、中波7チャンネルとFM放送を保有し、全国放送を行う唯一の局である。全国放送は中波を使用し、5地域拠点局に衛星回線を通じて配信を行い、地域放送は地域拠点局や各州にあるFM局が制作し放送している。地域放送局は各局で予算を管理し²⁴⁰、編成も行っており、全国放送枠以外は地域に合わせた独自性が打ち出されている。その他、地方政府・自治体が管轄する地方放送局が数多く存在する。

現在、多くの民間ラジオ局が存在するが、多くは主要都市にあるFM局であり、地方農村部はカバーされていない。コミュニティーラジオは長年開局されず、近年、大学に開設された1局²⁴¹のみである。政府やNBCはコミュニティー放送の開局を推奨している²⁴²が、国際機関も含め大きな動きはない。

233 BBC WorldService Trust (2005)

234 多くは政府や政府関係者の批判が直接または間接的な原因となっており、何度も閉鎖されている独立テレビ局もある (RSF;2007d)。

235 全国放送は NTA のみ、その他は地方政府・自治体などが管轄する地域放送局 (NBC)。

236 2007年2月、これに加えて10局が認可された (NBC;2007)。

237 全国放送は FRCN のみ、その他は地方政府・自治体などが管轄する地域放送局 (NBC)。

238 2007年2月、これに加えて27局が認可された (NBC;2007)。

239 N.T.A. Television College、1980年に開設 (NTA Television College)。

240 地域拠点局の主財源は政府補助金と放送料 (番組へのスポンサーシップ) で、地域放送はそれぞれ独自に放送料を得て予算を管理し、運営している。 (JICA;2007)。

241 University of Lagos の構内に開設されている。

242 funferal (2007)

(4) 課題

- ・ 中波放送の充実：

ナイジェリアには遊牧民と遊動漁民合わせて930万人が住んでおり、就学の機会が少ないことから、その識字率は0.2～2%と極端に低い²⁴³。テレビや電話に比べてラジオの普及率が高いことから²⁴⁴、国立移住遊牧民教育委員会も現地語での教育・啓発番組を作成し放送している。FRCNは近年FM放送の拡充に力を入れているが、彼らの居住地域では中波・短波放送のみ視聴可能であることから、中波放送の設備拡大と番組充実も望まれる。

- ・ 遠隔教育と放送：

国家計画において、教育が重点分野に挙げられ、広大な国土での教育充実のため、ラジオ放送による遠隔教育が期待されている。しかし、放送局は教育機関ではなく、フォーマル教育向けの番組制作は無理であり、かつ、放送料が重要な財源であるため、教育機関へ放送枠を無償で提供することは財政難を招きかねない。近年、FRCNの放送料が高騰し、教育番組を提供しにくくなっており、遠隔教育へのラジオ放送の利用について、政府、教育機関、放送局が協調し、計画・実施していくことが必要である。

- ・ 行政と電波の分権化：

規制機関が情報通信省の傘下であり、様々な面で政府の影響を受けることは避けられない。独立機関の設置や、地方政府・自治体による公共放送を網羅する体制作りが望まれる。また公共・民間局ともに主要地方都市に集中しており、かつコミュニティー放送が発展していないことから、地方住民の情報源が限られている。より広い範囲へ、多くの情報を伝達する設備の整備、より多くの言語を使用した番組制作、コミュニティー放送推進のための制度制定も重要である。

5-6 中近東

1990年代以降、アルジャジーラに代表される民間衛星放送の出現で、アラブ地域のメディア地図は激変した。民主化路線を進める国や地域では、放送分野の自由化によりメディアが多様化し、ビジネスとして発展している²⁴⁵。一方で、その他の多くの国や地域では、国営局は直接または間接的に政府管理下にあるため、自由な報道は困難であり、民間局も宗派、政党、有力者の意向が反映される傾向にある²⁴⁶。そのため、政治・宗教的対立が激化すると、放送内容にそれが投影されることも多く、市民の情報伝達ツールとしての役割から乖離している面もある。一般的に、コ

243 ナイジェリア全体の成人識字率は67%（2004年）。

244 国立移住遊牧民教育委員会によれば、2004年の遊牧民のラジオ普及率は86%（JICA;2007）

245 特にカタールやUAEのドバイ政府はメディア分野への積極的であり、ドバイでは中東メディアのハブとなるDSC（ドバイメディアシティ）を建設している。

246 IMS（2004）に詳しい。

コミュニティー放送を含め市民主体の独立メディアへの投資メカニズムが確立されておらず、ほとんど存在しない。

5-6-1 アフガニスタン

1979年の旧ソ連侵攻と、その後のタリバン出現に代表される地域紛争により、国は大きく荒廃した。1996年のタリバン政権誕生後は、テレビ放送の禁止、ラジオ放送でも検閲や報道規制が厳しく行われた。22年にも及ぶ紛争は教育水準の低下を招き、成人識字率は34%まで低下²⁴⁷し、文字を使用しないテレビやラジオによる教育効果への期待は高い。また、新政府のもと、民主的な国づくりを目指すアフガニスタンにとって、メディアによる情報普及は国民の国政参加のための第一段階であり、言論や報道の自由の確立とともに、メディアの再建に踏み出した。

(1) 国家政策

2001年の暫定政権発足後、2002年1月に東京で開催されたアフガニスタン復興支援国際会議では、6分野²⁴⁸が復興のための優先分野として確認され、総額45万ドル以上の国際支援が決定した。アフガニスタン政府は、同年4月に「国家開発フレームワーク (National Development Framework) ²⁴⁹」を発表し、今後の開発計画の枠組みを示した。放送分野は「人的資源・社会資本」分野の中に位置づけられ、援助協調のもと²⁵⁰、国際支援による多くの復興支援プロジェクトが実施された²⁵¹。2006年、より中長期的な開発計画に移行した国家政策「アフガニスタン国家開発戦略 (ANDS) ²⁵²」を発表し、同戦略では、1、3、5年後に中間目標を設定し、15年後にMDGsを達成することを目標に、3主要課題²⁵³を設定した。経済社会開発の中で、非識字人口への情報伝達や政府のチェック機能としてメディアの重要性を確認、国民の情報へのアクセスの確保を目指し、2010年までにメディアの独立性と情報の多元性確保を目指す五カ年計画を立てている。

その他、2006年にUNESCOと特別委員会²⁵⁴を設置し、放送分野やメディアを含む情報通信技術の開発について中期的戦略を検討している。

247 2003年の15～24才の識字率 (Central Statistics Office of Afghanistan;2005)。

248 ①行政能力の向上、②教育、③保健・衛生、④インフラ整備 (特に道路、電力および通信)、⑤経済システムの再建、⑥農業および地方開発

249 開発の枠組みを①人的資源・社会資本、②インフラ、③投資環境・制度、とした。

250 各分野ごとに「諮問グループ (Consultative Group)」を設け援助協調を図った。放送分野は、アフガニスタン側の主務官庁は情報文化省、支援側は UNESCO がとりまとめ機関。

251 我が国の放送分野の主要事例では、2002～2004年にRTAの施設整備として「カブールTV放送局機材整備計画」、「放送施設整備計画」を実施。

252 ANDS (Afghanistan National Development Strategy) はアフガニスタンのPRSPでもある (Islamic Republic of Afganistan; 2006)。

253 ①治安、②統治・法の支配・人権、③経済社会開発

254 特別委員会 (ad-hoc independent High Commission of Information and Communication for Afghanistan) は、アフガニスタンにおける情報通信技術分野の中長期計画の検討を目的に設置。その中でメディアへの資金支援における手法も検討されている (UNESCO ; 2006)。

(2) 放送行政（放送法、周波数割当、規制）

- 文化青年省²⁵⁵（Ministry of Culture and Youth Affairs）：放送分野の規制と事業者の許認可を所管、その他放送分野全般に関する政策推進等
- 情報通信省（MCIT: Ministry of Communications and Information Technology）：周波数割当・免許公布・監視

2002年2月に検閲制度を廃止し、思想と言論の自由を認めた「プレス法」を制定した。2004年の同法改定により「メディア法」となり、民間局が認可された。その後、2006年3月に「マスメディア法」を大統領の勅令として公布し、国内外のメディアとその活動に対して比較的自由的な枠組みとなっている²⁵⁶。放送分野は文化青年省の所管であるが、上記「マスメディア法」でメディアの独立性向上を目指すため、新たに5委員会を設置することとした²⁵⁷。

放送番組に対する規制ではないが、番組内容や出演者（女性はヘジャブの着用）に対するイスラム守旧派の監視が厳しく行われている²⁵⁸。また報道を巡っては、治安当局、過激派、政府関係者、議員、地方有力者などからの圧力もあり、記者やスタッフの殺害、逮捕、脅迫や暴力が後を絶たないのも現状である²⁵⁹。

(3) 放送局の現状

- 地上波テレビ放送　　： 国営1局（RTA）、民間6局
- ラジオ放送　　　　　： 国営1局（RTA）、民間約50局、コミュニティーラジオ多数

国営テレビ局RTA（Radio and Television of Afghanistan）は、1978年に我が国の援助により放送を開始し、1996年以降、タリバン政権によるテレビ放送禁止により、5年間にわたり放送を停止していた。6主要都市にラジオとテレビを運用する拠点局があったが、内戦時にその設備の多くが破壊されたため²⁶⁰、一部地域のみを対象として再開し、全国放送への拡大も検討されているが、後述の課題もあり容易ではない。平日は、夕方から平均5時間、休日は、午前から平均8時間放送している。ニュースはカブール本局にてダリ語とパシュトゥー語で制作され、衛星伝送し地方局でも放送されるが、各地方局も番組を制作し地域放送を行っている。

255 旧情報文化省（Ministry of Information and Culture）

256 MFA (2006)

257 設置が発表されたのは、①メディア高等評議会（The Media High Council）：メディア全体の監視・監督、②民間・個人メディア委員会（The Private and Personal Media Commission）：主に民間局と民間通信社の監視・監督、③国営 RTA 委員会（National Radio-Television Afghanistan Commission）：RTAの経営・放送について指導・監督、④バフタール通信社委員会（The Bakhtar Information Agency Commission）；国営バフタール通信社の監督、⑤メディア苦情・違反委員会（The Evaluating Commission）：メディア関連紛争処理、である。一部委員会は活動が確認されるが、どの程度機能しているのか実態は不明。

258 憲法でも言論と報道の自由は保障されているが、イスラム法に反しないことが前提。

259 （NHK 文化研究所;2007）、（RSF;2007a）。また最新の動向は INTERNEWS が毎月リリースする”Newsletter on Freedom of Journalism in Afghanistan”に詳しい。

260 対テロ対策により各地送信所や本局と地方局を繋いでいたパラボラアンテナも破壊された。

初の民間テレビ局は2004年に開局し、徐々に増加して、都市部では急速に視聴者を獲得している。まだ、全国放送は行われておらず、カバー地域に合わせ、ダリ語、パシュトゥー語、ウルドゥ語、英語で放送されている。報道と娯楽を提供する総合編成局と娯楽中心の局があり、娯楽番組については宗教関係者からの批判が強い。ケーブルテレビは、カブールや主要都市で事業者が設立されているが、まだ市場は大きくない。

国営ラジオ局RTAは1940年に放送開始し、国土の91%をカバー²⁶¹しているといわれており、特に地方では主要情報源となってきた。各州に地方放送局があり、カブール本局制作の全国ニュース以外は地域に密着した番組を制作し放送している。現在は、カブールで平均9時間放送しており、地方局はそれぞれ異なる編成と放送時間で放送している。

2003年に初の民間ラジオ局が開局し、その後も言論と報道の自由の定着を目指して、国際機関、各国ドナー等の支援により、続々と民間局が設立された。特定地域での放送が基本であるが、広域放送を行う局も出現しており、視聴者も増えて、ラジオ広告放送の市場形成が進みつつある。民間局の放送地域拡大により、コミュニティーラジオとのシェア争いも懸念されている。

コミュニティーラジオ局は海外の支援により数多く設立されており、局が扱う中心分野に合わせ、その分野を専門とするNGOや国際機関が支援している事例が多い。女性の社会参加促進やノンフォーマル教育を中心とする局も多く、スタッフに女性を多く起用するといった運営面での取り組みも見られる。

(4) 課題

- ・ 電力供給の拡大：

公共電力の供給を受けているのは国民の6%と言われ²⁶²、供給地域でも計画停電が多い。これは安定した番組制作に支障をきたすほか、カバー地域内でも自家発電設備がなければ視聴できず、視聴者が限定されている。全国放送の開始や放送時間の拡大の前に、電力の整備が望まれる。

- ・ RTA再建：

テレビ部門で全国放送への拡大が検討されているが、既存施設の老朽化や本局と地方局での方式の違い²⁶³など課題が多く、財政的にも自力での大規模な設備拡大は困難である。また、政府やイスラム保守派などへの配慮から、自由な番組編成・制作が困難なうえ、民間局の増加もあり、人気はテレビ・ラジオともに民間局が先行している。再建とともに、運営面²⁶⁴、設備投資計画、国民に対する役割などRTA全体の中長期的戦略が必要である。

261 RTA の独自調査による。

262 ANDS (Islamic Republic of Afghanistan; 2006)。

263 多くの地方拠点局はソ連による侵攻時に整備されたため送信設備や制作機材がソ連製の SECAM 方式で、カブール本局の PAL 方式と異なる。この違いは全国放送ネットワーク構築の障害となる。

264 政府から独立した公社 (ANPSB: Afghan National Public Service Broadcaster) への移行も検討の動き

- ・ 言論・報道の自由とメディア支援：

言論や報道の自由の定着には時間を要すると推測され、地道な取り組みや国内外からの監視も重要である。言論の自由やグッドガバナンス確立を目指し、各国ドナーや国際機関がメディア支援を行っているが、一部ではパブリック・ディプロマシーや先進国のプロパガンダと誤認されることもあり²⁶⁵、運営体制や広報、番組内容など細心の注意が必要である。

5-7 東ヨーロッパ

東ヨーロッパは、旧共産主義体制崩壊以降、放送の自由化が進み、1990年代前半から設立された民間局は全ての国に存在し、特に都市部では、隣国のものを含め、衛星放送やケーブルテレビなど情報の選択肢は増加している。また、ラジオ・テレビの保有率が比較的高いことも特徴である。一方で、EU加盟国²⁶⁶、加盟候補国²⁶⁷、紛争後の復興から経済開発段階へ移行しつつあるボスニア・ヘルツェゴビナ、アルバニア、セルビア、モンテネグロ、同地域の最貧国であるウクライナやモルドバでは地域内の経済的格差が生じており、この格差は放送分野の発展度とも重なる。紛争による爪痕がインフラ分野に残る国では、一部放送・送信設備の再整備が必要であり、全国放送が国営局のみであるウクライナ²⁶⁸やモルドバ²⁶⁹では、地方に存在する地上波無情報地域の解消が課題である。

電波は近隣諸国との調整が重要であるため、EU圏で進む放送の融合、地上デジタルテレビ放送開始に伴い、各国へのデジタル周波数割当²⁷⁰など地域的な取り組みが進んでいる。今後もEU全体の協調のもと、進行することになる。

がある (RTA)。

265 パブリック・ディプロマシーとは、通常のディプロマシー (外交) が政府間で行われるのに対し、別的手段を使用して市民レベルで自国の外交を繰り広げることを指す。中東では米国がパブリック・ディプロマシーを目的にボイス・オブ・アメリカ、ラジオ・サワ、アル・フッラを放送しており、米国のプロパガンダとの批判もある (清水 ; 2007)。この印象が強い国や地域では、対象国での独立メディア確立を真の目的とした他のメディア支援プロジェクトが、パブリック・ディプロマシーやプロパガンダと誤解されることもある。

266 ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロベニア、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、ブルガリア。これらの国では、地上デジタルテレビ放送やインターネットでのストリーミングといった新技術を取り入れた実験が多く行われている。

267 クロアチア、マケドニア、セルビア

268 民間テレビ局 (ICTV、STB) は地域放送であるが、ネットワークを組み全国放送に近い規模で放送を行っている。

269 22 地域で地方ラジオ局がなく、15 地域で地方テレビ局が無い (allmoldova;2007)。国営放送 (TRM) は政府統制下にあることから、無情報地域でなくとも地方地域の放送充実が課題である。

270 2002 年には CIS 諸国と東ヨーロッパ諸国による地上デジタルテレビ放送の周波数分配会議が開催され、各国に周波数が割り当てられた。